

**平成23年度開発援助調査研究業務  
「MDGsの達成に向けた  
諸外国政府及び財団による民間企業に対する支援制度」**

**調査研究報告書**

**平成24年3月  
株式会社三菱総合研究所**

## 目次

1. 調査の目的と進め方	4
(1) 調査の背景と目的	4
(2) 調査研究事項及び方法	4
① 調査研究事項	4
② 調査対象国	4
(3) 調査研究方法	5
2. データ収集 (MDGs に資する活動を行う日本企業が応募資格を有する国内外における助成制度に関する情報収集)	6
(1) 調査方法	6
① 日本・政府機関	6
② 日本・財団法人	6
③ 海外・政府機関	6
④ 海外・財団法人	6
(2) 日本	7
① CDM を利用したコベネフィット支援事業	7
② 政府開発援助ユネスコ活動費補助金	8
③ アジア隣人プログラム	9
④ 研究助成プログラム	10
⑤ 国際交流・多文化共生推進助成事業	11
⑥ 毎日社会福祉顕彰	12
⑦ 社会的・文化的諸活動助成	13
(3) 米国	14
① グローバル・デベロップメント・アライアンス	14
② コラボレーション・アグリーメント	16
③ グローバル・フレームワーク	16
④ ディベロップメント・イノベーション・ヴェンチャー (DIV)	17
⑤ ヘルス・プログラムのためのテクノロジー	20
⑥ 気候変動に耐性のある穀類	23
⑦ テクニカル・リーダーシップ 2012 のためのアニュアル・プログラム・ステイトメント (APS)	24
⑧ アグリカルチュラル・コマーシャリゼーション・アンド・イノベーション・アクティビティ	25
⑨ 食料安全保障、栄養、生物多様性と保護のためのアニュアル・プログラム・ステイトメント (APS)	26
⑩ パブリック・プライベート・イノベティブ・ディヴェロップメント・イニシアティブ	28
⑪ セイビング・ライブズ・アット・バース (グラント・チャレンジ・フォー・デベロップメント)	30
⑫ オール・チルドレン・リーディング (グラント・チャレンジ・フォー・デベロップメント)	31

(4) カナダ .....	33
① Investment Cooperation Program (INC) .....	33
② Saving Brains.....	36
③ Integrated innovations in global mental health.....	38
④ Canada Fund for African Climate Resilience .....	40
⑤ 開発パートナープログラム- 200 万ドル未満プロジェクト .....	42
⑥ 開発パートナープログラム- 200 万ドル未満プロジェクト .....	44
⑦ ムスコカ・イニシアティブ・パートナーシップ・プログラム .....	47
⑧ ハイチ復興再建プログラム .....	49
(5) 英国 .....	51
① アフリカ企業チャレンジファンド・ジンバブエ (AECF ZW) .....	51
② アフリカ企業チャレンジファンド・タンザニア農業ビジネス窓口競争 (IZAN) .....	53
③ 再生可能エネルギー、及び気候関連技術への適応 (REACT) .....	55
④ 食品小売産業チャレンジファンド (FRICH) .....	57
⑤ 責任ある衣類セクター (RAGS) チャレンジファンド .....	59
⑥ アフリカ新興インフラファンド (EAIF) .....	61
⑦ 金融教育ファンド (FEF) .....	63
⑧ CDC (領土開発公社) による投資 .....	65
⑨ ワーテルロー財団の助成制度 .....	66
⑩ 高等教育開発パートナーシップ (DeLPHE).....	69
(6) オーストラリア .....	71
① 企業チャレンジファンド (Enterprise Challenge Fund) .....	71
② コマーシャリゼーション・オーストラリア .....	73
③ カウンシル・フォー・オーストラリア- アラブ・リレーション・グラン ト・プログラム(CAAR) .....	75
④ オーストラリア-タイ・・インスティテュート (ATI) グラント.....	77
(7) フランス .....	79
① FASEP スタディ .....	79
② FASEP グリーンイノベーション .....	81
③ FASEP 職業訓練 .....	83
④ FASEP 企業の監査、社会、環境責任 (FASEP Auditing and RSE).....	85
⑤ SIDEX 個別化輸出プロセス支援スキーム (individualized export process support scheme).....	87
⑥ イニシアティブ 5% (Initiative 5%) .....	89
3. 収集した事例の類型化 .....	91
(1) 概要 (事業主体・事業規模等) .....	91
① 日本 .....	91
② アメリカ .....	91
③ カナダ .....	91
④ 英国 .....	91
⑤ オーストラリア .....	92
⑥ フランス .....	92

(2) MDGs に資する分野（保健・教育・食料・環境（水を含む）・開発に 資するサービス（マイクロファイナンス等）のいずれに関連が深いか。 ....	92
(3) 助成規模（金額） .....	92
(4) 助成の条件（報告の有無等） .....	93
4. 申請フロー .....	94
5. 過去の採択案件の事例化 .....	97

## 1. 調査の目的と進め方

### (1) 調査の背景と目的

ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成年である 2015 年まで残すところ 5 年となった。既存のアプローチでは、すべての目標を達成することが難しいため、民間活力の動員が必要であるという共通認識に至った。

しかし、国際社会は新興ドナーとして民間企業の参入を促進するにとどまり、民間セクターによる開発への効率的・効果的な貢献手法は一定のモデルがない。減少傾向にある ODA 予算の中、また新興国の新しく強力なアクターが現れ我が国のドナー間における相対的地位が低下する中、我が国の援助を国際場裡で主流化し、プレゼンスを高めるには、官民の資源を結集し、最大限に活用する必要がある。右観点から、MDGs 達成へ関心を寄せる日本企業の活動を促進することは不可欠である。

以上のような背景から、本研究では、日本企業が応募資格を有する助成制度一覧を作成することを目的とした。

### (2) 調査研究事項及び方法

#### ① 調査研究事項

本調査研究は、以下の事項を対象として実施した。調査対象国は日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランスの 6 カ国 (調査対象国の選定の考え方は次項参照) として、データ収集を行った。

#### (a) データ収集

- 1) MDGs に資する活動を行う日本企業が応募資格を有する国内外における助成制度に関する情報収集
- 2) 上記助成制度の類型化
- 3) 申請フロー概要及びポイントの図式化 (外国語の場合は日本語化)
- 4) 過去の採択案件の事例化

#### (b) その他

日本企業が応募資格を有しないが、開発成果をあげているなど特筆すべき支援制度があるかその概要調査の実施。

#### ② 調査対象国

本調査の対象国 (日本企業が応募資格を有する助成制度を提供している政府・財団が属している国) は、以下の点に鑑み、日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス の 6 カ国とする

1. 日本語、あるいは英語で日本企業が応募できる可能性が比較的高いこと
2. ドナーが MDGs の達成に積極的であること
3. プレ調査や過年度の調査結果に基づき、短期間の情報収集のフィージビリティが比較的高いこと

### (3) 調査研究方法

本調査研究は海外協力機関と共同で、ウェブ・文献調査及び必要に応じて関係機関へのインタビュー調査を実施した。本調査では、「MDGsに資する活動を行う日本企業が応募資格を有する国内外における助成制度」を、MDGsの8つの項目に準じ、以下の分野における民間企業の活動促進に資する助成制度として定義した（特に、保健・教育に係る助成制度を重点的に調査した）。

1. 保健（医療、水道等）
2. 教育
3. その他（食糧、環境、開発に資するサービス（マイクロファイナンス等））

## 2. データ収集（MDGs に資する活動を行う日本企業が応募資格を有する国内外における助成制度に関する情報収集）

### （1）調査方法

MDGs に資する活動を行う日本企業が応募資格を有する国内外における助成制度に関する情報収集は、日本については、既に助成制度がリスト化されている点を活かして調査を実施、日本以外については、ドナーを起点とする情報・人的ネットワークを活用する方法で実施した。具体的には以下の方法により実施した。なお、本件調査は、2012年3月時点でウェブ等により公開されている情報を中心として取りまとめたものである。

#### ① 日本・政府機関

日本の政府機関の有する助成制度については、経済産業省、環境省、JICA等のウェブサイトを経網的に検索することにより助成制度を把握した。

#### ② 日本・財団法人

日本の財団法人の有する助成制度については公益財団法人助成財団センターのウェブサイト（<http://www.jfc.or.jp/>）において、日本の主たる民間企業の主たる助成制度のリストがデータベースとして公開されている。同サイトにおいては、約1,000件の財団法人に対して実施したアンケートをベースとしており、日本の財団法人による民間企業・NGOを対象とした助成制度の大半を網羅しているものと考えられる。今日時点の助成制度の検索が可能であり、また過去の採択課題についても検索が可能となっている。

そこで、日本については公益財団法人助成財団センターのウェブサイトから把握しうる範囲に限定して調査を実施した。

#### ③ 海外・政府機関

基本的には、海外政府機関が整備している助成制度については、各国のドナー機関に対して電話インタビューを実施することで把握することとした。必要に応じて、ウェブ・文献調査を実施し、インタビューで得られた情報を基に補足的な情報収集を行った。

#### ④ 海外・財団法人

海外政府機関が整備している助成制度を各国のドナー機関に対してヒアリングする際に、ドナー機関が把握している財団法人の関連助成制度の有無をヒアリングすることで、各国の財団法人が提供している助成制度の情報収集を図った。さらに、助成制度を提供している財団法人に対して、同様に、把握している財団法人の関連助成制度の有無をヒアリングすることで、調査対象国の財団法人が提供している助成制度の網羅的な把握に努めた。

## (2) 日本

調査方法に示した方法に基づき、日本の政府機関・財団法人が提供している民間企業向けの助成制度に係る情報を取りまとめた。

### ① CDM を利用したコベネフィット支援事業

国	日本
助成団体	環境省
助成制度名	CDM を利用したコベネフィット支援事業
助成制度概要	発生するクレジットの 50%以上を国に無償移転することを条件に、コベネフィットを実現する CDM プロジェクトの初期投資の 1/2 を補助する。
助成目的	京都議定書の削減目標を達成するための柔軟措置である「クリーン開発メカニズム (CDM) 」については、途上国が持続可能な開発を実現することが目標の一部に掲げられており、特に、途上国における温暖化対策と同時に大気汚染や水質汚濁、廃棄物問題の環境汚染対策等にも資する、いわゆるコベネフィット (共通便益) を達成する CDM 事業の実施が強く期待されている。本補助事業は、アジア各国の環境汚染対策ニーズに対応した CDM を利用したコベネフィット支援事業を実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットを実現することにより、途上国におけるコベネフィット CDM 事業の推進を図るものである。
助成規模 (金額)	初期投資費用の 1/2 (ただし、交付額は約 5.0 億円を上限とする。)
該当する MDGs 対象分野	その他 (温室効果ガス削減と同時に水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するコベネフィット CDM 事業)
応募条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 京都議定書に批准している国において実施する我が国の削減目標達成に貢献する CDM 事業であること。</li> <li>2. 水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資する事業であること。</li> <li>3. 事業の実施が事業実施国の経済社会への悪影響を及ぼさないものであること。</li> <li>4. 本事業の成果としての温室効果ガスの削減量及び環境問題対策の効果を定量的に把握できること。</li> </ol>
応募資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 民間企業</li> <li>b. 独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人</li> <li>c. 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人</li> <li>d. 国際コンソーシアム (日本法人 (登記法人) と外国法人により構成され、事業実施を効率的に推進する組織)</li> <li>e. その他環境大臣が適当と認める者</li> </ol> </li> <li>2. 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。</li> <li>3. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。</li> <li>4. 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。</li> <li>5. 環境省に対する経理、その他の説明・報告を日本語でできる体</li> </ol>



	制を有していること。
応募期間	平成 23 年 10 月 18 日 (火) ~11 月 18 日 (金) 18 時 (必着)
採択件数	1 件 (平成 23 年度)
採択実績 (どの企業が採択されたか)	マレーシア国における閉鎖処分場のメタンガス排出削減に伴う環境改善事業/東急建設(株) /マレーシア
その他	—

出所：環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14334>)

## ② 政府開発援助ユネスコ活動費補助金

国	日本
助成団体	文部科学省
助成制度名	政府開発援助ユネスコ活動費補助金
助成制度概要	ユネスコ活動の推進を目的とした民間団体に対して、ユネスコ活動の普及、ユネスコ関係機関・団体との協力・交流の推進、ユネスコ事業の促進のための次の事業に対して助成を行う。
助成目的	民間のユネスコ活動の振興に資する事業を行う団体に対して、当該事業を実施するために必要とする経費を補助することにより、我が国のユネスコ活動の進展ならびにユネスコを通じた交流の促進に寄与すること。
助成規模 (金額)	1 件当たり 500 万~2,500 万円程度、101 百万円
該当する MDGs 対象分野	主に教育 (アジア・太平洋地域等における開発途上国の教育、科学又は文化の普及・発展のための交流・協力事業)
応募条件	—
応募資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民間のユネスコ活動の振興に資するものとして、事業の計画が具体的に設定され実現性・妥当性があるとともに、補助事業の目的 (民間ユネスコ活動の助成を通じた我が国のユネスコ活動の進展ならびにユネスコを通じた交流の促進への寄与) と合致していること。</li> <li>2. 事業推進の方法、成果の普及方法等が具体性・的確性・実効性に優れていること。</li> <li>3. 事業の内容から、目的達成に資する高い成果を得られることが期待できること。</li> <li>4. 事業実施による成果及び課題に基づき、将来的に継続性や発展性が期待できること。</li> <li>5. 企画内容に対して、妥当な経費が示されていること。</li> </ol>
応募期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ユネスコ活動と関係があること、もしくはユネスコないしユネスコと関係のある機関と協力して事業を実施することができること。</li> <li>2. 民間のユネスコ活動の振興に資する事業に対する助成、かつ、直接又は間接に営利を目的としない事業に対する援助、という本補助金交付の前提を踏まえ、公益事業を行うことが可能な団体等であること。</li> <li>3. 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。</li> <li>4. 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。</li> <li>5. 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でな</li> </ol>

	いこと。
採択件数	平成 24 年 2 月 13 日（月曜日）17 時（必着）
採択実績（どの企業が採択されたか）	5～10 件程度採択する予定である。（各事業分類における最低採択事業件数は設けない。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度は財団法人ユネスコ・アジア文化センター及び社団法人日本ユネスコ協会連盟の事業実施を助成。</li> <li>今後本事業の再公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。</li> </ul>

出所：文部科学省ウェブサイト

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/detail/1314948.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1314948.htm))

### ③ アジア隣人プログラム

国	日本
助成団体	公益財団法人 トヨタ財団
助成制度名	アジア隣人プログラム
助成制度概要	<p>「相互理解の促進と人材育成」「環境に配慮した持続可能なコミュニティ形成」「各地域の抱える諸課題に対応する社会制度の構築及び再整備」という 3 つのいずれかの領域において、アジアにおける課題解決に取り組むプロジェクトを公募。本プログラムは 2005 年に設立され、以降毎年行われている。</p> <p>毎年 4 月ごろ応募が始まり、採択は外部有識者によって構成される選考委員会の審査を経て、9 月に開催される理事会にて決定。プロジェクト実施期間を 2 年間（11 月～翌々年 10 月末）と定め、その間の助成を行う。</p>
助成目的	<p>「よりよいアジアの未来を目指して」をテーマに、アジアのなかで、共有する課題を解決するための取り組みを公募し、次代を担う人びとに新たな生き方やそれを可能とする社会的モデルを提示し得るプロジェクトを支援する。</p>
助成規模（金額）	<p>助成金総額：1 億 2,000 万円。</p> <p>活動規模に応じて、以下の 3 つに分かれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>活動地域が単一国内の場合：上限 200 万円／2 年／件</li> <li>活動地域が二カ国以上の場合：300 万円～800 万円／2 年／件</li> <li>特別枠（活動地域二カ国以上）：1,000 万円～1,500 万円／2 年／件</li> </ol> <p>※特別枠については、応募の前にトヨタ財団の担当プログラムオフィサーへの事前相談が必要。応募状況によっては特別枠での採択を見合わせる場合もある。</p>
該当する MDGs 対象分野	主に保健（貧困と飢餓の撲滅、初等教育の達成、疾病の蔓延防止、幼児死亡率の引き下げ、妊産婦の健康状態改善、環境の持続）
応募条件	応募資格以外は特になし
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍、所属、学歴、居住地などによる制限なし。</li> <li>活動地域はアジアに限定。</li> <li>研究に重点を置いた取り組み、研究者を中心とした取り組みは対象外。</li> <li>奨学金、イベントの開催、団体（組織）の経常的な活動等は対象外。</li> </ul>

応募期間	2011年度の募集・採択は終了。 (財団ウェブサイトからの応募期間：2011年4月1日～2011年5月13日。郵送による応募の場合は同年4月1日～5月12日消印有効) 2012年度については未発表。
採択件数	多数
採択実績(どの企業が採択されたか)	2011年度採択実績(22件) 【一例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 案件名: ミャンマー・モン州における HIV 感染者支援のための 民間救急搬送事業</li> <li>• 応募団体: 一般社団法人裸足医チャンブルー</li> <li>• 概要 ミャンマー・モン州は土壌、気候ともに良いが、過去の長い内戦により大変貧しい地域である。またタイ国境に接し、移民労働者が多いという地理的、人口統計的な特徴より HIV が蔓延している。 国際財政援助機関は PLWHA (People Living with HIV and AIDS) の生命維持に必要な月一回の通院の為の交通費を支給していたが、2011年4月より幾つかの村でその支給を打ち切った。我々はそうした村の PLWHA が片道約二時間かかるモロミヤインの病院で診療を受けられるよう、救急搬送業を民間で立ち上げ運営しながら彼等の通院手段を確保する事業を企画した。 小型トラックに救急搬送用の資機材を搭載し、週一回は各地域の PLWHA の通院に利用、またそれ以外の日には救急搬送や富裕層の通院タクシーとして利用してもらおう。地域のコミュニティーにこの事業の意義の理解を求め、共済金を拠出してもらうことにより運営する。需要がありながらも公共のシステムが存在しない救急搬送、医療タクシーというサービスを地域で作り出すことにより、コミュニティーの組織化と自助能力の強化を促し、PLWHA の生活と地域の保健・医療の質を向上させる。 2010年以前の採択実績は下記のリンクから参照可能 <a href="http://www.toyotafound.or.jp/project/asian_neighbors/index.html">http://www.toyotafound.or.jp/project/asian_neighbors/index.html</a></li> </ul>
その他	「アジア隣人プログラム募集要項」等は以下のリンクから入手可能 <a href="http://www.toyotafound.or.jp/program/asian_neighbors.html">http://www.toyotafound.or.jp/program/asian_neighbors.html</a> 募集要項 <a href="http://www.toyotafound.or.jp/program/data1/yk_ajp_rinjin_2011_j-1.pdf">http://www.toyotafound.or.jp/program/data1/yk_ajp_rinjin_2011_j-1.pdf</a>

出所：公益財団法人トヨタ財団ウェブサイト

([http://www.toyotafound.or.jp/program/asian\\_neighbors.html](http://www.toyotafound.or.jp/program/asian_neighbors.html))

#### ④ 研究助成プログラム

国	日本
助成団体	公益財団法人 トヨタ財団
助成制度名	研究助成プログラム
助成制度概要	1974年の財団設立翌年1975年より毎年行われているプログラム。現代社会が直面している課題への直接的な行動としての研究を支援するため、社会的意義の大きい研究を募集。
助成目的	「よりよい未来を築く知の探究」をテーマとして、人びとが互いに支えあう心豊かな社会の実現をめざす研究プロジェクトを支援
助成規模(金額)	助成金総額1億5,000万円。

	<p>&lt;カテゴリーA&gt;共同研究：上限 1,000 万円／件とし、1 年あたり 500 万円／件以下。（カテゴリーA の 1 と 2 各総額 6,000 万円程度）</p> <p>&lt;カテゴリーB&gt;個人奨励：上限額 200 万円／件とし、1 年あたり 100 万円／件以下（総額 3,000 万円程度）</p>
該当する MDGs 対象分野	主に保健（貧困と飢餓の撲滅、初等教育の達成、疾病の蔓延防止、幼児死亡率の引き下げ、妊産婦の健康状態改善、環境の持続。）
応募条件	専門分野の枠を超えた既存の枠組みに囚われない、柔軟な発想に基づいた先駆的で、社会的意義の大きい研究プロジェクトを対象。カテゴリーB は新時代を担う研究者を支援する目的から、主に若手や在野の個人が実施する研究に対して助成する。
応募資格	国籍、所属、学歴、居住地などによる制限なし。 「共同研究」では取り組む研究に応じて、文化的背景や専門性等に適切な広がりをもった人々による体制が望まれる。
応募期間	2011 年度の募集は終了。 （財団ウェブサイトからの応募は 2011 年 4 月 1 日～5 月 13 日。郵送による応募は同年 4 月 1 日～5 月 12 日消印有効）
採択件数	多数
採択実績（どの企業が採択されたか）	過去の実績では主に大学による受託が多くなっている。
その他	「研究助成プログラム募集要項」は別添の PDF ファイル参照 トヨタ財団のウェブサイトへのリンク <a href="http://www.toyotafound.or.jp/program/research.html">http://www.toyotafound.or.jp/program/research.html</a> 募集要項 <a href="http://www.toyotafound.or.jp/program/data1/yk_kjp_kenjyo_2011_j.pdf">http://www.toyotafound.or.jp/program/data1/yk_kjp_kenjyo_2011_j.pdf</a>

出所：公益財団法人トヨタ財団ウェブサイト  
（<http://www.toyotafound.or.jp/program/research.html>）

### ⑤ 国際交流・多文化共生推進助成事業

国	日本
助成団体	財団法人 岐阜県国際交流センター
助成制度名	国際交流・多文化共生推進助成事業
助成制度概要	岐阜県の草の根国際交流・国際協力の推進や多文化共生に寄与する次の事業に対して助成する。
助成目的	岐阜県の草の根国際交流の推進
助成規模（金額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流・協力事業：原則として、助成対象経費の 2 分の 1 以内の額で 50 万円を限度。</li> <li>多文化共生社会づくり事業：助成対象経費の 3 分の 2 以内の額で 50 万円を限度。</li> </ul>
該当する MDGs 対象分野	全般（貧困と飢餓の撲滅、グローバル・パートナーシップの構築）
応募条件	岐阜県における国際交流や多文化共生に寄与する事業で、特に重要性、必要性が高く、独自性及び先進性があり、他団体の範になる事業と認められるもの。
応募資格	<p>&lt;公募&gt;在日外国人可/市民団体可/地域制限あり（岐阜県内）</p> <p>岐阜県内に活動拠点を有し、将来的にも継続して国際交流活動を行う見込みであり、かつ、事業の実施が確実に見込める団体等を対象。</p> <p>○対象外事業</p> <p>（1）公開性を欠く事業 （2）主体性を欠く事業 （3）県及び市</p>

	町村が主体となって実施する事業 (4) 政治活動または宗教活動と認められる事業 (5) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業 (6) 国際交流・協力を主たる目的としない事業
応募期間	現在募集中 一次募集： 2012年2月6日～3月2日 (2012年4月～2013年3月7日事業実施分) 二次募集： 2012年7月9日～8月3日 (2012年9月～2013年3月7日事業実施分)
採択件数	平成2010年度 17件
採択実績(どの企業が採択されたか)	大学の採択実績が多いものの、例えば『「岐阜県在住日系ブラジル人離職者帰国支援融資」実施に伴う損失の補填』(東海労働金庫)等の民間受託の実績もある
その他	助成金交付規程 <a href="http://www.gic.or.jp/japanese/pdf/joseikin/kitei.pdf">http://www.gic.or.jp/japanese/pdf/joseikin/kitei.pdf</a> 岐阜県国際交流センターウェブサイトへのリンク <a href="http://www.gic.or.jp/japanese/contents3-2.html">http://www.gic.or.jp/japanese/contents3-2.html</a>

出典：財団法人 岐阜県国際交流センター  
(<http://www.gic.or.jp/japanese/contents3-2.html>)

## ⑥ 毎日社会福祉顕彰

国	日本
助成団体	公益財団法人 毎日新聞大阪社会事業団
助成制度名	毎日社会福祉顕彰
助成制度概要	社会福祉の発展向上に地道に活動を続け貢献している団体、個人の顕彰。難民救援など国際協力を含む。1971年から毎年実施している。毎年3月ごろ公募が始まり毎日新聞に募集社告を掲載。所定の用紙で関係団体の推薦にて応募。厚生労働省、全国社会福祉協議会、日本社会福祉学会、毎日新聞社の関係者で構成される審査委員会により決定。9月中旬の毎日新聞紙上で受賞者の発表。10月上旬表彰式を行い賞金と賞牌を贈呈する。
助成目的	社会福祉の増進と相互扶助精神を育て、新しい福祉国家の形成と進展に寄与すること。
助成規模(金額)	3件の受賞者に賞牌と賞金(1件100万円)
該当するMDGs対象分野	全般(貧困と飢餓の撲滅、福祉)
応募条件	社会福祉の分野で献身的な活動をしている個人、団体
応募資格	<公募>無制限/要推薦、自薦は認めず。
応募期間	現在2012年度(第42回)募集中/2012年5月31日までに応募用紙、候補推薦書を送付。
採択件数	3件
採択実績(どの企業が採択されたか)	2011年度実績 (1) 東京の山谷地区でホスピスケア施設を運営するNPO法人「きぼうのいえ」(東京都台東区) (2) 障害者の働く場としてレストランなどを経営する社会福祉法人「佛子園」(石川県白山市) (3) 今川社会福祉協議会ボランティア部(大阪市東住吉区)
その他	募集要項および、候補推薦書フォーム公開

第42回毎日社会福祉顕彰募集要項  
[http://www.mainichi.co.jp/osaka\\_shakaijigyo/main\\_enterprise/fukushi/image/youkou.pdf](http://www.mainichi.co.jp/osaka_shakaijigyo/main_enterprise/fukushi/image/youkou.pdf)

出典：公益財団法人 毎日新聞大阪社会事業団  
 (http://www.mainichi.co.jp/osaka\_shakaijigyo/)

⑦ 社会的・文化的諸活動助成

国	日本
助成団体	KDDI財団
助成制度名	社会的・文化的諸活動助成
助成制度概要	<p>情報通信を通じて社会や教育等に貢献する各種の非営利団体（NPO）、非政府組織（NGO）の活動、「草の根」活動、地域社会の国際化（特にアジア太平洋地域）につながる各種の活動、情報通信を通じて社会に貢献する各種の文化事業、通信の普及・発展あるいは国際間相互理解の促進に寄与する活動や事業（たとえばイベント、講演会、ボランティア活動）に対する助成。ただし通信事業者等の本来業務に該当するものは対象外。</p> <p>2003年以降毎年行われている助成プログラムで、毎年7月ごろ募集要項の発表、9月に公募、翌年1月～2月に内定通知、審査委員会にて書類審査を経て3月の理事会で決定して通知される。4月に助成金の支給が行われる。応募の翌年4月以降に開始され、翌々年の6月までに終了する活動が対象。最長1年3カ月。</p> <p>助成金は全額を研究や活動の直接経費として使用する事が求められる。</p>
助成目的	各国の人々とのコミュニケーション、相互理解を促進するような社会的・文化的な諸活動を支援する。
助成規模（金額）	一件当たり100万円まで。
該当するMDGs対象分野	教育等（貧困撲滅、教育、エイズ対策）
応募条件	法人格の有無は問わず、発足間もない団体の活動や小規模で地道な活動などを重視。
応募資格	<公募> 無制限/大学院生可/在日外国人可/市民団体可
応募期間	2011年度の募集は終了（2011年9月1日～2011年9月16日必着）。2012年の募集要項は未発表。 2011年度は9月1日～9月16日に、2012年4月から2013年6月までの期間に実施されるものを対象に公募が行われた。次回2012年度の募集要項は2012年7月ごろ公表の予定。
採択件数	10件程度
採択実績（どの企業が採択されたか）	NPO・NGOが中心となっている。
その他	—

出所：KDDI財団ウェブサイト (<http://www.kddi-foundation.or.jp/support/social/>)

### (3) 米国

調査方法に示した方法に基づき、米国の政府機関・財団法人が提供している民間企業向けの助成制度に係る情報を取りまとめた。

#### ① グローバル・デベロップメント・アライアンス

国	米国
助成団体	USAID—米国国際開発庁
助成制度名	USAID グローバル・デベロップメント・アライアンス
助成制度概要	グローバル・デベロップメント・アライアンス (GDA) は、開発途上国で社会・経済状況を改善するための革新的な官民共同モデルである。GDA は政府、ビジネス、共同体が直面する複雑な問題を解決するために、戦略的パートナーの資本・投資・創造力・市場アクセスを活用し、戦略的パートナーの資産と経験を結びつける
助成目的	アライアンス・モデルを開発し、これらのモデルを支える USAID の能力を構築する。開発目標を達成するため、リソースを効果的かつ効率的に活用する新しいアライアンスを発展させる。
助成規模	限度額はない。過去の実績は 50,000 ドルから 10,000,000 ドル。少なくとも USAID リソースの 1:1 のレバレッジ (現金もしくは現物) が必要である。
該当する MDGs 対象分野	デベロップメント・アライアンスは直接、特定の MDG をカバーしない。すべての MDG は、間接的にカバーされる。デベロップメント・アライアンスは一つ以上の USAID のコア・ディベロップメント・イニシアティブ (フード・セキュリティの増加、グローバルヘルスの促進、強固なヘルス・システム、気候変動の影響緩和、ロウ・エミッション成長の促進、持続可能で広範囲な成長の促進、安定的で繁栄した民主的な国家の拡大と維持、災害被害緩和の支援、危機・紛争・不安定への対応) を支持。さらに、USAID の開発援助プログラム・投資の指針となる開発目標とプライオリティーを推進。
応募条件	<p>アメリカ政府資金の受領資格を得るために、特定の必要条件を満たさなければならない。必要条件は以下の通りである：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>USAID 資金提供の初めての申請者は、事前調査を受ける。</li> <li>(もし免除されていなければ) すべての組織は、データ・ユニバーサル・ナンバリング・システム (DUNS) 番号を取得し、セントラル・コントラクター・レジストレーション (CCR) に登録することを要求される。先行情報は下記のリンクより得られる。 <a href="http://www.dnb.com">http://www.dnb.com</a> <a href="http://www.ccr.gov">http://www.ccr.gov</a></li> </ul> </li> </ol> <p>注:アプリケーションにおいて DUNS 番号は提出されなければならない (SF-424 で必要とされる)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CCR での処理に数週間を見込むこと。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>連邦援助の申し込み <ul style="list-style-type: none"> <li>SF-424、連邦援助のためのアプリケーション</li> <li>SF-424A、費用配分情報—非建設プログラム</li> <li>SF-424B、保証—非建設プログラム</li> <li>SF-425、連邦政府ファイナンシャル・フォーム</li> </ul> </li> </ol> <p>すべてのコンセプト・ペーパーは、下記項目を含んでおり (要請さ</p>

	<p>れた場合には添付書類も) かつ全体で5ページを超えてはいけない(標準的なマージン、12ptのタイムズ・ニュー・ローマン・フォント)。コンセプト・ペーパーには、以下が含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 完全なサマリーフォーム</li> <li>● 技術情報</li> <li>● サポート・インフォメーション</li> </ul>
応募資格	<p>GDAに認定されるために、パートナーシップには一つ以上の民間部門組織、民間人が関与しなければならない。GDAプログラムのための民間部門組織、民間人は、以下の通りである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民営事業、金融機関、企業家、ベンチャービジネスへの投資者・投資家</li> <li>● 財団、慈善家</li> <li>● 営利・非営利の非政府組織</li> </ul> <p>米国・米国外の営利目的の組織は、資金提供の申込みが可能。助成金および協同契約のもとでは主要受取人への料金/利益の支払いが禁止される点に、潜在的営利を目的とする申請者は注意。さらに、見込利益は費用分担またはレバレッジとしての資格を得ない。</p> <p>しかし、商品またはサービスの取得のために、主要受取人が営利目的の組織とともに下請けをするならば、下請けのための料金/利益は認可される。</p> <p>実施パートナー(通常NGO)が、援助プログラムを実施する。</p>
応募期間	<p>2012GDAは2013年1月31日まで、グローバル・デベロップメント・アライアンスのコンセプト・ペーパーと資金提供への申し込みを受け付けている。アライアンスの活動はこの期間を越えて続くことができる。期間中に受理されたが、2013年9月30日以前に交渉・付与されることがされることができなかったコンセプト・ペーパーやプロポーザルは、2014会計年度以内に対象申込みとして考慮される場合がある。提案されたアライアンスによるプログラムには12から60ヵ月までの実行期間がある。</p>
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>アプリケーション・プロセスには3つの主要なステップ：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アライアンス・アイデアに関してミッションまたは事務局/テクニカル・オフィスの問い合わせ先と相談する；</li> <li>2. コンセプト・ペーパー(2012GDA APSでのサブミッション・ガイドライン参照)を審査・承認のために、ミッションまたは事務局/テクニカル・オフィスに提出する。その際に gda@usaid.gov へもメールを送信すること；</li> <li>3. ミッションまたは事務局/テクニカル・オフィスによって要請されたならば、フル・アプリケーションを提出する。</li> </ol> <p>フル・アプリケーション参照先：  <a href="http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/2012_GDA_APS.pdf">http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/2012_GDA_APS.pdf</a></p>

出典：USAID ウェブサイト (<http://www.usaid.gov/>)



## ② コラボレーション・アグリーメント

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	コラボレーション・アグリーメント
助成制度概要	コラボレーション・アグリーメントを通して、USAID は、開発を推進するために、企業に資金を助成する。すなわち、企業は USAID 資金提供で開発計画を実行する。
助成目的	開発途上国で援助プログラムに資金を供給すること。
助成規模	詳細情報は不明。
該当する MDGs 対象分野	コラボレーション・アグリーメントは特定の MDG をカバーするものではない。すべての MDG は間接的にカバーされる。
応募条件	パートナー（USAID とのコラボレーション・アグリーメントを締結することを望む団体）は、1 対 1 のレバレッジ率を超える資金を提供しなければならない。
応募資格	資金は、非従来型パートナーに提供される。非従来型パートナーは 1 対 1 のレバレッジ率を超えて資金を提供する。条件は以下の通り： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 組織の主要な目的が外国の開発援助以外であること</li> <li>● 開発援助目的が最近確立されたもの</li> <li>● 組織は従来型の助成金と協同契約による連邦資金を受領したことがないこと。</li> </ul>
応募期間	入札プロセスはない。したがって、特定のアプリケーション期間/最終期限がない。アプリケーションは、いつでも送付することができる。
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	USAID とのコラボレーション・アグリーメントを締結した企業は、以下を含む： <ul style="list-style-type: none"> <li>● スターバックス</li> <li>● ウォルマート</li> <li>● シスコ</li> <li>● SC ジョンソン</li> <li>● コカ・コーラ</li> </ul>
その他	テンプレート・アグリーメントは、オンラインで入手できる：最近の一例としては、USAID とスターバックス間の協同合意がある。共同で、ルワンダ農民がより高品質なコーヒーを生産するのを援助する計画を実行している。 <a href="http://www.usaid.gov/business/business_opportunities/cib/pdf/aapd04_16.pdf">http://www.usaid.gov/business/business_opportunities/cib/pdf/aapd04_16.pdf</a>

出典：USAID ウェブサイト (<http://www.usaid.gov/>,  
[http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/Partnering%20Guide\\_Final.pdf](http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/Partnering%20Guide_Final.pdf))

## ③ グローバル・フレームワーク

国	米国
---	----

助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	グローバル・フレームワーク
助成制度概要	グローバル・フレームワークは、協力のための USAID のモデルである。それは、特定のセクター・国・活動において企業パートナーと協力するという USAID の意向を明瞭に示している。
助成目的	個別に官民アライアンスを形成する際の当初に要する努力負担を軽減する。そして広範囲に、開発改善効果をビジネスにもたらす。
助成規模	詳細情報は不明。
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	アプリケーション条件はない。
応募資格	詳細情報は不明。
応募期間	決定された出願日はない。
採択件数	決定された承認数はない。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	USAID とのコラボレーション・アグリーメントを締結した企業は、以下を含む： <ul style="list-style-type: none"> <li>● シスコシステムズ</li> <li>● スターバックス</li> <li>● コカ・コーラ</li> <li>● インテル</li> <li>● エヴァンセン・ドッジ</li> <li>● グローバル・サステイナブル・ツーリズム</li> <li>● ロータリー・インターナショナル</li> <li>● シーボード</li> <li>● マイクロソフト社</li> </ul>
その他	入手できるアプリケーションフォームはない。これは、正式の申し込みプロセスがあるプログラムでない。関連団体は、機会を議論するためには、USAID に連絡を行えばよい。

出典：USAID ウェブサイト (<http://www.usaid.gov/>)

#### ④ ディベロップメント・イノベーション・ヴェンチャー (DIV)

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	USAID ディベロップメント・イノベーション・ヴェンチャー (DIV)
助成制度概要	DIV を通して、USAID は新しい開発ソリューションに補助金を与えて、厳密な試験を実施し、開発目標を達成するために、規模の拡大を支援。
助成目的	ディベロップメント・イノベーション・ヴェンチャーは、有望なソリューションを加速させつつ、開発課題に対する費用対効果がよく、拡大可能なソリューションを達成するための革新的アプローチを、確認、展開、テスト、拡大することを目的とする。

助成規模	<p>異なるステージに関する情報については、下記「その他」におけるダイアグラムを参照。</p> <p>ステージ1：厳密な上限はないが、ステージ1ではプロジェクトにつきおよそ100,000ドルを上限。</p> <p>ステージ2：ステージ2のファンド・プロジェクトは1プロジェクトにつきおよそ100万ドルである。しかし、それを大幅に下回る要請がなされる場合がある。</p> <p>ステージ3：典型的なステージ3のプロジェクトは、まず3カ国の全域で500万人に達しようとするものである。USAID/DIVからのステージ3ファンドは、100万ドルから1500万ドルにわたる。ステージ3における最も競争力のあるアプリケーションは、他のドナー、投資家または、USAIDの他の使用用途の資金を活用するもの。申請者はプロジェクトのために他の資金の導入を奨励される。そしてそのタイプ、量、資金源を記述する必要がある。</p>
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	<p>アプリケーションを提出することができる前に、申請者は9桁のDUNS番号を保持しなければならず、DUNS番号のために登録しなければならない。(この番号はSF-424の上で記載されなければならない)</p> <p>申請者は、アメリカ政府の資金を受領するために、セントラル・コントラクター・レジストレーション (CCR) に名前を登録する。このステップは、アプリケーション提出以前に完了する必要はないが、資金が支払われる前に完了しなければならない。処理に数週間を見込む。</p>
応募資格	<p>DIVは、財団、米国・海外の非政府組織 (NGO)、宗教組織、米国・海外の民営事業、ビジネスと産業団体、国際組織、米国・海外の単科大学と総合大学、市民グループ、地域の組織、その他を含む多くの種類の組織からのアプリケーションを歓迎する。すべての申請者は、法人格を有する組織でなければならない。</p> <p>応募資格参照先：  <a href="http://idea.usaid.gov/div/div-frequently-asked-questions#What_projects_or_organization_has_DIV_funded?">http://idea.usaid.gov/div/div-frequently-asked-questions#What_projects_or_organization_has_DIV_funded?</a></p>
応募期間	<p>アプリケーションは、いつでも提出可能である。</p> <p>アプリケーションは、以下の締め切り日に始められる競争プロセスで審査される：2012年1月16日午後11時59分、2012年4月16日午後11時59分、その他の期日。特定のラウンドを終えた後に提出されたアプリケーションは、次のラウンドでの資金提供の審査に持ち越される。</p> <p><u>アプリケーションフォーム</u></p> <p>すべての関連フォームは、以下のウェブサイトで入手できる：  <a href="http://idea.usaid.gov/div/how-apply">http://idea.usaid.gov/div/how-apply</a></p>
採択件数	<p>最新の8つのDIVプログラムの記録は、以下で入手できる：  <a href="http://idea.usaid.gov/div/div-portfolio-grantees">http://idea.usaid.gov/div/div-portfolio-grantees</a></p>
採択実績 (どの企業が採択されたか)	<p>最新の8つのDIVプログラムの記録は、以下で入手できる：  <a href="http://idea.usaid.gov/div/div-portfolio-grantees">http://idea.usaid.gov/div/div-portfolio-grantees</a></p>

その他	<p><u>DIV ステージ</u>  他の商品開発企業から着想を得て、DIV は、進展の異なるステージにおける、プロジェクトに投資する。DIV は、その受給者を 3 つのステージに分類する：</p> <p>ステージ 1：コンセプトと実現可能性の証明をサポートするために必要な開発  ステージ 2：厳格な影響テストによる大規模なプロジェクトの実施  ステージ 3：イノベーションから、国内での広範囲にわたる採用や他国でのさらなる採用への移行。</p> <p>DIV ポートフォリオから最も成功したプロジェクトは、世界中もしくは少なくとも当該大陸中で主流になることが期待されている。</p>
-----	--

出典：USAID ウェブサイト (<http://www.usaid.gov/>,  
<http://idea.usaid.gov/organization/div/overview>)

⑤ ヘルス・プログラムのためのテクノロジー

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	ヘルス・プログラムのためのテクノロジー
助成制度概要	「ヘルス・プログラムのためのテクノロジー」は、健康研究、技術開発、科学研究と市場開発に専念している米国・海外の技術的・科学的な専門知識へのアクセスを提供することによって、健康技術イノベーションにおける USAID のリーダーシップを促進する重要な役割を果たす。
助成目的	USAID ヘルスセクター目標と合致する、死亡率と病気の削減を促進することを目的として、適切かつ入手可能である新健康ツール・テクノロジーの規模拡大を定義・開発・導入・サポートすること。
助成規模	上限：50,000,000 ドル 下限：25,000,000 ドル 最高5カ年の累計（合計5,000万ドル）。
該当する MDGs 対象分野	ゴール4：子供死亡率の減少 ゴール5：母親の健康増進 ゴール6：HIV/エイズ、マラリア、他の病気の撲滅 これらのゴールは直接言及されていないが、プログラムのフォーカス・エリアにおいてカバーされている。
応募条件	締切日以前に、申請者は <a href="http://www.grants.gov">www.grants.gov</a> からアプリケーションパッケージをダウンロードし SF 424、SF424A・およびテクニカル・コストアプリケーションを提出しなければならない。 応募条件参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=xQyjPgvJP14vq7yG1QQ3HLqMK6w3Z305pQrQNbL1DndXr1HJnpCB!-1993000306?attId=81186">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=xQyjPgvJP14vq7yG1QQ3HLqMK6w3Z305pQrQNbL1DndXr1HJnpCB!-1993000306?attId=81186</a>
応募資格	資格を得るために、組織は以下の要件を満たさなければならない。： (a) USAID に登録した、米国・海外の非政府組織、営利もしくは非営利的の民間ボランティア組織またはコンソーシアム。 (b) RFA の目的と結果に貢献できる技術的知識を有する個人を雇用することに同意する。 (c) 結果を達成する経営・技術・組織的なケイパビリティを有する。 詳細情報参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/search.do;jsessionid=407wPfnFvL5Qqj1pDNJCxHgB1bTQqqPb2xJsWPC5tGp4T2FGNGhf!-2099600874?oppId=92173&amp;mode=VIEW">http://www07.grants.gov/search/search.do;jsessionid=407wPfnFvL5Qqj1pDNJCxHgB1bTQqqPb2xJsWPC5tGp4T2FGNGhf!-2099600874?oppId=92173&amp;mode=VIEW</a>
応募期間	—
採択件数	年間最大2つ（期間は五年間）
採択実績 （どの企業が採択されたか）	詳細情報は不明。
その他	アプリケーションの構成およびアプリケーションのフォーマットに関する一般的な指示内容である： 1. アプリケーションは、テクニカル・アプリケーションとコスト/

- ビジネス・アプリケーションから構成される。
2. すべての情報は英語で提示され、暗号化されていない、Microsoft Word 2010かMicrosoft Excel 2010のフォーマットを用いる。
  3. テクニカル・アプリケーション：
    - a. オリジナル・ハードコピー一部、ハード・コピー二部、CD-ROMのソフト・コピー一部を提出すること。
    - b. シングル・スペース、両面印刷、最小12ポイント・フォント、標準的なレターサイズ用の紙（8.5'×11'）、最小限（1'）マージン。
    - c. 別添で提出するよう求められる文書（例えばレジュメ、照会など）と（適用できるならば）以下を除いて、25ページを超えてはならない：カバーページ、概要、デバイダー、頭字語リスト、目次。この制限を上回るアプリケーションは、審査されない。
    - d. グラフ、チャート、図、表、その他は、テクニカル・アプリケーションの本文に含んでカウントされて、25ページ制限に含まれる。テーブルとチャートで使われるフォントは、適切に調節することは可能だが、10ポイント以上でなければならない。
  4. コスト・ビジネス・アプリケーション：
    - a. オリジナル・ハードコピー一部、ハード・コピー二部、CD-ROMのソフト・コピー一部を提出すること。
    - b. コスト・ビジネス・アプリケーションの頁数に対する制限はない。
    - c. アプリケーションは、SF-424、SF 424AとSF 424B『連邦政府援助用のアプリケーション』を使用して提出すること。
  5. 技術的アプリケーションのオリジナルとコピーは RFA番号、申請者名、『技術的なアプリケーション』が記された封筒に同封して、提出すること。コスト・ビジネス・アプリケーションは同封しないこと。
  6. コスト・ビジネス・アプリケーションのオリジナルとコピーは RFA番号、申請者名、『コスト・ビジネス・アプリケーション』が記された封筒に同封して、提出すること。技術的アプリケーションは同封しないこと。

申請者は以下を提供しなければならない：

- 『ロビーイングに対する規制』の証明とディスクロージャー書類の署名入りコピー；
- 該当援助および該当国における『ドラッグ・トラフィックターへの補助の禁止』の署名入りコピー；
- 『テロリスト・ファンディングに関する証明書』の署名入りのコピー；
- 適用可能な場合、『重要な個人のナルコティック・オフenseおよびドラッグ・トラフィックキングに関する証明』の署名入りコピー；
- 適用可能な場合、『参加者のナルコティック・オフenseおよびドラッグ・トラフィックキングに関する証明』の署名入りの本；
- 申請者の平等雇用を確実にする調査；
- すべての申請者は、データ・ユニバーサル・ナンバリング・システム（DUNS）を提供しなければならない。

出典：USAID ウェブサイト他 (<http://www.usaid.gov/>,  
[http://www07.grants.gov/search/search.do;jsessionid=407wPfnFvL5Qj1pDNJCxHgB1  
bTQqqPb2xJsWPC5tGp4T2FGNGhf!-2099600874 ? oppId=92173&mode=VIEW](http://www07.grants.gov/search/search.do;jsessionid=407wPfnFvL5Qj1pDNJCxHgB1bTQqqPb2xJsWPC5tGp4T2FGNGhf!-2099600874?oppId=92173&mode=VIEW))

## ⑥ 気候変動に耐性のある穀類

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	気候変動に耐性のある穀類
助成制度概要	このプログラムは、世界的な食料安全保障の課題に対応するために民間部門の参加を促進する
助成目的	途上国で小自作農農民のための生産性が高く、非生物的なストレス耐性のある穀類を開発するために、革新的なアライアンスを支援する。
助成規模	上限：5,000,000 ドル／下限：500,000 ドル
該当する MDGs 対象分野	全般（特に、極端な貧困と飢餓対策）
応募条件	<p>USAID がオペレーションを行っているすべての地域における気候変動に耐性のある穀物の成長に関する提案は、すべて受理される；ただし、南アジアとサハラ以南のアフリカにおけるプロポーザルはより歓迎。</p> <p>FTF 研究戦略で重視される 4 つの優先農業生産地帯は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 南アジアのインドガンジス平野、</li> <li>2. 東・南部アフリカでのメイズ・ミックス・システム、</li> <li>3. 西アフリカのサウーダン・サハラ地域、</li> <li>4. エチオピアの高地。</li> </ol> <p>これらの国は気候変動影響に脆弱であり、多数の人々が極端な貧困と飢えで苦しんでいる。</p>
応募資格	<p>USAID は、民間部門（ローカル企業および多国籍企業、財団、NGO と学界を含む）との新しく革新的なアライアンスを発展させようとしている。</p> <p>目標地域での関連事業への長期的関与を示す民間パートナーを含むアライアンスは、歓迎される。</p>
応募期間	<p>締め切り日：2012 年 2 月 29 日</p> <p>応募期間情報参照先： <a href="http://www.grants.gov/search/search.do?mode=VIEW&amp;oppId=136074">http://www.grants.gov/search/search.do?mode=VIEW&amp;oppId=136074</a></p>
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>アプリケーションフォームは、オンラインで入手可能。</p> <p><a href="http://apply07.grants.gov/apply/GetGrantFromFedgrants;jsessionid=m7RyPhpL2yF0M73gFcv17f1HZB2QS1VT4qhRrnsKGVGnNTvNK3Pp!-1993000306%EF%BC%9Foppportunity=APS-567-12-00001&amp;agencycode=USAID">http://apply07.grants.gov/apply/GetGrantFromFedgrants;jsessionid=m7RyPhpL2yF0M73gFcv17f1HZB2QS1VT4qhRrnsKGVGnNTvNK3Pp!-1993000306%EF%BC%9Foppportunity=APS-567-12-00001&amp;agencycode=USAID</a></p>

出典：USAID ウェブサイト他 (<http://www.usaid.gov/>,  
<http://www.grants.gov/search/search.do?mode=VIEW&oppId=136074>)



⑦ テクニカル・リーダーシップ 2012 のためのアニュアル・プログラム・ステイトメント (APS)

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	テクニカル・リーダーシップ 2012 のためのアニュアル・プログラム・ステイトメント (APS)
助成制度概要	紛争マネジメント、紛争軽減、紛争防止、紛争に敏感な開発/人道支援の実行に、直接関連する応用研究。
助成目的	紛争の最先端の研究と、脆弱で紛争の影響を受けた地域での USAID 開発目標の間のアライアンスを促進するため、研究組織と USAID の関与を強化すること。
助成規模	推定プログラム資金提供総額：700,000 ドル 上限：200,000 ドル 下限：50,000 ドル
該当する MDGs 対象分野	その他 (ジェンダー、環境、他全般)
応募条件	以下の問題の 1 つをカバーしなければならない： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 紛争早期警戒と新生傾向</li> <li>2. 紛争評価</li> <li>3. 紛争プログラミング効果</li> <li>4. 宗教、アイデンティティと紛争</li> <li>5. 狂暴な過激主義者と反乱のための開発の対応</li> <li>6. 環境、天然資源と紛争</li> <li>7. ジェンダーと紛争</li> <li>8. 和平交渉のための開発サポート</li> </ol> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=STQTPg5HLlppCzWzM7SpVGYLLNtgGGKhxGFChMJZh49b8ypNQNp8!-916096435%EF%BC%9FattId=113807">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=STQTPg5HLlppCzWzM7SpVGYLLNtgGGKhxGFChMJZh49b8ypNQNp8!-916096435%EF%BC%9FattId=113807</a></p>
応募資格	すべての申請者は、法人格を有する組織でなければならない。 DCHA/CMM は、財団、米国・海外の単科大学と総合大学、米国・海外の非政府組織 (NGO)、宗教組織、米米国・海外の民間企業、ビジネスと産業団体、国際組織、市民グループ、地域の組織、その他を含む多くの種類の組織からの、アプリケーションを歓迎する。 以下は、一部の潜在的パートナーのための追加的基準である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国・海外の単科大学と総合大学：資格のある米国・海外の単科大学と総合大学は、この APS の下で資金提供を申し込むことができる。USG と USAID 規則は、単科大学と総合大学を (政府組織よりもむしろ) NGO とみなす。それゆえに、公立及び私立単科大学と総合大学は、応募資格がある。FAA または関連した予算法において援助には不適格であるとされる国外の単科大学と総合大学は、不適格である。</li> <li>● 米国・海外の非営利団体：資格のある米国・海外の非営利団体は、この APS の下で USAID 資金提供を申請することが出来る。</li> <li>● 米国・海外の営利目的組織：資金を利益もしくは支払いのために使用してはいけないと USAID ポリシーが義務づけている点に、</li> </ul>

	<p>営利目的の申請者は注意しなければならない。          応募資格情報参照先：  <a href="http://www07.grants.gov/search/search.do;jsessionid=407wPfnFvL5Qqj1pDNJCxHgB1bTQqqPb2xJsWPC5tGp4T2FGNGhf!-2099600874?oppId=141941&amp;mode=VIEW">http://www07.grants.gov/search/search.do;jsessionid=407wPfnFvL5Qqj1pDNJCxHgB1bTQqqPb2xJsWPC5tGp4T2FGNGhf!-2099600874?oppId=141941&amp;mode=VIEW</a></p>
応募期間	締め切り日：2012年4月1日
採択件数	8件程度
採択実績 (どの企業が採択されたか)	アプリケーションがまだ受理中であり、当該情報は入手できない。
その他	<p>フル・アプリケーション・パッケージは、以下で入手できる：          アプリケーションは、15ページを超えてはならない。カバーページ（ページ制限外）、1ページのメタデータと14ページのテクニカル・サマリーを含む。          アプリケーションフォーム参照先：  <a href="http://apply07.grants.gov/apply/UpdateOffer?id=95690">http://apply07.grants.gov/apply/UpdateOffer?id=95690</a></p>

出典：USAID ウェブサイト他 (<http://www.usaid.gov/>,  
<http://www07.grants.gov/search/search.do;jsessionid=407wPfnFvL5Qqj1pDNJCxHgB1bTQqqPb2xJsWPC5tGp4T2FGNGhf!-2099600874?oppId=141941&mode=VIEW>)

⑧ アグリカルチュラル・コマーシャリゼーション・アンド・イノベーション・アクティビティ

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	アグリカルチュラル・コマーシャリゼーション・アンド・イノベーション・アクティビティ
助成制度概要	このプログラムは、世界的な食料安全保障の課題に対応するために民間部門の参画を促進する USAID フィード・ザ・フューチャーイニシアティブ (FtF) に該当。
助成目的	フィード・ザ・フューチャー (FtF) 対象国における食物供給が不安定な家庭の市場アクセスを改善するため、新しく革新的な協力・ツール・方法論を通じて、食料安全保障への新しいアプローチを促進。
助成規模	USAID は、\$60,000,000～74,000,000 ドル (5年間)。 初年度の金額 (5,000,000 ドル) は、2012 会計年度で実行。 二年目から五年目の資金提供は提案された活動、資金の入手可能性に基づく。
該当する MDGs 対象分野	ゴール 1：極端な貧困と飢えを根絶。 このゴールは直接言及されていないが、プログラムによってカバーされる。
応募条件	新興市場で金融、貿易、テクノロジー、商業化、経済と事業開発の経験を有する複数のパートナーが関与するコンソーシアム・アプローチが好ましい。 応募条件参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=MnznPgJLv0j6DG1HXWgvHXbZ18R4WK3pQsfXLBVm8GPYqYCpQHl5!-91609643">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=MnznPgJLv0j6DG1HXWgvHXbZ18R4WK3pQsfXLBVm8GPYqYCpQHl5!-91609643</a>

	5%EF%BC%9FattId=113585
応募資格	<p>非営利の個人/ボランティア組織と営利企業などのパートナーは、アプリケーションが可能。</p> <p>申請者は過去5年間の国際的な農業、農業金融または商業的な開発計画を計画、管理、進捗管理、報告した経験を必要とする。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=MnznPgJLv0j6DG1HXWgvHXbZ18R4WK3pQsfXLBVm8GPYqYCpQH15!-916096435?attId=113585">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=MnznPgJLv0j6DG1HXWgvHXbZ18R4WK3pQsfXLBVm8GPYqYCpQH15!-916096435?attId=113585</a></p>
応募期間	締め切り日：2012年3月20日
採択件数	想定数：1
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>申請者は、SF-424 シリーズのフォームを用いてアプリケーションを提出しなければならない。以下を含む：  SF-424、連邦援助のためのアプリケーション  SF-424A、予算情報－非建設プログラム  SF-424B、保証－非建設プログラム</p> <p>テクニカル・アプリケーションは、25 ページを超えてはならない。</p> <p>さらに、以下の文書を提出しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令遵守の保証</li> <li>• 連邦プログラムにおいて差別をしないこと</li> <li>• ロビー活動に関する証明</li> <li>• 特定国と個人のための麻薬密売人への援助に関する禁止テロリスト・ファイナンスに関する証明</li> </ul> <p>アプリケーションフォーム参照先：  <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=MnznPgJLv0j6DG1HXWgvHXbZ18R4WK3pQsfXLBVm8GPYqYCpQH15!-916096435?attId=113585">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=MnznPgJLv0j6DG1HXWgvHXbZ18R4WK3pQsfXLBVm8GPYqYCpQH15!-916096435?attId=113585</a></p>

出典：USAID ウェブサイト他 (<http://www.usaid.gov/>,  
<http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=MnznPgJLv0j6DG1HXWgvHXbZ18R4WK3pQsfXLBVm8GPYqYCpQH15!-916096435?attId=113585>)

⑨ 食料安全保障、栄養、生物多様性と保護のためのアニュアル・プログラム・ステイトメント (APS)

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	食料安全保障、栄養、生物多様性と保護のための APS
助成制度概要	<p>企業の関心が USAID の開発目標と重複する地域で、民間企業とともにパブリック・プライベート・パートナーシップ (PPA) を促進するため、USAID/ウガンダは、このアニュアル・プログラム・ステイトメント (APS) を発令している。</p> <p>この APS は、2つの重要分野で PPA を求める：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食料安全保障と栄養</li> </ol>

	2. 生物多様性と保護。
助成目的	食料安全保障と栄養への関係では、USAID/ウガンダは、コーヒー、トウモロコシ、豆、農業入力、栄養食料製品、投資情報サービスと情報通信技術 (ICT) ソリューションを発展させる有望な方法を含むプライオリティー・パートナーシップを求めている。生物多様性プライオリティーには、エコツーリズムの促進ならびに生態学的なおよび越境脅威を避ける革新的な方法が含まれる。
助成規模	推定プログラム資金提供額：19,000,000 ドル 上限：19,000,000 ドル USAID は、2年間にわたる、食糧安全保障と栄養活動のために1800万ドル、生物多様性と保全活動のために100万ドルを提供する予定である。
該当する MDGs 対象分野	その他（貧困、環境）
応募条件	USAID 資金提供の資格を得るためには、最小でも USAID からの資金と同等の資金的貢献が可能であることを、アライアンスは証明しなければならない。USAID は、最低 500,000 ドル提供する。 しかし、USAID の貢献の三倍以上のレバレッジを有するものは歓迎される。 少なくとも、レバレッジの若干部分は、現金でなければならない（一般に最低 25 パーセント）。非 USAID リソースのレバレッジにおいてより明確に定めた現金構成要素を有するアライアンスは、通常よりも競争力がある。しかし、アライアンスへの資金提供において、さまざまな資金面の貢献は重要な役割を果たすことがある。 商標およびマーキングは、USAID ブランディング・マーキング・ポリシーに従って行われる。 環境持続可能性は、重要な要素。 応募条件情報参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=pxQTPgSXLCP2f1hN7fCH3BZ8j7Jp0csJ1ybZqnDWTxrFkycPBPmv!-916096435%EF%BC%9FattId=113631">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=pxQTPgSXLCP2f1hN7fCH3BZ8j7Jp0csJ1ybZqnDWTxrFkycPBPmv!-916096435%EF%BC%9FattId=113631</a>
応募資格	指定される特定の適格性条件はない。官民協力であるため、営利組織を対象としている。 応募資格情報参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=pxQTPgSXLCP2f1hN7fCH3BZ8j7Jp0csJ1ybZqnDWTxrFkycPBPmv!-916096435%EF%BC%9FattId=113631">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=pxQTPgSXLCP2f1hN7fCH3BZ8j7Jp0csJ1ybZqnDWTxrFkycPBPmv!-916096435%EF%BC%9FattId=113631</a>
応募期間	締め切り日：2013年9月15日
採択件数	想定承認件数：12
採択実績 (どの企業が採択されたか)	アプリケーションがまだ処理中であり、当該情報は入手できない。
その他	コンセプト・ペーパーおよびテクニカル・アプリケーションは、英語で提出されなければならない。予算は、標準様式 424 と 424A を使って提出されなければならない。 アプリケーション情報参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=pxQTPgSXLCP2f1hN7fCH3BZ8j7Jp0csJ1ybZqnDWTxrFkycPBPmv!-916096435">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=pxQTPgSXLCP2f1hN7fCH3BZ8j7Jp0csJ1ybZqnDWTxrFkycPBPmv!-916096435</a>

?attId=113631

出所：USAID ウェブサイト他 (<http://www.usaid.gov/>,  
<http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=pxQTPgSXLCP2f1hN7fCH3BZ8j7Jp0csJ1ybZqnDWTxrfkycPBpmv!-916096435?attId=113631>)

⑩ パブリック・プライベート・イノベティブ・ディヴェロップメント・イニシアティブ

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	パブリック・プライベート・イノベティブ・ディヴェロップメント・イニシアティブ
助成制度概要	アニュアル・プログラム・ステイトメント (APS) は、アフガニスタンで米国国際開発局 (USAID) の既存活動を補完することによって、プライオリティー開発計画の実行を支援する民間部門パートナーからのアプリケーションを求めている。
助成目的	このイニシアティブにより引き出される協力概念を通して、USAID/アフガニスタンは、開発イニシアティブの影響と結果にポジティブな影響を及ぼすことを目的とする。
助成規模	推定プログラム資金提供額：2,500,000 ドル 上限：500,000 ドル 申請者はプログラムのコストに貢献するのを奨励される。提案が特にアフガニスタン経済に有益で、『アフガニスタン・ファースト』の原則に合致してメリットを持つか、シード・プロジェクトとしての資格を得るならば、貢献は 100%と同等の場合がある。 費用分担は現金、そして現物による貢献を含む。これらはプログラム目的を達成するために必要かつ合理的で、そして、受取人の記録から証明可能である。
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	USAID/アフガニスタンは、地理的考慮点に基づいてコンセプト・ペーパーに制限を加えることはない。しかし、バーミヤン、パンジシル、マハラム、ヘラート、マザール、カブール、ラシュカル・ガーの開発イニシアティブに好影響を与えるコンセプト・ペーパーに、USAID は特に関心を抱いている。 応募条件情報参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=3ydpPgkLM5df1gtG0RyLgh3GzzDBVy1Gp992kr1QWrT9LJQq1G1L!-916096435?attId=104647">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=3ydpPgkLM5df1gtG0RyLgh3GzzDBVy1Gp992kr1QWrT9LJQq1G1L!-916096435?attId=104647</a>
応募資格	反復可能かつ持続可能で、新しい種類のパートナーの資金と独特の技術を活用し、開発課題に取り組む革新的な官民協力に、USAID/アフガニスタンは特に関心を示している。アライアンスをデザインおよび実行する際に、地元企業と起業家をパートナーや受益者とするアプリケーションは、成功し持続可能である可能性が高い。 USAID/アフガニスタンは可能な限り、『アフガン・ファースト』プログラムを活用し、アフガニスタン国内の企業、労働人口、製品・

	サービスの利用を促進する。『アフガン・ファースト』プログラムを強化するのに役立つ申請者は、より多くの資金提供の資格がある。『アフガン・ファースト』プログラムとそのゴールの詳細な説明は、以下のアネックス A に示される。
応募期間	締め切り日は、カブール現地時間の 2012 年 10 月 31 日午後 3 時 00 分である。 コンセプト・ペーパーは 2011 年 11 月 1 日から 2012 年 10 月 31 日まで、いつでも提出することができる。以下の通りに四半期ごとに評価される： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 1 フェーズ-11 月 1 日から 1 月 31 日まで</li> <li>● 第 2 フェーズ-2 月 1 日から 4 月 30 日まで</li> <li>● 第 3 フェーズ-5 月 1 日から 7 月 31 日まで</li> <li>● 第 4 フェーズ-8 月 1 日から 10 月 31 日まで</li> </ul>
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	アプリケーションがまだ処理中であり、当該情報は入手できない。
その他	<p>アプリケーションは、2つの段階において審査される：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンセプト・ペーパー</li> <li>2. フル・アプリケーション</li> </ol> <p>コンセプト・ペーパーが却下されたならば、USAID は書面で申請者に通知する。 コンセプト・ペーパーが承認されたならば、申請者はフル・アプリケーションを提出するよう要請される。</p> <p>関心領域は、以下の通り：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済の安定：農業バリュー・チェーン・デベロップメント</li> <li>● 経済成長</li> <li>● 労働力開発：教育と職業訓練、公衆衛生</li> <li>● 科学とテクノロジー</li> </ul> <p>すべての利害関係のある申請者は、以下の項目を記述した 3 ページを超えないコンセプト・ペーパーを提出しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゴール/基礎/戦略</li> <li>2. プログラムの受益者人口と地理的範囲</li> <li>3. 開発計画と活動の説明</li> <li>4. 予期される影響</li> <li>5. 提案された作業エリアでの技術/管理能力</li> <li>6. 原価</li> <li>7. 環境影響</li> </ol> <p>テクニカル・アプリケーションは、15 ページを超えてはならない；これは添付書類を除外する（例えば、主要職員の履歴書、依然の契約および援助報奨金に関するドキュメンテーション）。その制限を上回る技術的な提案は審査されない。過度に精巧なプレゼンテーションは避けること。 アプリケーション情報参照先： <a href="http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=3ydpPgkLM5df1gtG0RyLgh3GzzDBVy1Gp992kr1QWrT9LJQq1G1L!-916096435">http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=3ydpPgkLM5df1gtG0RyLgh3GzzDBVy1Gp992kr1QWrT9LJQq1G1L!-916096435</a></p>

?attId=104647

出所：USAID ウェブサイト他 (<http://www.usaid.gov/>,  
<http://www07.grants.gov/search/downloadAtt.do;jsessionid=3ydpPgkLM5dflgtG0RyLg h3GzzDBVy1Gp992kr1QWrT9LJQqLG1L!-916096435?attId=104647>)

⑪ セイビング・ライブズ・アット・バース（グランド・チャレンジ・フォー・デベロップメント）

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	セイビング・ライブズ・アット・バース（グランド・チャレンジ・フォー・デベロップメント）
助成制度概要	セイビング・ライブズ・アット・バース（グランド・チャレンジ・フォー・デベロップメント）は、定義された困難な開発問題の解決方法を開発するために、イノベーターが、科学・技術的ノウハウを適用するあらゆる機会を提供する。 現在のグランド・チャレンジは、「セイビング・ライブズ・アット・バース」というタイトルである。それは、USAID、ノルウェー政府、ビル・メリンダ・ゲイツ財団、グランド・チャレンジ・カナダと英国の英国国際開発部（DFID）による共同活動である。
助成目的	明確に定義された、困難な開発問題のソリューションを開発すること。
助成規模	資金提供の第2ラウンドのために、以下の金額が利用できる： シード・グラント：各最高 250,000 ドル トランジション・グラント：各最高 200 万ドル
該当する MDGs 対象分野	主に保健
応募条件	ブリティッシュ・チャレンジのセイビング・ライブズは（世界銀行によって定義される）低所得国オペレーション上の焦点をあてる申請者を求めている。中所得国にオペレーション上の焦点を当てる提案も考慮される。 アプリケーションは、2012年3月19日から2012年4月2日に提出されなければならない。アプリケーションは、2012年3月19日以前、もしくは、2012年4月2日（東部標準時午後2時00分）以後は受け付けられない。アプリケーションは、 <a href="http://www.savinglivesatbirth.net">www.savinglivesatbirth.net</a> を通して電子的に提出されなければならない。 応募条件情報参照先： <a href="http://savinglivesatbirth.net/sites/default/files/slb-rd2_final_rfa.pdf">http://savinglivesatbirth.net/sites/default/files/slb-rd2_final_rfa.pdf</a>
応募資格	ブリティッシュ・チャレンジのセイビング・ライブズは、営利企業、非営利団体、宗教組織、財団、学術機関、市民グループと地域の組織を含むさまざまな組織からの、アプリケーションを歓迎する。個人および政府は、申請の資格がない。 ブリティッシュ・チャレンジのセイビング・ライブズは世界銀行によって定義される低所得国にオペレーション上の焦点を持つアプリケ

	<p>ーションを求めている。中所得国のオペレーション上の焦点をあてる提案も考慮される。以下の国にベースを置く組織またはオペレーション上の焦点を置く組織からの申請者は資格がない：キューバ、イラン、北朝鮮、シリア。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://savinglivesatbirth.net/sites/default/files/slb-rd2_final_rfa.pdf">http://savinglivesatbirth.net/sites/default/files/slb-rd2_final_rfa.pdf</a></p>
応募期間	アプリケーションは、現在のラウンドでは2012年3月19日から2012年4月2日まで受け付けている（ラウンド2。4つのラウンドを予定している）。
採択件数	ブリティッシュ・チャレンジのセービング・ライブズは様々な額の25のシード・グラントと5つのトランジット・グラントをサポートする。しかし、実際のアワードは各々のカテゴリーのために変化する可能性がある。シード・グラントは、最高2年にわたるプロジェクトをサポートし、トランジット・グラントは4年にわたるプロジェクトをサポートする。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	ラウンド1における受理記録： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 613のアプリケーションを受領</li> <li>● 77の決勝進出者を選出</li> <li>● 3トランジション・グラントおよび21シード・グラントを付与(米国外の組織にはそのうち42%)</li> </ul>
その他	アプリケーションのために提出される情報に関して、以下の文書で詳細な情報を提供している： <a href="http://savinglivesatbirth.net/sites/default/files/slb-rd2_final_rfa.pdf">http://savinglivesatbirth.net/sites/default/files/slb-rd2_final_rfa.pdf</a> (20ページ以降参照)。

出所：USAID ウェブサイトほか (<http://www.usaid.gov/>, <http://www.savinglivesatbirth.net/>)

## ⑫ オール・チルドレン・リーディング（グラント・チャレンジ・フォア・デベロップメント）

国	米国
助成団体	USAID－米国国際開発庁
助成制度名	USAID オール・チルドレン・リーディング（グラント・チャレンジ・フォア・デベロップメント）
助成制度概要	<p>プログラムは、以下のイノベーションに資金を供給する</p> <p>(1)改善された教育と学習材料への広範囲にわたるアクセス、</p> <p>(2)意思決定、透明度、インセンティブ・アカウンタビリティを支えるより良い教育データ。</p> <p>両方とも、初等教育におけるすべての子供たちのゴールを促進するために重要である。</p>
助成目的	読書結果を改善するために草分け的なソリューションを作成すること。下・中所得国で重要でありながら満たされていない2つのニーズに集中すること：教育・学習材料と教育データ。
助成規模	<p>利用できる合計資金額：7,500,000米ドル</p> <p>一つのアプリケーションが利用できる最大の資金は、300,000米ドルである。</p>



該当する MDGs 対象分野	教育
応募条件	<p>以下の証明は、署名されアプリケーションに含まれなければならない：</p> <p>パート I—証明と保証</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連邦補助プログラムで差別をしないことを定めている法令遵守の保証</li> <li>2. 『ロビーイングに対する規制』の証明 c) 国と個人のための麻薬密売人への援助に関する禁止</li> <li>3. テロ資金に関する大統領命令 13224 を実践している証明</li> <li>4. 受取人の証明</li> </ol> <p>パート II—『重要な個人のナルコティック・オフENSEおよびドラッグ・トラフィッキングに関する証明』</p> <p>パート III—『参加者のナルコティック・オフENSEおよびドラッグ・トラフィッキングに関する証明』</p> <p>パート IV—申請者の平等雇用を確実にする調査</p> <p>パート V—受取人についての他の記述</p> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://allchildrenreading.org/sites/default/files/updated_rfa_acr.pdf">http://allchildrenreading.org/sites/default/files/updated_rfa_acr.pdf</a></p>
応募資格	<p>営利企業、非政府組織と教会、アカデミック/教育研究機関、宗教組織、市民社会と財団。</p> <p>米国・海外の営利目的の組織は、資金提供を申し込むことが出来る。補助金と協同契約の下での主要な受取人への料金/利益の支払いが禁止される点に、営利を目的とする申請者は注意しなければならない。見込利益は、費用分担またはレバレッジとしての資格を得ない。しかし、商品またはサービスの取得のために主要な受取人が営利を目的とする組織とともに下請契約を締結するならば、下請け契約者のための料金/利益は認可される。</p> <p>以下の国をベースにする組織またはオペレーション上の焦点にする組織からの申請者には資格が与えられない：キューバ、イラン、北朝鮮、シリア。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://allchildrenreading.org/sites/default/files/updated_rfa_acr.pdf">http://allchildrenreading.org/sites/default/files/updated_rfa_acr.pdf</a></p>
応募期間	アプリケーションは、2012年1月31日に受付を終えた。
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>以下の文書（14 ページ以降）で、アプリケーション・フォーマットのガイダンスとアプリケーションの内容を提供している：  <a href="http://allchildrenreading.org/sites/default/files/updated_rfa_acr.pdf">http://allchildrenreading.org/sites/default/files/updated_rfa_acr.pdf</a></p>

出所：USAID ウェブサイトほか

(<http://www.usaid.gov/>, <http://www.allchildrenreading.org/>)

#### (4) カナダ

調査方法に示した方法に基づき、カナダの政府機関・財団法人が提供している民間企業向けの助成制度に係る情報を取りまとめた。

##### ① Investment Cooperation Program (INC)

国	カナダ
助成団体	Foreign Affairs and International Trade Canada
助成制度名	Investment Cooperation Program (INC)
助成制度概要	INC は、持続可能で責任のあるカナダ民間部門に対して途上国への投資を推進・奨励し、カナダ民間部門の参加を通じて途上国における持続可能な雇用・経済成長を創出し、貧困削減を目指す。
助成目的	INC の目的は、途上国に持続的な経済成長および貧困削減をもたらすため、発展的に有益で責任ある民間部門の途上国への関与を支援することである。その目的を達成するため、投資の実行可能性調査や適正技術の実証・導入にかかる費用の一部を負担するとともに、投資による経済/環境/社会的な便益を目指した活動を実施する。
助成規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細情報は不明。</li> </ul>
該当する MDGs 対象分野	その他（貧困等）
応募条件	<p>INC は、50 万ドルまたはそれ以上の直接投資の実行可能性に関する調査、その投資に関連した技術の実証、提案中または既に行っている投資による開発影響を強める研究・実施に対し出資する。また、INC は、適格なカナダ企業により実施されている、評価額 100 万ドルまたはそれ以上のサービス契約において開発影響を強める活動への支援を行う。</p> <p>次のプロジェクトは、INC の出資を受けることができない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軍事設備または兵役の供給に関連したプロジェクト；</li> <li>原子力発電に関連したプロジェクト；</li> <li>本質が輸出入活動（海外販売代理店の設立を含む）；</li> <li>資産運用投資や不動産、天然資源探査等、短期的財務利益を目的とした投機的活動；</li> <li>本質が調査や開発であるプロジェクト、または調査研究や開発が企業の主要事業である場合。</li> </ul> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.tradecommissioner.gc.ca/eng/document.jsp?did">http://www.tradecommissioner.gc.ca/eng/document.jsp?did</a></p>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>INC の出資者に適格な受益者は、 <ol style="list-style-type: none"> <li>営利型、</li> <li>民間企業、</li> <li>営業実績が少なくとも 3 年以上、かつカナダで登記された企業であること。</li> </ol> </li> <li>受益者は、オンライン上で Virtual Trade Commissioner に登録し、Trade Commissioner Service の顧客として適格でなくてはならない。</li> <li>申請者は、健全な経営状況にあり、提案した投資の実行能力を有していること、あるいは既存の投資や契約に関連した支援を求めていることを証明しなくてはならない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は、年間収益が過去2年間にわたり200万ドル以上なくてはならない。また、好業績・高収益で、投資額に関して十分な流動性資産があること、最終的な投資に関連した義務を負うのに必要な受容能力があることを実証しなくてはならない。</li> <li>プログラムは、企業に対し、プロジェクトに関する予備調査(同国訪問による調査を含む)の実施、クライアントや候補のパートナーとの契約締結を求める。</li> <li>さらに企業は、保有する10%以上がカナダ株式で、カナダ側パートナーの長期的な(5年またはそれ以上の)プログラムへの参加意思を表明すること等で、プロジェクトに対するコミットメントを示すことが求められる。</li> <li>カナダ企業は、インフラ開発プロジェクトの実施のため、途上国において、(1)100%海外子会社、(2)合弁事業等の地元パートナーとの正式な業務契約;または(3)権威ある組織との契約・賃貸借・利権を通して活動する。</li> </ul> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.tradecommissioner.gc.ca/eng/document.jsp?did=99325">http://www.tradecommissioner.gc.ca/eng/document.jsp?did=99325</a></p>
応募期間	申請は、受付ベース(申請期間や受付期限はない)
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>申請手続きには、以下の2段階がある。</p> <p>1. 資格審査(事前審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関心のある申請者はまず、プロジェクトがプログラムの資格基準を満たすことを保証する「資格審査申請」を行う。申請者は、企業の基本情報(年間収益、政府への未払い金、汚職に関わる有罪判決や制裁の記録等)や投資(業界・国・カナダ政府の支援、提案中の投資・契約の金額を含む)について質問される。</li> <li>資格審査で認められた申請者は、プロジェクト提案の正式審査に必要な「詳細申請」に進むことができる。資格基準を満たさなかった申請者およびプロジェクトは、それ以上評価されない。なお、「資格審査」手続きの完了はプロジェクトの承認を意味するものではない。</li> </ul> <p>2. 詳細申請</p> <p>詳細申請では、次のような情報の提出が必要となる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者またはパートナーのプロジェクトに対するコミットメント(プロジェクトへの貢献を含む)；</li> <li>当該企業の過去3回分の監査済み財務諸表または契約報告書のコピー；</li> <li>(事前調査や市場訪問を含む)プロジェクトの潜在的な実行可能性；</li> <li>該当する場合は、移転または導入が予定されている技術の所有権、権利、または適用性；</li> <li>プロジェクトの予算；</li> <li>ホスト国・地域または途上国におけるビジネスの経験；</li> <li>プロジェクトまたは支援活動により期待される開発影響(予測)</li> </ul>

	<p>雇用創出、ホスト国からの輸出、政府歳入・印税；地元の製品・サービスに対する支出；移転された技能・技術・ビジネスプロセス等）；；</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 世界的に知られる CSR（企業の社会的責任）活動基準および報告ガイドラインの企業／プロジェクトレベルでの任意順守（例えば、OECD の多国籍企業行動指針）；および</li><li>• 付加価値の増加、仕事、研究、開発の観点から、期待されるカナダへの効果（影響）。</li></ul>
--	--

出所：Foreign Affairs and International Trade Canada ウェブサイト  
(<http://www.tradecommissioner.gc.ca>)

## ② Saving Brains

国	カナダ
助成団体	Grand Challenges
助成制度名	Saving Brains
助成制度概要	<p>この提案依頼では、次のような貧困関連のリスクファクターによる認知的開発の遅れの国際的な経済影響を予測する共同事業体への調査員の参加を求める：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養不良</li> <li>● 感染症</li> <li>● 妊娠／出生時の合併症の管理不足</li> <li>● 認知刺激・養育の不足</li> </ul> <p>共同事業体は、低・中所得国を拠点とする組織を主な所属先とする調査員により構成する。</p>
助成目的	Saving Brains イニシアティブの最終目標は、認知的開発を（妊娠から2歳までの）1000日以内に推進する効果的・効率的な手段を認識・展開し、子供の全潜在能力を引き出す手助けをすることである。
助成規模	イニシアティブ全体で、最大200万CAD（カナダドル）を15ヶ月間援助する。
該当するMDGs 対象分野	保健
応募条件	<p>Grand Challenges Canadaの方針として、被験者や動物を伴う研究または追加的な規則上の要件が伴う研究は、国際的に認識された高い倫理基準に基づいて行わなければならない。Grand Challenges Canadaからの資金援助を受けるためには、研究者は、研究プロジェクト当初から、以下に概略を示す倫理原則・基準を認識し、順守を実証しなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被験者を伴う研究は、人間としての敬意を尊重・保護し、個人家族・地域社会の福祉、正当性を意識して実施する。</li> <li>2. 動物を伴う研究は、人間味ある動物の扱いに配慮した方法で実施する。</li> <li>3. 組み換えDNA、バイオハザード、遺伝子組み換え生物に関する研究を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）特定の研究努力は、強化規制または取り締まりの対象となり得る。</li> </ol> <p>応募条件参照先：  <a href="http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/savingbrains_economicRFP_2011Oct12_EN.pdf">http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/savingbrains_economicRFP_2011Oct12_EN.pdf</a></p>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請者は、提案された活動に対する支援および助成金の管理が可能な組織と提携していなくてはならない。非営利または営利型の組織、または提案された活動を確実に実行可能と評された機関であることが適格な組織の条件である。</li> <li>● 主要な調査員／革新者は、低所得／中所得（lower-およびupper-middleを含む）の国の機関・組織と主に提携している、または低所得／中所得（lower-およびupper-middleを含む）の国の機関・組織と主に提携している調査員と協力している必要がある。</li> </ul> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/savingbrai">http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/savingbrai</a></p>

	ns_economicRFP_20110ct12_EN.pdf
応募期間	<p>主要期日：内容</p> <p>2011年12月12日：午後11時59分(EDT) LOI申請期限</p> <p>2012年3月：ピアレビュー委員会による、コンソーシアム参加が認められた申請者の決定通知および招待</p> <p>2012年6月：コンソーシアムのコンセプト・プランの提出期限</p>
採択件数	各共同体は、特定のリスクファクターに焦点を当て、3～6名の調査員または調査員チームにより構成。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>以下について、特に重点を置いている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 栄養不良：主要栄養素欠乏（タンパク質、脂質）、微量栄養素欠乏（鉄、ヨウ素、ビタミンA、亜鉛）、授乳習慣の不足、等。</li> <li>2. 感染症：HIV、マラリア、結核、感染性の下痢症や肺炎、顧みられない熱帯病（NTD）、ワクチン予防可能な感染症、等。</li> <li>3. 妊娠／出産時の合併症の管理不足：子癇前症、出生時仮死、早期産、低出生体重、等。</li> <li>4. 認知刺激・養育不足：母親の不安定な精神状態によるもの等。</li> </ol> <p>申請方法および申請書は Grand Challenges Canada のウェブサイト (<a href="http://www.grandchallenges.ca/grand-challenges/gc4-non-communicable-diseases/mentalhealth">http://www.grandchallenges.ca/grand-challenges/gc4-non-communicable-diseases/mentalhealth</a>) に掲載されている。</p> <p>申請者は、次の内容を記載した「基本合意書（LOI）」をオンライン上で申請することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 考え／解決策、</li> <li>● ゴール、</li> <li>● 目的・活動内容、</li> <li>● 取組、および</li> <li>● 予測される予算。</li> </ul>

出所：Grand Challenges ウェブサイト (<http://www.grandchallenges.ca>)

### ③ Integrated innovations in global mental health

国	カナダ
助成団体	Grand Challenges
助成制度名	グローバルな精神保健の統合革新
助成制度概要	Grand Challenges のグローバルな精神保健におけるイニシアティブは、研究の人的資源や共同体の結集に向け、グローバルな精神保健における重要優先研究事項を体系的に明確にすることである。
助成目的	<p>資金援助の目的は：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの審査および重要パッケージについて、定期的な主要ヘルスケアへの統合</li> <li>効果的な薬剤のコスト削減および供給改善</li> <li>コミュニティ単位での効果的かつ良心的な価格の医療・リハビリサービスの提供</li> <li>根拠に基づいた、専門医療サービス提供者による医療への子供のアクセス向上</li> <li>最低限の訓練を受けた非専門医療関係者等、専門家でも利用可能な有効医療の開発</li> <li>機能障害・身体障害の評価への統合</li> <li>根拠に基づく医療へのアクセス向上に向けたモバイル/IT 技術の開発（遠隔治療等）</li> </ul>
助成規模	全体で 2,000 万 CAD（カナダドル）を 3 年間援助する。
該当する MDGs 対象分野	保健
応募条件	<p>Grand Challenges Canada の方針として、被験者や動物を伴う研究または追加的な規則上の要件が伴う研究は、国際的に認識された高い倫理基準に基づいて行わなければいけない。Grand Challenges Canada からの資金援助を受けるためには、研究者は、研究プロジェクト当初から、以下に概略を示す倫理原則・基準を認識し、順守を実証しなくてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被験者を伴う研究は、人間としての敬意を尊重・保護し、個人家族・地域社会の福祉、正当性を意識して実施する。</li> <li>動物を伴う研究は、人間味ある動物の扱いに配慮した方法で実施する。</li> <li>組み換え DNA、バイオハザード、遺伝子組み換え生物に関する研究を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）特定の研究努力は、強化規制または取り締まりの対象となり得る。</li> </ol> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/globalmentalhealth_requestforproposals_2011Jul21_EN.pdf">http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/globalmentalhealth_requestforproposals_2011Jul21_EN.pdf</a></p>
応募資格	<p>非営利団体、営利型企業、またはその分野において活動を確実に実行可能と評された機関であることが適格な申請者の条件。なお、営利型企業は共同出資を確保することが望ましい。</p> <p>主要な調査員／革新者は、低所得／中所得（lower-middle）の国またはカナダのいずれかに拠点を置く機関・組織と主に提携している必</p>

	<p>要がある。国の所得レベルについては、世界銀行の分類に従う。G20国における低所得／中所得 (lower-middle) 国の申請者による提案の場合、50%またはそれ以上の共同出資を確保する必要がある。</p> <p>なお、申請者が中所得 (upper-middle) 国および高所得国に拠点を置く機関・組織と主に提携している場合、申請は認められない。</p> <p>低所得／中所得 (lower-middle) 国の調査員およびカナダの調査員による連携が望ましいが、必須ではない。</p> <p>適格な申請者とみなされるためには、カナダ人の主要な調査員／革新者は、低所得／中所得 (lower-middle) 国の調査員／革新者と共同で申請し、主に低所得／中所得 (lower-middle) 国で予算を使わなくてはならない。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/globalmentalhealth_requestforproposals_2011Jul21_EN.pdf">http://www.grandchallenges.ca/wp-content/uploads/globalmentalhealth_requestforproposals_2011Jul21_EN.pdf</a></p>
応募期間	<p>主要期日：</p> <p>2011年10月4日：午後11時59分(EDT) LOI申請期限</p> <p>未定：フルプロポーザル提出者を招待し「提案作成ワークショップ」開催</p> <p>2012年4月11日：午後11時59分(EDT) フルプロポーザル申請期限</p>
採択件数	15件～25件の提案が承認される予定
採択実績 (どの企業が採択されたか)	この情報は、申請が検討中であるため公表されていない。
その他	<p>申請方法および申請書は Grand Challenges Canada のウェブサイト (<a href="http://www.grandchallenges.ca/grand-challenges/gc4-non-communicable-diseases/mentalhealth">http://www.grandchallenges.ca/grand-challenges/gc4-non-communicable-diseases/mentalhealth</a>) に掲載されている。</p> <p>申請者は、次の内容を記載した「基本合意書 (LOI)」をオンライン上で申請することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 考え／解決策、</li> <li>● ゴール、</li> <li>● 目的・活動内容、</li> <li>● 取組、および</li> <li>● 予測される予算。</li> </ul>

出所：Grand Challenges ウェブサイト (<http://www.grandchallenges.ca>)



#### ④ Canada Fund for African Climate Resilience

国	カナダ
助成団体	カナダ開発庁 (CIDA : Canadian International Development Agency)
助成制度名	Canada Fund for African Climate Resilience (アフリカ諸国が気候変動に対する耐性を高めるための基金)
助成制度概要	投資保護や適応対策を通じて、気候変動の影響を削減し、アフリカ地域の食糧安全保障・経済成長を改善させるプロジェクトに対する支援を行うことである。
助成目的	投資保護や適応対策を通じて、気候変動の影響を削減し、アフリカ地域の食糧安全保障や経済成長を改善させる。
助成規模	総額 2,000 万 CAD (カナダドル)
該当する MDGs 対象分野	その他 (貧困、飢餓対策、環境)
応募条件	<p>資金援助は、助成金または寄付金の形態で提供される。また、プロジェクト費用を元に計算したコスト分担ベース (CIDA が 85%、パートナーが 15%) で提供される。</p> <p>パートナーによる 15% のコスト分担分の出資は基準であり、パートナーによるそれ以上の出資が提案評価に織り込まれることもある。提案の持続可能性評価の際には、投資レベル (現金に対し現物出資) についても検討対象となる。</p> <p>最小限予算が 200 万ドルの実質的なプロジェクトのみが検討の対象である；提案された結果・成果の評価については全てのプロジェクトが対象である。</p> <p>なお、募集は 1 カ国につき 1 提案に限る。</p> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-11983223-HVT">http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-11983223-HVT</a></p>
応募資格	<p>申請者 (連携の筆頭申請者を含む) は、カナダ国または州・領土の法令に準拠して、5 年前もしくはそれ以前に設立された企業でなくてはならない。さらに、筆頭申請者の企業では、定期的に任命された取締役会や理事会、その他のガバナンス体制の過半数がカナダ人メンバーでなくてはならない。</p> <p>Canada Fund による資金援助を受けるには、通常の資格要件に加え、プロジェクトは以下の条件を満たす必要がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2014 年 3 月 31 日までに完了する (実施期間：約 18 ヶ月)</li> <li>● アフリカの適格国 14 カ国のうちの 1 つで実施する</li> <li>● カナダ国家の気候財政において、1 つまたはそれ以上の優先計画分野 (以下の通り) に沿っている             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最貧で最も影響を受けやすいことによる採択</li> <li>2. クリーンエネルギー</li> <li>3. 森林・農業</li> </ol> </li> </ul> <p>既存プログラミングをベースにした、あるいは、カナダの民間企業や市民社会の有する能力や専門知識、技術、付加価値を加えた、あるいは、脆弱で不十分なコミュニティにおける途上国パートナーとの連携による、先進型プログラミング。</p> <p>全ての組織は健全な経営状態にあり、明確なミッションや財務管</p>

	<p>理、経営能力、明白な意思決定といった強固なガバナンス体制を有する必要がある。</p> <p>健全なガバナンスを実証するため、組織は以下の全ての基準を満たす必要がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取締役会やその他の運営組織を定期的に出選・任命している。</li> <li>• 取締役会が署名した、過去3年分の2つの監査済み財務諸表および契約報告書（該当する場合）を提出しなくてはならない。最新の文書一式は、申請日から18ヶ月以内に完了してはいなくてはならない。申請者の企業の財務管理下において、過去3年間の合計年間収益の平均あるいは無係累金融資産（寄付金等）の合計は、毎年PWCBから求められるプロジェクトの平均額より多くなくてはならない（現物給付の資格がある組織は、現物給付を収入源として使うことができる）。</li> <li>• 倫理規定またはそれに準ずる文書を有している。</li> <li>• 腐敗防止ポリシーまたはそれに順ずるものを有し、腐敗防止申告を完了してはいなくてはならない。</li> <li>• カナダ政府との間に未償還高がないことを証明する「Right to Set-off Declaration」を完了してはいなくてはならない。</li> <li>• 企業活動の環境影響を管理できる組織能力を有している。そのことを裏付ける資料（または該当する文書がなければ説明文）を提供する。</li> <li>• 男女間の平等を支持するジェンダー政策を順守している。</li> </ul> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-11983223-HVT">http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-11983223-HVT</a></p>
応募期間	申請書類の提出期限：2012年4月19日の正午（PST）
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 （どの企業が採択されたか）	詳細情報は不明。
その他	<p>申請書およびガイドラインは、以下のサイトで入手可能：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-11983223-HVT">http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-11983223-HVT</a></p>

出所：CIDA ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/>)

⑤ 開発パートナープログラム- 200 万ドル未満プロジェクト

国	カナダ
助成団体	CIDA – カナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency)
助成制度名	開発パートナープログラム- 200 万ドル未満プロジェクト
助成制度概要	カナダ国際開発庁 (CIDA) パートナーシップ・ウィズ・カナディアン・ブランチ (PWCB) が開発パートナープログラムとして始動した 3000 万ドル規模の国際開発事業。資金提供期間は最長 5 年。
助成目的	本プログラムは、持続可能で開発途上国の住民の生活に明らかな変化をもたらすことができるプロジェクトやプログラムにより貧困を効果的に削減するというカナダの取組みに寄与するカナダ国組織の国際事業を支援することを目的とする。
助成規模	CIDA が 100,000～200 万ドルを最長 5 年間にわたって提供する。資金提供は最大 3:1 のコスト分担制とする。200,000 ドルのプロジェクトの場合、最低 50,000 ドル、150 万ドルのプロジェクトの場合、最低 375,000 ドルをパートナーが負担する。 新規パートナーシップを開拓し、CIDA の支援を受けるカナダ国籍組織の幅を拡大するために、初めて資金提供を申請する組織については、一度だけ 4:1 のコスト分担率が適用される。この場合、200,000 ドルのプロジェクトでは最低 40,000 ドル、150 万ドルのプロジェクトでは最低 300,000 ドルがパートナーの負担額となる。間接費はプロジェクトのコストに含む。
該当する MDGs 対象分野	保健、教育、その他 (貧困)
応募条件	申請者はプロジェクト実施組織に対する必要なコスト負担が可能であることを示す現金もしくは同等物を証明することが求められる。これらの現金もしくは同等物は、民間や非営利セクター、カナダ国籍の個人もしくは連邦政府以外の政府など、連邦政府を除くカナダ国内から調達したものとする。 またこれは、過去 3 年間の平均売上高が、毎年 PWCB が要求する平均金額よりも高いことを示すものとする。 PWCB は国際開発事業に従事する組織のプロジェクトに対して国内から拠出された現金及び同等物にレバレッジをかけ、カナダの資金を有効活用する。 また、ボランティアの人数や会員料を支払っている会員数、その他適切な数量指標によってカナダ人がいかに当該組織を支持しているかを証明することもできる。 応募条件情報参照先： <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/under2m-guidelines-eng.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/under2m-guidelines-eng.pdf</a>
応募資格	プロポーザルを提出する組織はカナダ国内で設立され、開発途上国における開発プロジェクトの管理・実施に関する経験を少なくとも 2 年有するものとする。また、経営状況が健全で、明確なミッションや財務見通し、経営能力、意思決定における透明性など確固たるガバナンス構造であることが求められる。 ガバナンスの健全性については、以下の基準をすべて満たすものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に選出・指名された役員で構成される役員会もしくはその他の統治組織を有する。</li> <li>過去3年間の監査済み財務情報（役員会承認済み）および（適宜）経営者報告が求められ、うち最新の財務情報は申請日から18ヶ月以内に終了した会計期間の情報とする。過去3年間の平均収益もしくは申請者が管理する債務のない総金融資産（基金など）はプロジェクト期間中PWCBが求める平均年間金額よりも高額でなければならない（同等物が許可される組織については現金同等の収益源が認められる）</li> <li>倫理規範もしくは同等の規範を有する。</li> <li>不正汚職防止方針もしくは同等の方針を有し、不正防止申告書を提出している。</li> <li>カナダ政府との間に未解決の紛争がないことを示す相殺宣言権を遵守している。</li> <li>自己の活動の環境影響を管理する組織能力を有する。これを示す文書（もしくはこれが該当しない場合説明文書）の提出が求められる。</li> <li>男女の公平を支持するジェンダー方針を遵守している。</li> </ul> <p>注：申請受理後、資金提供契約の内容を決定するにあたって、CIDAはこれらの文書をパートナーシップ締結に関連する信託リスクの度合いを測るための資料とする。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/under2m-guidelines-eng.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/under2m-guidelines-eng.pdf</a></p>
応募期間	申請期限：2011年4月29日14:00
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>申請用紙と申請ガイドラインについては以下のサイトより入手可能。  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-112915755-RLZ#pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-112915755-RLZ#pdf</a>  申請は <a href="mailto:PARTNERS@CIDA">PARTNERS@CIDA</a> を通じて提出するものとする。</p> <p>CIDAが優先テーマとする3テーマは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食糧安全の向上：持続可能な農業開発、食糧支援、栄養調査研究</li> <li>持続可能な経済成長の促進：経済基盤の構築、成長事業、人材投資</li> <li>青少年の将来の保証：母体の健康を含む子どもの生存率の向上、特に女子に対する質の高い教育へのアクセス、青少年の安全で安心な将来の保証</li> </ul>

出所：CIDA ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/>)

⑥ 開発パートナープログラム- 200 万ドル未満プロジェクト

国	カナダ
助成団体	CIDA - カナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency)
助成制度名	開発パートナープログラム - 200 万ドル以上のプロジェクト
助成制度概要	カナダ国際開発庁 (CIDA) パートナーシップ・ウィズ・カナディアン・ブランチ (PWCB) が開発パートナープログラムとして始動した 11,000 万ドル規模の国際開発事業。資金提供期間は最長 5 年。
助成目的	本プログラムは、持続可能で開発途上国の住民の生活に明らかな変化をもたらすことができるプロジェクトやプログラムにより貧困を効果的に削減するというカナダの取組みに寄与するカナダ国組織の国際事業を支援することを目的とする。
助成規模	カナダ国籍の組織が開発途上国の組織とパートナーシップで行うプロジェクトに対する資金支援であり、CIDA が 200 万ドルもしくはこれを超える額を最長 5 年間にわたって提供する。資金提供は最大 3:1 のコスト分担制とする。300 万ドルのプロジェクトの場合、最低 750,000 ドルをパートナーが負担する。新規パートナーシップを開拓し、CIDA の支援を受けるカナダ国籍組織の幅を拡大するために、初めて資金提供を申請する組織については、一度だけ 4:1 のコスト分担率が適用される。この場合、300 万ドルのプロジェクトでは最低 600,000 ドルがパートナーの負担額となる。間接費はプロジェクトのコストに含む。
該当する MDGs 対象分野	その他 (貧困、飢餓対策、環境)
応募条件	<p>単独もしくは共同事業体の主幹事として最大 2 案件を申請できる。開発パートナープログラムでは各組織は PWCB と 2 つの有効な契約を並行することができる。</p> <p>現在、開発パートナープログラムもしくは旧ボランティアセクター・ファンド (VSF) において 2 契約もしくは 3 契約を結んでいる組織は、申請締め切りから 12 ヶ月以内にそのうちの 1 契約が終了しない限り、新たな提案を提出することはできないが、以下 2 つの例外がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同事業体：別の組織が幹事として率いる共同事業体の補強メンバーとして参加する。主幹事は全ての申請要件を満たすことが条件となる。共同事業体の構成員については、各役割とともにリスト化し、共同事業体の管理方法とともにプロポーザルに添付するものとする。また、Partners@CIDA ですべての構成員について組織概要を記述し、最新の情報に保つことが求められる。プロジェクトに金銭的な貢献を行う構成員は Partners@CIDA 上の自身のプロフィールに監査済みの財務文書を添付することができる。</li> <li>専門性に基づく指名：特定のテーマもしくは国については、プロジェクトを実施中の組織も新たにプロポーザルを提案できる。</li> </ul> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/2mplus-guidelines-eng.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/2mplus-guidelines-eng.pdf</a></p>
応募資格	プロポーザルを提出する組織はカナダ国内で設立され、開発途上国

	<p>における開発プロジェクトの管理・実施に関する経験を少なくとも3年有するものとする。</p> <p>また、経営状況が健全で、明確なミッションや財務見通し、経営能力、意思決定における透明性など確固たるガバナンス構造であることが求められる。</p> <p>ガバナンスの健全性については、以下の基準をすべて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定期的に出選・指名された役員で構成される役員会もしくはその他の統治組織を有する。</li> <li>• 過去3年間の監査済み財務情報（役員会承認済み）および（適宜）経営者報告が求められ、うち最新の財務情報は申請日から18ヶ月以内に終了した会計期間の情報とする。過去3年間の平均収益もしくは申請者が管理する債務のない総金融資産（基金など）はプロジェクト期間中PWCBが求める平均年間金額よりも高額でなければならない（同等物が許可される組織については現金同等の収益源が認められる）</li> <li>• 倫理規範もしくは同等の規範を有する。</li> <li>• 不正汚職防止方針もしくは同等の方針を有し、不正防止申告書を提出している。</li> <li>• カナダ政府との間に未解決の衝突がないことを示す相殺宣言権を遵守している。</li> <li>• 自己の活動の環境影響を管理する組織能力を有する。これを示す文書（もしくはこれが該当しない場合説明文書）の提出が求められる。</li> <li>• 男女の公平を支持するジェンダー方針を遵守している。</li> </ul> <p>注：申請受理後、資金提供契約の内容を決定するにあたって、CIDAはこれらの文書をパートナーシップ締結に関連する信託リスクの度合いを測るための資料とする。</p> <p>申請者はプロジェクト実施組織に対する必要なコスト負担が可能であることを示す現金もしくは同等物を証明することが求められる。これらの現金もしくは同等物は、民間や非営利セクター、カナダ国籍の個人もしくは連邦政府以外の政府など、連邦政府を除くカナダ国内から調達したものとする。</p> <p>またこれは、過去3年間の平均収益が毎年PWCBの要求する平均金額よりも高いことを示すものとする。</p> <p>PWCBは国際開発事業に従事する組織のプロジェクトに対して国内から拠出された現金及び同等物にレバレッジをかけカナダの資金を有効活用する。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/2mplus-guidelines-eng.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/2mplus-guidelines-eng.pdf</a></p>
応募期間	申請期限：2011年3月31日（木）
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。

<p>その他</p>	<p>申請用紙と申請ガイドラインについては以下のサイトより入手可能。  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-1125105332-LMZ">http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-1125105332-LMZ</a>          申請は <u><a href="mailto:PARTNERS@CIDA">PARTNERS@CIDA</a></u> を通じて提出するものとする。</p> <p>CIDA が優先テーマとする 3 テーマは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食糧安全の向上：持続可能な農業開発、食糧支援、栄養調査研究</li> <li>● 持続可能な経済成長の促進：経済基盤の構築、成長事業、人材投資</li> <li>● 青少年の将来の保証：母体の健康を含む子どもの生存率の向上、特に女子に対する質の高い教育へのアクセス、青少年の安全で安心な将来の保証</li> </ul>
------------	--

出所：CIDA ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/>)

## ⑦ ムスコカ・イニシアティブ・パートナーシップ・プログラム

国	カナダ
助成団体	CIDA – カナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency)
助成制度名	ムスコカ・イニシアティブ・パートナーシップ・プログラム
助成制度概要	2010年のムスコカ G8 サミットで、カナダは開発途上国における母体、新生児、5歳未満の幼児の健康改善を目的とする大規模なイニシアティブを支持し、これを通じて母子保健のための新たな資金として11億ドルを投じた。
助成目的	母体および新生児、幼児の死亡率を改善する具体的な開発成果を達成する。
助成規模	CIDAは500,000ドルもしくはこれを超える額を最大3:1のコスト分担制で提供する。200万ドルのプロジェクトの場合、最低500,000ドルをパートナーが負担する。間接費はCIDA提供額に含まれる。
該当するMDGs 対象分野	保健
応募条件	<p>プロジェクトはムスコカ・イニシアティブへのカナダの貢献の内容と原則に沿ったものでなければならず、以下の3本柱を重点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健サービス従事者の訓練の充実と母子が必要とする保健サービス施設・介入の利用機会の拡充を通じて保健制度を強化し、地域レベルの保健サービス提供を改善する。</li> <li>● 健康的で栄養価の高い食品および死亡率引き下げにつながる栄養補助剤の利用機会を拡充し、栄養状態を改善する。</li> <li>● 母子の主要死亡原因となっている疾病に対処する。</li> </ul> <p>プロジェクトは、母子死亡率が高いイニシアティブの対象国を対象とすることが求められる。</p> <p>プロジェクトは、2014年12月31日までに終了する。</p> <p>申請者はプロジェクト実施組織に対する必要なコスト負担が可能であることを示す現金もしくは同等物を証明することが求められる。これらの現金もしくは同等物は、民間や非営利セクター、カナダ国籍の個人もしくは連邦政府以外の政府など、連邦政府を除くカナダ国内から調達したものとする。</p> <p>またこれは、過去3年間の平均収益が、毎年PWCBが要求する平均金額よりも高いことを示すものとする。</p> <p>PWCBは国際開発事業に従事する組織のプロジェクトに対して国内から拠出された現金及び同等物にレバレッジをかけカナダの資金を有効活用する。</p> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/MuskokaGuidelines-eng.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/MuskokaGuidelines-eng.pdf</a></p>
応募資格	<p>プロポーザルを提出する組織はカナダ国内で設立され、開発途上国における母子保健イニシアティブの管理・実施に関する経験を少なくとも3年有するものとする。</p> <p>また、経営状況が健全で、明確なミッションや財務見通し、経営能力、意思決定における透明性など確固たるガバナンス構造であることが求められる。</p>



	<p>ガバナンスの健全性については、以下の基準をすべて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定期的に出選・指名された役員で構成される役員会もしくはその他の統治組織を有する。</li> <li>• 過去3年間の監査済み財務情報（役員会承認済み）および（適宜）経営者報告が求められ、うち最新の財務情報は申請日から18ヶ月以内に終了した会計期間の情報とする。過去3年間の平均収益もしくは申請者が管理する債務のない総金融資産（基金など）はプロジェクト期間中PWCBが求める平均年間金額よりも高額でなければならない（同等物が許可される組織については現金同等の収益源が認められる）</li> <li>• 倫理規範もしくは同等の規範を有する。</li> <li>• 不正汚職防止方針もしくは同等の方針を有し、不正防止申告書を提出している。</li> <li>• カナダ政府との間に未解決の衝突がないことを示す相殺宣言権を遵守している。</li> <li>• 自己の活動の環境影響を管理する組織能力を有する。これを示す文書（もしくはこれが該当しない場合説明文書）の提出が求められる。</li> <li>• 男女の公平を支持するジェンダー方針を遵守している。</li> </ul> <p>注：申請受理後、資金提供契約の内容を決定するにあたって、CIDAはこれらの文書をパートナーシップ締結に関連する信託リスクの度合いを測るための資料とする。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/MuskokaGuidelines-eng.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/MuskokaGuidelines-eng.pdf</a></p>
応募期間	申請期限：2011年1月31日
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>申請用紙と申請ガイドラインについては以下を参照のこと。  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-111145457-Q7E#eligibility">http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/ANN-111145457-Q7E#eligibility</a>          申請は <a href="mailto:PARTNERS@CIDA">PARTNERS@CIDA</a> を通じて提出するものとする。</p>

出所：CIDA ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/>)

## ⑧ ハイチ復興再建プログラム

国	カナダ
助成団体	CIDA – カナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency)
助成制度名	ハイチ復興再建プログラム
助成制度概要	2010年3月31日ニューヨークで開かれた国際ドナー会議でカナダが行った4億ドルの予算に基づく。
助成目的	ハイチ国内の現実的なニーズに対応した復興再建の具体的な成果の達成支援を目的とする。
助成規模	CIDAは500,000～500万ドルの資金を提供する。プロジェクトは、2012年12月12日までに完了するものとする。CIDAは最大3:1のコスト分担制で提供する。200万ドルのプロジェクトの場合、最低500,000ドルをパートナーが負担する。
該当するMDGs 対象分野	全般
応募条件	<p>プロジェクトは、2010年8月17日のハイチ復興暫定委員会 (IHRC) でハイチ政府が定めた重点分野のひとつもしくは複数に合致するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、瓦礫除去、防災、教育、保健、農業</li> <li>申請者はプロジェクト実施組織に対する必要なコスト負担が可能であることを示す現金もしくは同等物を証明することが求められる。これらの現金もしくは同等物は、民間や非営利セクター、カナダ国籍の個人もしくは連邦政府以外の政府など、連邦政府を除くカナダ国内から調達したものとする。</li> <li>またこれは、過去3年間の平均収益が毎年PWCBの要求する平均金額よりも高いことを示すものとする。</li> </ul> <p>PWCBは国際開発事業に従事する組織のプロジェクトに対して国内から拠出された現金及び同等物にレバレッジをかけカナダの資金を有効活用する。</p> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/guidelines-haiti.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/guidelines-haiti.pdf</a></p>
応募資格	<p>プロポーザルを提出する組織はカナダ国内で設立され、ハイチにおける開発プロジェクトの管理・実施に関する経験を少なくとも3年有するものとする。</p> <p>また、経営状況が健全で、明確なミッションや財務見通し、経営能力、意思決定における透明性など確固たるガバナンス構造であることが求められる。</p> <p>ガバナンスの健全性については、以下の基準をすべて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に出選・指名された役員で構成される役員会もしくはその他の統治組織を有する。</li> <li>過去3年間の監査済み財務情報（役員会承認済み）および（適宜）経営者報告が求められ、うち最新の財務情報は申請日から18ヶ月以内に終了した会計期間の情報とする。過去3年間の平均収益もしくは申請者が管理する債務のない総金融資産（基金</li> </ul>

	<p>など)はプロジェクト期間中 PWCB が求める平均年間金額よりも高額でなければならない(同等物が許可される組織については現金同等の収益源が認められる)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 倫理規範もしくは同等の規範および不正汚職防止方針もしくは同等の方針を有し、不正防止申告書を提出している。</li> <li>● カナダ政府との間に未解決の衝突がないことを示す相殺宣言権を遵守している。</li> <li>● 自己の活動の環境影響を管理する組織能力を有する。これを示す文書(もしくはこれが該当しない場合説明文書)の提出が求められる。</li> <li>● 男女の公平を支持するジェンダー方針を遵守している。</li> </ul> <p>応募資格情報参照先:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/guidelines-haiti.pdf">http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Partnership/\$file/guidelines-haiti.pdf</a></li> </ul>
応募期間	申請期限は2010年11月16日火曜日23:00(西海岸標準時:現地時間)であった。
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	<p>申請用紙と申請ガイドラインについては以下を参照のこと。  <a href="http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-102111274-L5G#eligibility">http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-102111274-L5G#eligibility</a>          申請は <a href="mailto:PARTNERS@CIDA">PARTNERS@CIDA</a> を通じて提出するものとする。</p>

出所: CIDA ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/>)

## (5) 英国

調査方法に示した方法に基づき、英国の政府機関・財団法人が提供している民間企業向けの助成制度に係る情報を取りまとめた。

### ① アフリカ企業チャレンジファンド・ジンバブエ (AECF ZW)

国	英国
助成団体	アフリカ企業チャレンジファンド (AECF) AECF はアフリカにおける新規の革新的ビジネスモデルを支援し、補助金を民間企業に競争ベースで提供する。
助成制度名	アフリカ企業チャレンジファンド・ジンバブエ (AECF ZW)
助成制度概要	ジンバブエで実施される農業ビジネス、農村地金融サービスに関する事業構想のみを対象とする専門ファンド。
助成目的	新規革新的事業構想において開発、テスト、実施を行う民間企業を支援するための基金。農業ビジネス、農村地金融サービス分野において支援、ジンバブエの農村地域から、地方、国際市場へと拡大することを重視。
助成規模 (金額)	150 万米ドルを上限とする補助金の給付、又は払戻しされる補助金を提供。 ラウンド1：選定 10 社は贈与や無利子融資のかたちで、AECF から 600 万米ドル以上を受け取る。 ラウンド2：上限 150 万米ドルの補助金、払い戻し補助金に加え、借入れ又は株式による資金調達を協議のうえ提供。 ラウンド3：未定(まだ実施されていない)
該当する MDGs 対象分野	その他 (貧困、ジェンダー等)
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常申請者に対し、2 年間分の監査済み口座の提示を義務付け。AECF はその後、事業計画、競争状態について照会。この申請者にプロジェクトを実行できる資源、経験、能力がある場合はこの限りでない。</li> <li>当選者には別段記載が無い限り、プロジェクト総費用の最低 50% の負担を期待。AECF は自己基金を有効活用する意図から、最低 50% の費用を負担可能な企業の支援を志向。</li> </ul> 応募条件情報参照先： <a href="http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35">http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35</a>
応募資格	申請組織は営利目的の企業、またはその他同様の団体であること。ジンバブエでプロジェクトを実施し、ジンバブエの貧困農村地域の発展において前向きな影響を与えること。 ラウンド2においては、以下の資格条件が適用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は民間営利企業、提携、又は独立した貿易業者であること。</li> <li>補助金、払い戻し補助金は合わせて 25 万米ドル～150 万ドル以内であること。一方、上限 150 万ドルの補助金、又は払い戻し補助金の代替、又は追加的に AECF はソロス経済開発基金 (SEDF) と提携し、条件協議の下、デットやエクイティの提供を行う。これらの手段の組み合わせも可。</li> <li>申請者及び関係者はプロジェクト費用の 50% 以上を負担。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業ビジネス、又は農村地への金融サービスに関する明確で新しく、革新的な事業構想に対し付与。AECF ZW の二つの中核的セクターである農業ビジネス、農村地域金融サービスに関連する情報やメディアサービスも考慮に入れる。</li> <li>本プロジェクトはジンバブエで実施すること。</li> </ul> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.aecfafrica.org/demo2/docs/GuidanceNotesforApplicationFormAECFZwR2.pdf">http://www.aecfafrica.org/demo2/docs/GuidanceNotesforApplicationFormAECFZwR2.pdf</a>  <a href="http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35">http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35</a></p>
応募期間	<p>ラウンド1：2009年12月10日開始、2010年1月31日終了  ラウンド2：2010年10月15日開始、2011年1月31日終了  ラウンド3：未定(まもなく開始予定)</p>
採択件数	<p>ラウンド1：362社の応募より投資委員会がファンドを受給する上位10社を選考。  ラウンド2：詳細情報は不明。  ラウンド3：詳細情報は不明。</p>
採択実績(どの企業が採択されたか)	<p>詳細情報は不明。</p>
その他	<p>ラウンド1：初期申請書を提出。初回の申請書は少人数の審査員および、ファンド管理者により審査され、最も優れた申請書を選考、AECFの独立委員会(IC)に移管し、ICが第二次審査(事業計画)への選抜を行う。  ラウンド2：申請者は投資委員会から選考された場合、事業計画の詳細を準備し提出。  この段階では、AECFは全社を訪問し、独立投資委員会に最終候補社による事業計画を発表しAECFファンド受給の最終選考に入る。ラウンド別の各申請書はホームページ上で申請登録済みの申請者に対し、申請窓口受付時間内に入手ができる。  以下はラウンド2の記入例のリンクである。  <a href="http://www.aecfafrica.org/demo2/zim.html">http://www.aecfafrica.org/demo2/zim.html</a>  アプリケーション情報参照先：  <a href="http://www.aecfafrica.org/demo2/docs/GuidanceNotesforApplicationFormAECFZwR2.pdf">http://www.aecfafrica.org/demo2/docs/GuidanceNotesforApplicationFormAECFZwR2.pdf</a></p>

出所：AECF ウェブサイト

② アフリカ企業チャレンジファンド・タンザニア農業ビジネス窓口競争 (IZAN)

国	英国
助成団体	アフリカ企業チャレンジファンド (AECF) AECF はアフリカにおける新規の革新的ビジネスモデルを支援し、補助金を民間企業に競争ベースで提供する。
助成制度名	アフリカ企業チャレンジファンド・タンザニア農業ビジネス窓口競争 (IZAN)
助成制度概要	AECF TZAW はタンザニアにおける農業ビジネスセクターにおける、投資アイデアのみを対象とする AECF の特別ファンド。
助成目的	AECF TZAW はタンザニアにおける農業ビジネスへの投資を目的とするファンド。開発にポジティブな影響を与える優れた革新的な構想を有す農業セクター関連企業を対象
助成規模 (金額)	ラウンド 1 : 当選者は米ドル 100 万円を上限とする、補助金及び無利子 払い戻し可能な補助金を受給。 ラウンド 2 : 未定(まもなく実施予定)
該当する MDGs 対象分野	その他 (貧困、ジェンダー等)
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常申請者に対し、2 年間分の監査済み口座の提示を義務付け。AECF はその後、事業計画、競争状態について照会。この申請者にプロジェクトを実行できる資源、経験、能力がある場合はこの限りでない。</li> <li>当選者には別段記載が無い限り、プロジェクト総費用の最低 50% の負担を期待。AECF は自己基金を有効活用する意図から、最低 50% の費用を負担可能な企業の支援を志向。</li> </ul> <p>応募条件情報参照先： <a href="http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35">http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35</a></p>
応募資格	<p>世界中のいずれの国も申請対象となるが、事業構想はタンザニアで実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間営利企業のみ申請資格を有する。</li> <li>NGO は単体での応募はできないが、有限株式会社を含む民間団体、登録した協同組合、提携、独立トレーダーにより提案されたパートナーとしての参加は可能。</li> <li>応募資格として、事業はタンザニア農村貧困層に対し雇用増加、低コスト性、生産性の向上をもたらすもの。</li> </ul> <p>ラウンド 1 において、以下が応募資格となる。(資格基準 6 項目全てを満たしていること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は民間営利企業、提携、又は独立した貿易業者であること。</li> <li>要請する補助金、払い戻し補助金は合わせて 10 万米ドル 100 万ドル以内であること。</li> <li>申請者及び当事者はプロジェクト費用の 50% 以上のファンドを提供すること。</li> <li>AECF ファンドが無くても推進可能であることを示さなければならない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトはタンザニアで実施すること。</li> </ul> 応募資格情報参照先： <a href="http://www.aecfafrica.org/download/GuidanceNotesforTZAW.pdf">http://www.aecfafrica.org/download/GuidanceNotesforTZAW.pdf</a>
応募期間	ラウンド1：2010年11月15日開始、2011年1月31日終了 ラウンド2：未定(まもなく開始予定)
採択件数	ラウンド1：AECF TZAWのもと11の受給対象事業構想を選定。 ラウンド2：未定。(まもなく開始予定)
採択実績(どの企業が採択されたか)	詳細情報は不明。
その他	ラウンド1：初期申請書を提出。初回の申請書は少人数の審査員および、ファンド管理者により審査され、最も優れた申請書を選考、AECFの独立委員会(IC)に移管し、ICが第二次審査(事業計画)への選抜を行う。 ラウンド2：申請者は投資委員会から選考された場合、事業計画の詳細を準備し提出。 この段階では、AECFは全社を訪問し、独立投資委員会に最終候補社による事業計画を発表しAECFファンド受給の最終選考に入る。 ラウンド別の各申請書はホームページ上で申請登録済みの申請者に対し、申請窓口受付時間内に入手ができる。 以下はラウンド2の記入例のリンクである。 <a href="http://www.aecfafrica.org/demo2/tzaw.html">http://www.aecfafrica.org/demo2/tzaw.html</a>

出所：AECF ウェブサイト

### ③ 再生可能エネルギー、及び気候関連技術への適応 (REACT)

国	英国
助成団体	アフリカ企業チャレンジファンド (AECF) AECFはアフリカにおける新規の革新的ビジネスモデルを支援し、補助金を民間企業に競争ベースで提供する。
助成制度名	再生可能エネルギー、及び気候関連技術への適応 (REACT)
助成制度概要	民間セクターへの投資、低コストを実現する革新性、クリーンエネルギー、気候変動テクノロジー支援
助成目的	REACT R2 窓口は補助金、払い戻し補助金の条項として、既存企業の中核活動を農村地域の貧困者への支援へと拡充する際に伴うリスクテイク、イノベーションの推進。REACT ラウンド2において特に気候変動に適応するビジネス構想に関心を持ち、農村地域の住民への打撃軽減につなげる
助成規模 (金額)	当選者は上限 150 万 (25 万~150 万米ドル) の補助金、払い戻し可能無利子補助金を受給。ラウンド2 のファンド総額はおよそ一千万ポンド
該当する MDGs 対象分野	その他 (環境)
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常申請者に対し、2年間分の監査済み口座の提示を義務付け。AECFはその後、事業計画、競争状態について照会。この申請者にプロジェクトを実行できる資源、経験、能力がある場合はこの限りでない。</li> <li>当選者には別段記載が無い限り、プロジェクト総費用の最低50%の負担を期待。AECFは自己基金を有効活用する意図から、最低50%の費用を負担可能な企業の支援を志向。</li> <li>東アフリカ地域 (ブルネイ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ)において実施されているビジネス構想は REACT 支援に適用</li> </ul> <p>応募条件情報参照先： <a href="http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35">http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35</a></p>
応募資格	<p>世界中のいずれの国も申請対象となるが、事業構想はタンザニアで実施すること。アフリカ及び国際的な企業の応募を歓迎する。ラウンド1において、以下が応募資格となる。(資格基準6項目全てを満たしていること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は民間営利企業、提携、又は独立した貿易業者であること。</li> <li>要請する補助金、払い戻し補助金は合わせて25万米ドル150万ドル以内であること。</li> <li>再生可能エネルギー、気候変動適応技術、又は金融サービスに関する明確で新規革新性を持つビジネス構想であること。</li> <li>ビジネス構想は東アフリカ地域 (ブルネイ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ)における1~5国内で実施。</li> <li>プロジェクトの気候変動に対応する環境持続性についての貢献について示し、潜在的な環境及び社会的リスクを招く場合はその旨についても提示。</li> </ul> <p>ラウンド2においては、特に気候変動に注目した適応性や、気候</p>



	<p>変動による農村地域の住民への打撃を緩和に関心（例：小規模農業事業者に対する灌漑システムや気候関連保健の関連企業を支援）</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35">http://www.aecfafrica.org/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=16&amp;Itemid=35</a></p>
応募期間	<p>ラウンド1：2010年11月開始、2011年1月31日終了</p> <p>ラウンド2：2011年10月15日、2011年12月15日終了</p>
採択件数	<p>何件のプロジェクトを承認するかは申請書を受領した後に決定し、用意できるファンドの額による。</p>
採択実績（どの企業が採択されたか）	<p>およそ250社の申請。最終的に11のプロジェクトが補助金を受給し、総額920万米ドルをAECFにより補助金、及び無利子融資の形で、ケニア、ウガンダ、ルワンダに投資。</p>
その他	<p>ラウンド1：初期申請書を提出。初回の申請書は少人数の審査員および、ファンド管理者により審査され、最も優れた申請書を選考、AECFの独立委員会（IC）に移管し、ICが第二次審査（事業計画）への選抜を行う。</p> <p>ラウンド2：申請者は投資委員会から選考された場合、事業計画の詳細を準備し提出。</p> <p>この段階では、AECFは全社を訪問し、独立投資委員会に最終候補社による事業計画を発表しAECFファンド受給の最終選考に入る。ラウンド別の各申請書はホームページ上で申請登録済みの申請者に対し、申請窓口受付時間内に入手ができる。</p> <p>下記リンクはラウンド2の事例である。  <a href="http://www.aecfafrica.org/demo2/react.html">http://www.aecfafrica.org/demo2/react.html</a></p>

出所：AECF ウェブサイト

#### ④ 食品小売産業チャレンジファンド (FRICH)

国	英国
助成団体	国際開発省 (DFID)
助成制度名	食品小売産業チャレンジファンド (FRICH)
助成制度概要	革新的企業パートナーを通じアフリカの農業事業主を支援する。新鮮な果物、野菜を英国、その他欧州市場へ輸入し、アフリカ諸国における小規模農業事業主や農業労働者に重要な所得源を提供する。
助成目的	食品小売産業チャレンジファンド (FRICH) は南アフリカ北部及びサハラ以南からの欧州への輸出拡大による前述の小規模農業事業主や農業労働者の生活向上を目的とする。
助成規模 (金額)	補助支給上限：25 万ポンド ラウンド4：補助金額 15 万ポンド～100 万ポンド。トータルでおよそ 430 万ポンド。
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	対象国は南アフリカ、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト以外のアフリカの国。 FRICH はプロジェクトを支援するが、組織は支援しない。 FRICH で支援されるプロジェクトは以下条件を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>実績がなくても持続性を持つビジネスモデルであること。</li> <li>革新的であること。(新しい製品、サービス、市場へのアプローチ、ビジネスモデル、サプライチェーンシステムなど)</li> <li>大多数へ多くの便益をもたらすこと。</li> <li>アフリカから英国への食品又は製品輸入であること。</li> <li>バリューチェーン) の変更、模倣によりプロジェクトの効果を向上できる潜在性があること。</li> <li>プロジェクトより発生しうる環境への配慮もしていること。</li> </ul> 応募条件情報参照先： <a href="http://www.open4business.info/wyre/O4Schemes.aspx?WCI=htmlSchemeView&amp;WCU=CBC=Document,STATE=DSCODE%3DO4BUKBUS~pSCHEMEID%3D117-S31050,DOCID=D2009161">http://www.open4business.info/wyre/O4Schemes.aspx?WCI=htmlSchemeView&amp;WCU=CBC=Document,STATE=DSCODE%3DO4BUKBUS~pSCHEMEID%3D117-S31050,DOCID=D2009161</a>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品小売業、又は UK 市場にシェアを持つ食品小売ブランドのいずれか、又はそれら企業と提携している企業。</li> <li>財政状況を示す必要がある。</li> <li>プロジェクト費用の最低 50% は自費で賄い、プロジェクトにおけるリスクを共有できること。</li> <li>補助金は革新的なコンセプトやビジネスモデル、また成功例をより大規模なプロジェクトへ発展させるための補助金であり、企業や組織への一般的な資金提供ではない。</li> <li>入札者はビジネスの持続可能性を示す必要。</li> <li>アフリカの貧困層の暮らしをいかに持続的に向上できるかを提示できること。</li> </ul> 応募資格情報参照先： <a href="http://www.open4business.info/wyre/O4Schemes.aspx?WCI=htmlSchemeView&amp;WCU=CBC=Document,STATE=DSCODE%3DO4BUKBUS~pSCHEMEID%3D117-S31050,DOCID=D2009161">http://www.open4business.info/wyre/O4Schemes.aspx?WCI=htmlSchemeView&amp;WCU=CBC=Document,STATE=DSCODE%3DO4BUKBUS~pSCHEMEID%3D117-S31050,DOCID=D2009161</a>

応募期間	コンセプトの提出期限は2012年二月末。内容を諮問委員会が審査、審査通過企業には5月中旬までに通達。審査に通過した企業は第二次審査用のプロジェクト提案を提出するよう要請される。プロジェクトは2012年7月1日まで稼働。現時点ではラウンド5が開催されるかは未定。
採択件数	未定。件数は、適用されるプロジェクトの規模やファンドの額による。
採択実績(どの企業が採択されたか)	<p>これまでに支援したプロジェクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Sainsbury's and Twin</li> <li>● Finlay's and The Co-operative</li> <li>● Cafédirect</li> <li>● Blue skies Holdings</li> <li>● Fullwell Mill</li> <li>● Waitrose</li> <li>● Bettys &amp; Taylors of Harrogate</li> <li>● New England Seafood International</li> <li>● Marks and Spencer – Flowers</li> <li>● Marks and Spencer – Tea</li> <li>● Ndali (UK) and Ndali Estate Uganda - Vanilla</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクトコンセプトを提出する。FRICH 独立諮問委員会より承認された申請者は完全な提案の提出を要請される。</li> <li>● コンセプト提出フォームには11の項目を記載し、最終的にはA4用紙三枚に収める。</li> </ul> <p>参照先：  <a href="http://www.open4business.info/wyre/O4Schemes.aspx?WCI=htmSchemeView&amp;WCU=CBC=Document,STATE=DSCODE%3DO4BUKBUS~pSCHEMEID%3D117-S31050,DOCID=D2009161">http://www.open4business.info/wyre/O4Schemes.aspx?WCI=htmSchemeView&amp;WCU=CBC=Document,STATE=DSCODE%3DO4BUKBUS~pSCHEMEID%3D117-S31050,DOCID=D2009161</a></p>

出所：DFID ウェブサイト

### ⑤ 責任ある衣類セクター（RAGS）チャレンジファンド

国	英国
助成団体	英国国際開発省 (DFID)
助成制度名	責任ある衣類セクター（RAGS）チャレンジファンド
助成制度概要	RAGS はアフリカ、アジア諸国の貧困層が英国市場へ供給する取り組みを支援し衣類分野において労働条件向上に従事する企業、貿易組合、非営利団体を対象とするファンド
助成目的	英国に供給している衣類製造セクターにおいて責任ある、倫理的な製造を標準化すること。RAGS はアフリカ、アジア諸国の貧困層の衣類セクターの労働条件に関連する営利、非営利を含む非政府組織へのマッチングファンドを提供する。
助成規模（金額）	5 万～25 万ポンドの補助金を給付。プロジェクトの平均規模は 35. 2 万ポンドで、そのうち 18. 9 万ポンドは 1 プロジェクトあたりの DFID によるファンドの平均額。
該当する MDGs 対象分野	その他（ジェンダー）
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフリカ・サハラ以南、アジア(中国を除く)諸国の低所得地域や低中所得国のプロジェクトを支援。</li> <li>原材料、繊維製造、広範な繊維製品セクター、履物、装飾品、レザー、衣料以外の商品に対する労働条件の向上を目的としたプロジェクトの支援はしない</li> <li>その他社会的責任関連、環境問題などや非弱者への労働条件改善における提案は支援しない。</li> </ul> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.dfid.gov.uk/Work-with-us/Funding-opportunities/Business/Responsible-and-Accountable-Garment-Sector-RAGS-Challenge-Fund-RAGS-projects/">http://www.dfid.gov.uk/Work-with-us/Funding-opportunities/Business/Responsible-and-Accountable-Garment-Sector-RAGS-Challenge-Fund-RAGS-projects/</a></p>
応募資格	<p>企業、貿易組合、NGO で衣類セクターに従事していること。ファンドは費用共有ベースで行う。各補助金受給者は公的資金と自己の出資または現物出資の額を併せる。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.dfid.gov.uk/Work-with-us/Funding-opportunities/Business/Responsible-and-Accountable-Garment-Sector-RAGS-Challenge-Fund-RAGS-projects/">http://www.dfid.gov.uk/Work-with-us/Funding-opportunities/Business/Responsible-and-Accountable-Garment-Sector-RAGS-Challenge-Fund-RAGS-projects/</a></p>
応募期間	プロジェクトのコンセプトは 2010 年 4 月位までには提出し、2010 年末ごろに最終選考を実施。最終選考では、RAGS は補助金の新規応募を受け付けない。
採択件数	1 2 件
採択実績（どの企業が採択されたか）	<p>承認されたプロジェクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衣類セクターにおいて女性や、非公式労働者に適正な職場を提供。</li> <li>バングラディッシュアパレル財団</li> <li>インド既製品衣料セクターにおける社会基準の向上</li> <li>連鎖の切断：在宅労働女性の生活を改善</li> <li>Barabanki 棄権プロジェクト</li> <li>RGM セクターにおける労働者の権利に対する意識喚起</li> <li>ビジネスと労働モデルの便益（BBW）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童労働の禁止</li> <li>● インドにおける在宅労働者の ETI モデル</li> <li>● バングラディッシュの女性 RMG 労働者への権限委譲プロジェクト</li> <li>● 南アジア公正取引団体のための能力構築</li> <li>● レソト責任説明衣類セクター (LESRAGS)</li> </ul>
その他	<p>1 段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンセプトを準備し、提出。</li> <li>● 選考された申請者は完全なプロジェクトの提案書を提出する。</li> </ul> <p>2 段階目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術専門家により外部評価、また RAGS 諮問委員会による内部評価（諮問委員会はファンドマネージャー、独立衣類セクター 3 社、労働基準専門家、DFID から成り、RAGS の創設、や戦略的方向を維持し、全体目標や、目的に即したプログラムを維持させることを任務とする。）</li> <li>● 承認された申請者は申請状況について告知され、提案書の評価を受理。</li> <li>● RAGS 提案書書面ガイドラインの基準を満たす提案書には補助金受給書簡が作成され、技術専門家や RAGS 諮問委員会により挙げられた全ての問題点を提示</li> <li>● プロジェクトを実施。</li> </ul> <p>申請情報参照先：  <a href="http://www.dfid.gov.uk/Work-with-us/Funding-opportunities/Business/Responsible-and-Accountable-Garment-Sector-RAGS-Challenge-Fund-/application-process/">http://www.dfid.gov.uk/Work-with-us/Funding-opportunities/Business/Responsible-and-Accountable-Garment-Sector-RAGS-Challenge-Fund-/application-process/</a></p>

出所：DFID ウェブサイト

## ⑥ アフリカ新興インフラファンド (EAIF)

国	英国
助成団体	英国国際開発省 (DFID)
助成制度名	アフリカ新興インフラファンド (EAIF)
助成制度概要	アフリカ・サハラ以南にある 47カ国の民間インフラの建設、開発への資金提供するため長期で米ドル又はユーロ通貨による借り入れ、メザニン型資金調達を実施。プロジェクトは広範にわたり、通信、運輸、水道、電力など。
助成目的	<p>アフリカ、サハラ以南において堅実で持続性のあるインフラの発達を実施することで経済成長を促進し、最終的には直接的、間接的に貧困を緩和すること。</p> <p>ファンドのさらに明確な目標は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ開発において概して長期に渡り発生するキャッシュフローに対応できる長期の融資を通じて、重要な民間セクターをベースとしたインフラ開発向けの長期債務の欠如に対処。</li> <li>当地資本市場の参入が可能かつ適当な該当地域での民間セクターにおける融資が困難であることに対して、全参加者と連携し、的確な融資の解決策を策定する。</li> <li>ファンド支援を実施する全ての活動において国際的に許容できる環境及び社会における影響の基準をできるだけ満たすこと。</li> <li>追加資金の活用を通じて、それ以外では対象地域に参入不可能な新規民間セクター資金を誘致し EAIF の規模拡大及び、有効性の向上を目指す。</li> </ul>
助成規模 (金額)	1000 万～3650 万 USD (又はユーロ相当)
該当する MDGs 対象分野	EAIF で網羅されたセクターに関連する通信、運輸、水道、電力など、また、MDG1 (極貧困、飢餓撲滅) 及び MDG3 (男女平等、女性の権限委譲)。しかし、MDGs は本ファンドについての明確な参照は控えている。
応募条件	<p>15 年以内の投資期間。カントリーリスクにさらされない融資の提供。</p> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.emergingafricafund.com/policy-and-procedures/eligible-countries.aspx">http://www.emergingafricafund.com/policy-and-procedures/eligible-countries.aspx</a></p>
応募資格	<p>EAIF ファンドはアフリカ、サハラ以南における中核インフラプロジェクト。日本企業が参入可能か否かはプロジェクト提案書の構造に依存。特にプロジェクト (インフラ) はアフリカ、サハラ以南にある国々で実施</p> <p>しなければならないが、持ち株会社の所在は民間セクター企業である限り問わない。</p> <p>1. 大多数の民間セクター、又は 2. リスク共有をベースとした公営セクター団体の資産開発や管理を民間セクターが担う場合の大多数の公営セクター団体が開発するインフラプロジェクトを支援する。(特殊目的の乗り物、プロジェクト、民間主導のインフラ企業、又はこれから民営化する企業</p> <p>FMO が査定した当該地域及び世界的な環境、社会、健康、安全基</p>

	<p>準を遵守しなければならない。          応募資格情報参照先：  <a href="http://www.emergingafricafund.com/policy-and-procedures/investment-policy.aspx">http://www.emergingafricafund.com/policy-and-procedures/investment-policy.aspx</a></p>
応募期間	詳細情報は不明。
採択件数	承認件数の定め無し
採択実績(どの企業が採択されたか)	28 のプロジェクトにおいて 591 万 USD 以上を投資(2010 年 1 月時点)
その他	<p>EAIF は柔軟な投資承認工程を踏んでおり、3 段階に分かれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 初期審査及び FMFM から EAIF ビジネス委員会への提出。</li> <li>• 適正評価(デューディジェンス)及び FMFM、顧客による契約条件書の交渉、その後 EAIF の信用委員会、役員への提出。</li> <li>• 文書化</li> </ul> <p>各委員会、役員は商業的なスケジュールを遵守するため随時会合を開くことが可能。          参照先：  <a href="http://www.emergingafricafund.com/contact.aspx">http://www.emergingafricafund.com/contact.aspx</a></p>

出所：DFID ウェブサイト

⑦ 金融教育ファンド (FEF)

国	英国
助成団体	英国国際開発省 (DFID)
助成制度名	金融教育ファンド (FEF)
助成制度概要	<p>ファンドは貧困、低所得者層向け。プロジェクトは直接低所得者層に金融教育を提供する。また下記の4つの財政についての能力のいずれか、出来れば全てを満たすことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資金管理、資金の概念、また金融サービスについての知識。</li> <li>• 技能、例えば、金融サービスを利用する際の知識や、利用法について</li> <li>• 自信、信頼、金融サービス利用についての個人的見解を含む態度</li> <li>• 金融教育の究極の目的である行動</li> </ul>
助成目的	金融教育ファンドは教育プロジェクトでアフリカ市民に金融知識と能力を養うため創設される。ファンドは主題や、運営網についての説明でなく、革新的なアイデアを奨励する。
助成規模 (金額)	総額 350 万ポンドの補助金が支給され、プロジェクトあたりの上限は 25 万ポンドである
該当する MDGs 対象分野	MDG 1 を含む様々な教育関連 MDGs のターゲット 1 b (女性、若者を含む全ての人々に完全で生産的な適切な労働機会を提供)
応募条件	第1選考は8つのアフリカ、サハラ以南の国々において開催：ボスワナ、ガーナ、ケニア、ナンビア、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ、ゾンビアである。次回の選考は広範にわたる地域のプロジェクトになる予定
応募資格	プロジェクトが、FEF が対象とする国で実施されるならば、申請可能。 応募資格情報参照先： <a href="http://www.dfid.gov.uk/work-with-us/funding-opportunities/countries-and-regions/fe/">http://www.dfid.gov.uk/work-with-us/funding-opportunities/countries-and-regions/fe/</a>
応募期間	第一ラウンドは 2009 年に開催。補助金給付は 2010 年 7 月に開始。第三ラウンドの開催予定なし。
採択件数	これまでに補助金は 15 件交付された
採択実績 (どの企業が採択されたか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Camfed Zambia ザンビア (2009-2011)：ザンビア農村地区の若い女性のための金融教育 (ザンビア農村地区の 8 つの区域に在住 8800 人の若い女性へ財政教育を提供)</li> <li>• 国際的機会 (2010 年より)：全員に対する機会。(このプロジェクトは地域型プロジェクトで 4 カ国にて実施された。16 の貧困地区において金融能力を構築することを目的)</li> <li>• SA保健協会 (2010 年より)：金銭的 (経済的) 自由ラジオドラマ (ラジオは費用対効果があり、効果的に多くの人へ届く手段かを調査した。)</li> </ul> <p>ACDEP ガーナ (2009 年より) 金融教育プロジェクト (AFE) (ACDEP 財政教育プロジェクト (AFE) は小規模農業従事者と銀行の間で革新的な結びつきを持続させるためのプロジェクト)</p>
その他	FEF 競争補助金ファンドは二つの段階に分かれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第一段階は簡略なプロジェクトのコンセプト覚書を作成し、</li> </ul>



電子媒体でファンドマネージャーに提出。

- ファンドマネージャーは全てのコンセプト覚書の選考、評価基準について審査し、独立投資パネルに見解を述べる。
- 投資パネルは的確なプロジェクトを選出。
- 第二段階において、当選者はファンドマネージャー宛に完全な申請書を提出する。
- そのために、別の申請書が当選者に発送される。
- 申請者は所属団体（該当する場合）の登録証や監査済み財務諸表など、その他書類を提出。
- 同様の選考審査基準が両方のラウンドにおいて適用。
- 投資パネルが補助金給付対象者の最終決定を下す。

適格プロジェクトは下記4項目の基準に沿って評価。

1. プロジェクトの成果物、結果を創出できる（25%）
2. 利用したアプローチ、方法論（25%）
3. プロジェクトの潜在的効果（25%）
4. 介在における影響の評価能力（25%）

N.B カテゴリーBプロジェクトは上記基準に加え、1対1ベースのマッチファンドを提供しなければならない。FEFは製品のマーケティング費用には当てられない。

民間セクターの申請者は広範な公衆に便益を与えるプロジェクトであることを説明する必要。

⑧ CDC（領土開発公社）による投資

国	英国
助成団体	CDC（領土開発公社）
助成制度名	CDC（領土開発公社）による投資
助成制度概要	<p>新規投資の75%以上を低所得国において、また50%以上をアフリカ、サハラ以南において行う投資。 CDCは独立金融機関であり、収益を事業やその運営に再投資。 1995年以来、政府からの新規出資を受けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CDCは現在、70カ国において74人のファンドマネージャーを抱え、100社の資金を運用</li> <li>• 2010年には4億2千万相当の新規投資</li> </ul>
助成目的	発展途上国における生活水準向上を支援するため持続可能な企業の成長を促すこと。そのために、CDCは資金不足により成長が阻まれている発展途上国の有望な企業に資金提供を行う。
助成規模（金額）	投資ポートフォリオは1,933百万ポンドに相当
該当するMDGs対象分野	全般
応募条件	<p>2015年までにCDCのポートフォリオの20%を占める直接、共同投資によりCDCは発展的影響について高い潜在力を持つビジネスを対象にすることが可能。CDCの負債投資は2015年までにCDCのポートフォリオ全体の20%を占める。よってCDCは投資基盤が脆弱な領域の市場を対象にすることが可能。この変更は特に中小企業にとって有益。債権者の資本提供を可能にし、CDCの中小企業、債券、貿易金融に対する信用供与がしやすくなる。</p> <p>応募条件情報参照先：<a href="http://www.cdccgroup.com/how-we-invest.aspx">http://www.cdccgroup.com/how-we-invest.aspx</a></p>
応募資格	ファンドの法的な所在はプロジェクト運営をする国でなくても良い。 <a href="http://www.cdccgroup.com/uploads/cdcdfundinformation20110826.pdf">http://www.cdccgroup.com/uploads/cdcdfundinformation20110826.pdf</a>
応募期間	申請期間の指定は無い。
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績（どの企業が採択されたか）	<p>CDCファンドプロジェクトの事例。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2010年ウガンダ通電会社のUmemeは48,000の新規顧客に配電し、12万の老朽した電信柱を交換した。</li> <li>• Manipal Universalはインドにおいて現在7万人の学生に遠隔、職業、継続的教育訓練を実施。</li> <li>• Saisudhirは米ドル9800万相当のプロジェクトを完了しており、KarnatakaやTamil Nadu周辺の村に水を供給し、Rajasthan, Goa, Karnataka村に5000万リットル/日の安全な水を供給するための水処理工場を立ち上げた。</li> </ul> <p>その他、健康、医療分野における事例もあり。</p>
その他	<p>応募プロセス等問い合わせ先： <a href="mailto:enquiries@cdccgroup.com">enquiries@cdccgroup.com</a> 参照先： <a href="http://www.cdccgroup.com/uploads/finalcdctoolkitforfundmanagers20101.pdf">http://www.cdccgroup.com/uploads/finalcdctoolkitforfundmanagers20101.pdf</a></p>

出所：CDCウェブサイト

## ⑨ ワーテルロー財団の助成制度

国	英国
助成団体	ワーテルロー財団 (The Waterloo Foundation)
助成制度名	ワーテルロー財団の助成金
助成制度概要	WF は英国をはじめ世界中の団体に助成金を給付。当財団は世界を対象とするが、とくに貧富の差や気候関連問題にとりくむプロジェクトに力を入れる。
助成目的	<p>当財団の詳細な目的は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ワールド・デベロップメント：世界の最貧国における教育、持続可能な経済活動、公衆衛生の向上、飲料水の衛生とアクセス向上。</li> <li>• 環境：英国内外における気候変動の影響緩和、熱帯森林伐採・海洋破壊に関してこれまでとくに避けられてきた問題、例えば漁業資源の枯渇。</li> <li>• 子どもの発達：子どもの心理・行動発達、ことに特定の神経発達障害についての研究。</li> <li>• ウェールズ：起業家精神や雇用を助成することで、ウェールズの産業文化の発展をうながす。既存のケアリング・ウェールズ・プログラムは、需要の高い介護者や若い介護者を助ける。</li> </ul>
助成規模（金額）	<p>グラントの上限・下限は公式には定められていない。</p> <p>3年間以内の助成に£100,000 以上を給付することはまれだが、より正式な投資（融資）においてはこの限りでなく、ケースバイケースで考慮。</p>
該当する MDGs 対象分野	保健、教育
応募条件	<p>TWF は経済的弱者の持続的な経済基盤構築を助ける団体を支援することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• TWF は、個々が質の高い教育に触れる機会をふやし、コミュニティにおける清潔な飲料水・衛生を確保することが上記目的につながると確信。</li> <li>• TWF は、持続的かつ効果が長続きし、援助に依存しない文化をつくるような開発途上国支援の提供に尽力。</li> <li>• 申請者は当財団の目的と企画案との適合性を証明すること。</li> </ul> <p><u>優先順位の高いテーマ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育</li> <li>• 飲料水、公衆衛生</li> <li>• 養蜂と持続可能な水産養殖</li> </ul> <p><u>優先順位の高い地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 世界でもっとも開発の遅れた国々に焦点をあてる。当財団は国連開発計画の定める人間開発指標の順位などを参考に、これらの地域でのとりくみに優先的に助成を行う</li> <li>• 開発事業は効果の継続するものでなければならず、安定した国や自治体はこれに重要な役割を果たすべきであるという信念を持って活動。このことから、同様の原則で活動を行う組織を優先的に支援し、紛争地域での活動を支援することはまずない。</li> </ul>

	<p><u>当財団の支援対象外の活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険へのアクセス向上を目的とするプロジェクトへの資金提供は TWF の意向に合致しない。</li> <li>開発途上国における健康状態の向上は重要であるが、これを最重要ミッションとする大規模トラストや財団はすでに数多く活動を行っているため当財団は考える。</li> <li>大規模自然災害、事故に苦しむ人々に経済的援助（食料援助やシェルターの提供）を行うことも、当財団の意向には合致しない。</li> </ul> <p><u>当財団が支援する可能性の低いプロジェクト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人によるプロジェクト</li> <li>個人の利益のためのプロジェクト</li> <li>医学慈善事業（ただし、「精神的健康」など、上記『子どもの発達』プログラムの一部に該当するものを除く）</li> <li>フェスティバル、スポーツ、レジャー活動</li> <li>ウェブサイト、出版物、会議またはセミナー（ただし、「精神的健康」など、上記『子どもの発達』プログラムの一部に該当するものを除く）</li> </ul> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.waterloofoundation.org.uk/Applications.html">http://www.waterloofoundation.org.uk/Applications.html</a>  <a href="http://www.waterloofoundation.org.uk/WorldDevelopment.htm">http://www.waterloofoundation.org.uk/WorldDevelopment.htm</a></p>
応募資格	<p>英国内をはじめ、世界中の団体に申請資格がある。  申請者が英国以外に拠点を置く組織ならば、推薦者（できれば英国で登録済みの団体に属する）の氏名ならびに連絡先を当財団に提供する必要があります。以下は保証人に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在または過去のドナー</li> <li>パートナー組織</li> <li>資金集めの団体</li> <li>学術機関またはシンク・タンク</li> <li>政府省庁・政府系機関</li> </ul> <p>推薦者は過去に申請団体を訪問したことがあり、申請者の企画にフィードバックを与えることができる者でなくてはならない。推薦者の氏名、詳細な連絡先、申請者との関係（たとえば過去の資金提供者）をアプリケーションの冒頭に記述すること。推薦者のない申請書は考慮されない。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.waterloofoundation.org.uk/Applications.html">http://www.waterloofoundation.org.uk/Applications.html</a></p>
応募期間	<p>アプリケーション期間は指定しない。  アプリケーションは二ヵ月ごとに審査され、実行可能と判断されたアプリケーションは理事会議（2〜3ヶ月おき）で審査される。  したがって、アプリケーションの処理には4〜6ヵ月を要する。</p>
採択件数	<p>アプリケーションの数は指定しない。  プロジェクト・アプリケーションは個々に評価され、財団の任務に合致するアプリケーションは、財団の事業展開を管理する理事会議へ送られる。</p>
採択実績（どの企業が採択されたか）	<p>起業、教育、水と公衆衛生分野に採択実績あり</p>
その他	<p>公式なアプリケーション・フォームは存在しない。  申請者はまず電子メールでコンセプト・メモを送る。ここでは簡単</p>

な説明でよい。その後実行可能と判断されたプロジェクトは、フル・アプリケーションを作成するよう依頼される。

ウェブサイトによると、申請過程を開始するには：

アプリケーションを電子メールで以下に送付する。

**applications@waterloofoundation.org.uk**

助成を受けたいプロジェクトの内容や目的を、添付書類としてではなく電子メール本文内で簡潔に（A4用紙2ページ程度）説明する。

- 所属団体名、住所、慈善団体登録番号
- 応対する代表者の電子メール、電話番号、名前
- 応募先プログラム（世界発展、環境、子どもの発達、ウェールズ）
- 応募した企画が特定のプログラムの特定の目的/基準をどのように満たすか
- 団体ウェブサイトへのリンク
- 企画の目的
- 企画が誰の役に立つか
- 過去のプロジェクトの成功例
- 予算はいくら、いつ必要化か
- 助成を受けられない場合にどうなるか

<http://www.waterloofoundation.org.uk/Applications.html>

出所：ワーテルロー財団ウェブサイト

⑩ 高等教育開発パートナーシップ (DeIPHE)

国	英国
助成団体	英国国際開発省 (DFID)
助成制度名	高等教育開発パートナーシップ (DeIPHE)
助成制度概要	高等教育開発パートナーシップ (DeIPHE) は、国連のミレニアム開発目標 (MDGs) に対応するために、大学間の連携をはかる年間 £3,000,000 規模のプログラム。連邦大学協会の支持で、ブリティッシュ・カウンシルが英国国際開発省と協同で DeIPHE プログラムを運営する。22 のターゲット国 (下記適格性のセクション参照) に属する高等教育機関 (HEI) なら、アプリケーション・リーダーとなる資格があり、その他の国の HEI もパートナーとして参加することができる。
助成目的	高等教育機関が自らの国や地域で貧困削減と持続可能な開発に貢献するのを援助すること
助成規模 (金額)	一年で DeIPHE に最高 £3,000,000 を投資してきた。 パートナー・チームは、共同プロジェクトを支えるため年間 £15,000 ~50,000 を最大3年まで請求することができる。
該当する MDGs 対象分野	主に教育
応募条件	DeIPHE プロジェクトで助成可能な事項と不可能な事項は下記を参照 出所: DeIPHE 申請のためのファイナンシャル・ガイドライン  ラウンド5で用いられる審査基準は下記を参照 出所: DeIPHE 5 審査基準書類
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DFID から指定された 22 国の高等教育機関は申請資格がある。ここでは高等教育機関の広義を用い、総合大学、単科大学、研究所・医療機関が含まれる。</li> <li>• パートナーシップは英国内の機関同士のみならず、22 のターゲット国の HEI がリーダーである限りは世界中の機関と結ぶことができる。パートナーシップには少なくとも2カ国が関与する必要があるが、英国の機関が関わる必要はない。南半球のターゲット国と非ターゲット国の間のパートナーシップは特に奨励される。</li> <li>• 誰とどのように働くかはフォーカス国のリード・パートナーが決定する。リード HEI 内のひとつのチームが必要に応じて適切なローカル・パートナーを選び、協同でプロポーザルを書くものとする。パートナーらは、イニシアティブが確実に地域主体で焦点国の開発ニーズのために運営されていることを確認できねばならない。</li> </ul> <p>応募資格情報参照先： <a href="http://www.britishcouncil.org/delphe-application-who-can-apply.htm">http://www.britishcouncil.org/delphe-application-who-can-apply.htm</a></p>
応募期間	DeIPHE ラウンド5は2009年9月に開始され、アプリケーションの受付は2010年2月に締め切られた。
採択件数	プログラム期間は2006年6月から2013年3月までで、200のパートナーシップに助成を授与した。 現在のところ新しい助成プロジェクトの募集は行っていない。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	DeIPHE ラウンド4では38のプロジェクトが助成を認められ、内訳はアジアから9、アフリカの29が選出された。  プログラム期間2010年~2013年のDeIPHE ラウンド5では40のプロ

	<p>プロジェクトが助成された。ラウンド5のもとで承認されたプロジェクトのラウンド5の審査経過は、以下の通り：</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● このスキームのもとで提出されたすべての提案は、まずに提出国現地のブリティッシュ・カウンシル事務所でサブジェクト・アドバイザーとカントリー・アドバイザーによって事前審査。</li> <li>● 選定候補リストに入った申請は、プロジェクト・ゴールを十分に説明し、効果的な組織のキャパシティ・ビルディングを提示し、ミレニアム開発目標に明らかにそったものだった。</li> <li>● 選定候補リストに入った申請は英国のDelPHE 選考委員会に送り届けられた。</li> </ul> <p><a href="http://www.acu.ac.uk/key_strengths/delphe/Round5">http://www.acu.ac.uk/key_strengths/delphe/Round5</a> DelPHE 申請書は以下の 10 のアイテムを含む：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクト・タイトル</li> <li>2. プロジェクト概要</li> <li>3. プロジェクト・パートナー</li> <li>4. プロジェクト情報</li> <li>5. プロジェクト管理</li> <li>6. 組織のニーズと現地事情</li> <li>7. プロジェクト方法論       <ol style="list-style-type: none"> <li>7.1. アウトプットと結果</li> <li>7.2. 活動作業計画</li> <li>7.3. プロジェクト1年目の予算</li> <li>7.4. プロジェクトのリスク</li> </ol> </li> <li>8. 効果と学習</li> <li>9. モニタリング、評価、普及</li> <li>10. 承認とサイン</li> </ol>

## (6) オーストラリア

調査方法に示した方法に基づき、オーストラリアの政府機関・財団法人が提供している民間企業向けの助成制度に係る情報を取りまとめた。

### ① 企業チャレンジファンド (Enterprise Challenge Fund)

国	オーストラリア
助成団体	AusAID (The Australian Government's agency)
助成制度名	企業チャレンジファンド (Enterprise Challenge Fund)
助成制度概要	太平洋・東南アジア地域で商業プロジェクトを補助するための助成制度
助成目的	新興市場における事業機会の創出を促すことにより、当該地域の貧困層の機会やモノ・サービスへのアクセスを容易にすることが主たる目的である。 民間セクターの開発は持続的な経済開発と太平洋・東南アジア地域における貧困削減を目指すオーストラリアの目的を達成するためには重要であると考えられる。
助成規模 (金額)	1件あたり、100,000-1,500,000 オーストラリアドルの助成 ただし、応募者自身も当該プロジェクトの 50%以上の額を負担すること。
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	1. 対象国 (事業を実施する国) カンボジア、東ティモール、ラオス、フィジー、インドネシア (一部の州のみ)、ラオス、パプアニューギニア、フィリピン (南部のみ)、ソロモン諸島、バヌアツ 2. 対象事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>市場調査、フィージビリティスタディ、市場テスト、取締役派遣等のあらゆる費用が助成対象となる。</li> <li>基本的には、審査会で承認された費用については、広範に認められる。</li> </ul> 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者も当該プロジェクトの費用のうち 50%の負担が必要であり、さらにそのうち 15%は現金を準備する必要がある。</li> </ul> 応募条件情報参照先： <a href="http://www.enterprisechallengefund.org/default.aspx?menu=1&amp;sub=0&amp;menuid=7&amp;MenuTypeId=2">http://www.enterprisechallengefund.org/default.aspx?menu=1&amp;sub=0&amp;menuid=7&amp;MenuTypeId=2</a>
応募資格	民間企業も応募可能。ただし、2年分の当該団体の財務資料等の最低限の資料提出が必要。 応募資格情報参照先： <a href="http://www.enterprisechallengefund.org/default.aspx?menu=1&amp;sub=0&amp;menuid=7&amp;MenuTypeId=2">http://www.enterprisechallengefund.org/default.aspx?menu=1&amp;sub=0&amp;menuid=7&amp;MenuTypeId=2</a>
応募期間	過年度分は終了。継続されるかは不明。
採択件数	2007-2009年で、120件の応募があり、60件が審査され、24件が採択された。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	採択企業の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>国際企業の採択実績もある。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オーストラリアの中小企業の採択が多くなっている。</li> <li>• 企業の国籍よりも、目的に合致していることが重要と考えられる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2段階選抜方式を採用している。</li> <li>• 第1段階では、事業概要を提出し、評価会で審査される。ここでは、審査項目に合致した有望なビジネスか否かが判断され、合格したものに対して、事業の詳細計画の提出が求められる。</li> <li>• 第2段階では、事業の詳細計画に対して、より深化した審査が実施される。</li> </ul> <p>申請情報参照先：  <a href="http://www.enterprisechallengefund.org/public/eNewsletter.aspx?0x9menu=10">http://www.enterprisechallengefund.org/public/eNewsletter.aspx?0x9menu=10</a></p>

出所：AusAid ウェブサイト

## ② コマーシャリゼーション・オーストラリア

国	オーストラリア
助成団体	コマーシャリゼーション・オーストラリア (オーストラリア政府による取組みの名称)
助成制度名	コマーシャリゼーション・オーストラリア
助成制度概要	オーストラリアの優秀な研究者・企業家による起業促進
助成目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知財を商業化する際に必要な技術・知識・コネクション構築</li> <li>2. 新製品・プロセス・サービスを市場に導入促進</li> <li>3. 新製品・プロセス・サービスの商業的可能性のテスト</li> <li>4. 起業にあたってのCEO及び他の取締役のリクルート</li> </ol>
助成規模 (金額)	<p>上記目的によりことなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 50,000 オーストラリアドルまで</li> <li>2. 50,000-200,000 オーストラリアドル</li> <li>3. 50,000-250,000 オーストラリアドル</li> <li>4. 2年間で350,000 オーストラリアドルまで</li> </ol>
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロジェクト終了時の精算関連書類の提出と検査を受けること。</li> <li>● 四半期ごとの進捗レポートを提出すること。</li> <li>● オーストラリア経済において有益であること。</li> </ul> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.commercialisationaustralia.gov.au/Apply/Documents/GTMYG%20V2.0_21%20Dec%202011%20Final.pdf">http://www.commercialisationaustralia.gov.au/Apply/Documents/GTMYG%20V2.0_21%20Dec%202011%20Final.pdf</a></p>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2001 コーポレーション法」の非免税の企業であること</li> <li>● 上記目的に応じた売上高条件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年間売上 1000 万オーストラリアドル以下 かつ プロジェクトコストの20%の負担可能</li> <li>2. 年間売上 5000 万オーストラリアドル以下 かつ プロジェクトコストの50%の負担可能</li> <li>3. 年間売上 1000 万オーストラリアドル以下 かつ プロジェクトコストの50%の負担可能</li> <li>4. 年間売上 5000 万オーストラリアドル以下 かつ プロジェクトコストの50%の負担可能</li> </ol> </li> <li>● 以下の「メリット基準」を満たすこと： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者による資金供給が可能であること</li> <li>2. 重要な市場機会があることが明確であること</li> <li>3. 良好な実施計画が策定されていること</li> <li>4. オーストラリアに対する国益があること など</li> </ol> </li> <li>● プロジェクトそのものに資金を供給することが可能であること (=資金提供を可能性の証明書類を提出)</li> </ul> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.commercialisationaustralia.gov.au/Apply/Pages/Stage1Application.aspx">http://www.commercialisationaustralia.gov.au/Apply/Pages/Stage1Application.aspx</a></p>
応募期間	常時可能
採択件数	詳細情報は不明。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆる分野・応募主体のプロジェクトについて採択実績がある</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も多い分野は ICT・製造・科学。輸出関連プロジェクトの採択実績もあり</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募にあたっては次の書類を提出する必要がある             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 簡単な会社概要と過去 3 会計年度の年間売上高、および関連企業のリスト。</li> <li>2. 資金を供給される製品・プロセス・サービスとそれがいかに革新性を示す書類</li> <li>3. 必要な資金提供額、及び同社負担分に対する資金提供方法</li> <li>4. 「メリット基準」を満たしてことを示す書類</li> </ol> </li> <li>選抜は 2 段階で実施された</li> </ul> <p>アプリケーション情報参照先：  <a href="http://www.commercialisationaustralia.gov.au/Apply/Pages/Stage1Application.aspx">http://www.commercialisationaustralia.gov.au/Apply/Pages/Stage1Application.aspx</a></p>

出所：コマーシャライゼーション・オーストラリアウェブサイト

③ カウンシル・フォー・オーストラリア- アラブ・リレーション・グラント・プログラム (CAAR)

国	オーストラリア
助成団体	オーストラリア外務貿易省カウンシル・フォー・オーストラリア- アラブ・リレーションズ (CAAR)
助成制度名	カウンシル・フォー・オーストラリア- アラブ・リレーション・グラント・プログラム(CAAR)
助成制度概要	CAAR の戦略目的を満たすために、アラブ地域（アラブ連盟の 22 カ国と領土で構成）との経済・文化的・社会的関係を促進するプロジェクトを募集する。
助成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアとアラブ諸国の間に相互理解を促進し、互いの社会の前向きかつ正確で現代的イメージを築くことができるプロフェッショナル、コミュニティ、組織の各側面でのつながりの構築</li> <li>特に科学、技術、環境の各分野および保健やスポーツなどの社会開発イニシアティブにおける共通の利益に関する現状の課題について両国間に生産的なパートナーシップの促進</li> <li>両国の関係の重要性に関する一般公衆及び企業の意識を向上</li> <li>両国間のビジネス・貿易の促進</li> </ul>
助成規模（金額）	最高 20,000 オーストラリアドル
該当する MDGs 対象分野	保健、教育 (プログラム自体の重点分野は教育、芸術・文化、専門家・ビジネス交流、公共政策（メディアを含む）、科学、技術、環境、保健等)
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金を提供される場合には CAAR との協力のもと、プロジェクト活動を公表することが期待され、活動期間中および活動に関する広報においては CAAR のスポンサーシップについて適切に伝えることが可能であること。</li> <li>プロジェクトに関する広報、電子メディア、公的に実施する活動においては、CARR ロゴを使用し、大規模なイベントを行う場合には CAAR のメンバーを招待することができること。</li> <li>申請書類にはプロジェクト予算内訳を記述すること。</li> <li>資金提供を受けた主体は報告書と資金提供契約に定められる支出コストの財務文書の提出が義務付けられる。</li> <li>活動終了時には CAAR のウェブサイトに掲載するための報告書要約（最大 2 ページ）を提出すること。</li> </ul> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.dfat.gov.au/caar/about-us.html#logos">http://www.dfat.gov.au/caar/about-us.html#logos</a>  <a href="http://www.dfat.gov.au/caar/grants/grant_guidelines.html#part3">http://www.dfat.gov.au/caar/grants/grant_guidelines.html#part3</a></p>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍の市民・住民もしくは組織については、オーストラリア国籍の個人、団体、組織とパートナーシップで活動し、オーストラリアアラブの関係性の促進に寄与しているものに限定。</li> <li>提案分野に関連するプロジェクトの開発・管理の実績およびその証拠を提出すること。</li> <li>以下の目的には利用不可。 <ol style="list-style-type: none"> <li>それ自身で商業的に成立する活動</li> <li>資金提供を受けた者の商業利益となる事業開発活動および</li> </ol> </li> </ul>

	<p>び活動（事業宣伝など）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 不動産資産取得のための資本支出と器材の購入</li> <li>4. CAARの目的に直接関連しない会議、会合、野外調査、スポーツその他短期的活動のための旅費・宿泊費</li> <li>5. 他の資金提供機関もしくは政府機関が管轄する活動（学術研究、開発支援事業など）</li> <li>6. 資金提供を希望する組織の日常の事業コスト（賃金、給料など）</li> <li>7. 終了事業への資金提供、もしくは同一の事業に対する複数回の資金提供</li> </ol> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.dfat.gov.au/caar/grants/grant_guidelines.html#part3">http://www.dfat.gov.au/caar/grants/grant_guidelines.html#part3</a></p>
応募期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各会計年度中、2回の申請期間を設定。  （多少の変更はあるが、通常約2ヶ月間が申請期間とされ、直近の申請期間は2012年2月26日に終了。2012年には6月、11～12月の2つの申請受付が予定されている、）</li> </ul>
採択件数	<p>過去2ラウンドではそれぞれ14件の申請があった。その前のラウンドでは、18件の申請を受け付けた。各回5～6件の申請が採択された。</p>
採択実績（どの企業が採択されたか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでに採択された組織の大半が大学その他教育機関</li> <li>• 文化交流イベント・活動などが中心</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請にあたっては主として以下の情報が必要。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織名とコンタクト情報</li> <li>2. プロジェクト概要：プロジェクト・タイプ/目的/期間/コスト</li> <li>3. プロジェクトの目的に関する詳細：達成方法および成果測定方法、関係者</li> <li>4. プロジェクト予算詳細と支出・収入内訳</li> </ol> </li> </ul> <p>申請情報参照先：  <a href="http://www.dfat.gov.au/caar/grants/CAARFundingAgreement-short-form-sample.pdf">http://www.dfat.gov.au/caar/grants/CAARFundingAgreement-short-form-sample.pdf</a></p>

出所：オーストラリア外務貿易省ウェブサイト  
(<http://www.dfat.gov.au/caar/grants/index.html>)

#### ④ オーストラリア-タイ・・インスティテュート (ATI) グラント

国	オーストラリア
助成団体	オーストラリア外務貿易省オーストラリア-タイ・インスティテュート (ATI)
助成制度名	オーストラリア-タイ・・インスティテュート (ATI) グラント
助成制度概要	オーストラリアとタイの関係確立をを確立することを目的として、特に若年層が参加し、タイとの持続可能な関係の確立・発展を含むプロジェクトに対する助成プログラム。
助成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリアとタイの文化・価値・伝統 (スポーツを含む) の認識と理解を拡大</li> <li>オーストラリアとタイの組織的・人的接触を創出</li> <li>メディアと卒業生活動を通して公的にオーストラリア-タイ関係を促進し、長期の相互的な関連を確立</li> <li>タイとの政治的および経済的な関係開発に貢献し、タイにおけるオーストのより幅広い外交目的を支援</li> </ul>
助成規模 (金額)	3,000-20,000 オーストラリアドル (審査によっては更に大きな額の助成も可能)
該当する MDGs 対象分野	主に教育
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム終了後の事後報告ができること。</li> <li>当該プログラムに係る、すべてのプロモーションの材料と出版物 (ウェブサイトを含む) でATI の支援を受けていることを明記し、ATI ロゴを表示すること。</li> </ul> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.dfat.gov.au/ati/downloads/project_completion_form.pdf">http://www.dfat.gov.au/ati/downloads/project_completion_form.pdf</a>  <a href="http://www.dfat.gov.au/ati/forms.html">http://www.dfat.gov.au/ati/forms.html</a></p>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア国外からの応募については、オーストラリアの個人・グループ・組織と共同で応募する必要がある。</li> <li>申請者は、提案した分野に関連するプロジェクトの開発・管理における達成記録とその関連書類 (エビデンス) を提出しなければならない。</li> <li>通常は以下の目的で利用できない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>それ自身で商業的に成立する活動</li> <li>資金提供を受けた者の商業利益となる事業開発活動および活動 (事業宣伝など)</li> <li>不動産資産取得のための資本支出と器材の購入</li> <li>直接関連しない会議、会合、野外調査、スポーツその他短期的活動のための旅費・宿泊費</li> <li>他の資金提供機関もしくは政府機関が管轄する活動 (学術研究、開発支援事業など)</li> <li>資金提供を希望する組織の日常の事業コスト (賃金、給料など)</li> <li>終了事業への資金提供、もしくは同一の事業に対する複数回の資金提供</li> </ol> </li> </ul> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.dfat.gov.au/ati/program_guidelines.html#4">http://www.dfat.gov.au/ati/program_guidelines.html#4</a></p>
応募期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年2回の応募 (次回は2012年4月に開始予定、2回目は秋頃に通常実施される。)</li> </ul>

採択件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>春の応募時は約 80 程度の応募があり、20 程度が採択される</li> <li>秋の応募時は約 40 程度の応募があり、6 程度が採択される</li> <li>応募者は年々増加中</li> </ul>
採択実績(どの企業が採択されたか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択プロジェクトの分野は、教育、健康、文化、芸術との関連があるプロジェクトが多い。</li> <li>採択されるプロジェクトの応募機関の種別としては、教育機関や大学のケースが多い。民間企業が承認された事例もある(例えば、IPM Technologies)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募はオンライン</li> <li>応募に必要な情報は以下の通り： 連絡先の詳細 <ol style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの詳細と ATI のゴールとの関連性</li> <li>プロジェクトのスケジュール、予算、目的</li> <li>プロジェクトの意義、価値、広報方法、参加者</li> <li>推薦状(申請者は、直接的に財政的関係のない 2 人の推薦者からのもの)</li> </ol> </li> </ul> <p>アプリケーションフォーム参照先： <a href="http://www.dfat.gov.au/ati/forms.html">http://www.dfat.gov.au/ati/forms.html</a></p>

出所：オーストラリア外務貿易省ウェブサイト

## (7) フランス

### ① FASEP スタディ

調査方法に示した方法に基づき、フランスの政府機関・財団法人が提供している民間企業向けの助成制度に係る情報を取りまとめた。

国	フランス
助成団体	FASEP スタディ (経済・財政・産業省財務総局 (ドナー機関) 内)
助成制度名	FASEP スタディ (Fonds d'Etudes et d'Aides au Secteur Prive(FASEP-ETUDES))
助成制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金の提供先は主としては公共団体 (中央政府、地方政府、自治体、技術的機関など)</li> <li>FASEP Studies は、フランス政府により提供された資金を使いフランス企業が発展途上国等 (中央政府、州政府、自治体、技術的な代理店など) で現地機関がプロジェクトのフィージビリティスタディ実施を求められることを目指す。ファンドからの資金は委託された企業に行き、6年間の期間内実施される対象国でのフィージビリティスタディが契約を保証するのであれば、返済しなければならない。</li> <li>FASEP Studies は、主に地方公共団体のプロジェクト準備のための技術支援に資金を付与され、分野ではインフラプロジェクト (水、衛生、固形廃棄物、環境、輸送、エネルギー) の準備に当てられる。援助は無料のサービスを取得するので、二国間援助の恩恵を受けるためにフランスの会社のサービスを使用する必要がある。</li> </ul>
助成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドの目的は以下の二点： <ol style="list-style-type: none"> <li>FASEP Studies はフランスの政府開発援助手段(French Official Development Assistance)の一つであり、政府開発援助の優先順位の高い国における公的機関を支援することで被援助国の持続可能な経済発展を促進する事業の推進を目指す。</li> <li>FASEP Studies はこれらの企業は支援対象となる分野で専門知識を有するフランス企業の国際的發展に寄与し、海外市場での地場を得ることを目指す。</li> </ol> </li> </ul>
助成規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均して 一件 300,000 ユーロ (700,000 ユーロ以上も可能)。</li> <li>ただし6年間の期間内に対象国におけるフィージビリティスタディの結果、契約が保証されたら、この合計額は委託された企業によって払い戻さなければならない。</li> </ul>
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホスト国の開発努力、健全な財務基盤の創設に貢献すること。</li> </ul> 応募条件情報参照先： <a href="http://www.vinci-construction-projects.com/projets/grands-projets.nsf/1895169797ED7288C1257376007712A1/\$File/GP25_GB.pdf">http://www.vinci-construction-projects.com/projets/grands-projets.nsf/1895169797ED7288C1257376007712A1/\$File/GP25_GB.pdf</a>
応募資格	応募可能なプロジェクトは下記の通り。 <受益者の要求に応じたサービスの提供> <ul style="list-style-type: none"> <li>フィージビリティスタディ等</li> <li>プロジェクトの準備や実行の技術支援</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方政府の開発戦略の一環とフランスの企業（機器メーカー、エンジニアリング等）の専門知識を必要とする可能性があるインフラプロジェクト</li> </ul> <p>&lt;持続可能な開発に重点を置いたプロジェクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• トランスポート（トラム、地下鉄、電車、空港）</li> <li>• 環境（京都議定書の下で水、衛生、水管理、固形廃棄物は、プロジェクトのメカニズム）</li> <li>• エネルギー（特に再生可能エネルギーとエネルギー効率）</li> <li>• ヘルスケア</li> <li>• 通信</li> <li>• アグリビジネス</li> <li>• 灌漑</li> </ul> <p>&lt;公的機関（中央政府、地方政府、専門機関など）を含むプロジェクト、すでに特定のソース資金調達（パブリックまたはプライベート、二国間あるいは多国間）でプロジェクト&gt;</p> <p>応募対象国：優先順位が高く、有望な市場で OECD（60 カ国）の開発援助（DAC）委員会下にある ODA 対象の途上国。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334124">http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334124</a></p>
応募期間	資金調達のための要求は、約 6 週間ごとに省庁間委員会によって検討される。
採択件数	毎年 40 件
採択実績 (どの企業が採択されたか)	2000 年以來、約 400 件の採択実績がある（そのうち約 150 件はフランス企業により 55 ヶ国で実施された。これまでの合計援助額は約 260 百万ユーロ）
その他	フランス企業はまず発展途上国の公的機関にアプローチしなければならない。これらの資金を確保するために、正式に完成したアプリケーションは研究実施のために雇用されたフランス企業によって提出されなくてはならない。 資金調達のための要求は6週間ごとに省庁間委員会によって検討される。国際ビジネス・ファイナンス部門の副長官が議長を務める委員会は、要求がすべての適格要件に準拠しているそうだとすれば、金額や援助の条件を指定するかどうかを決定する。資金調達事業の実施は、国家に代わって、Natixis のインスティテューショナルサービス部門に割り当てられる。

出所：経済・財政・産業省財務総局 他

<http://www.tresor.economie.gouv.fr/fasep>, [http://www.faro-um.org/en/FARO\\_aides.php](http://www.faro-um.org/en/FARO_aides.php),  
<http://www.afd.fr/Jahia/site/afd/pid/6662>

## ② FASEP グリーンイノベーション

国	フランス
助成団体	FASEP グリーンイノベーションまた政府開発援助に属している。
助成制度名	FASEP グリーンイノベーション In French: FASEP Innovation Verte
助成制度概要	<p>FASEP Green Innovation はフランス経済・財政・産業省の財務総局により 2009 年に創設された。</p> <p>FASEP Green Innovation は新興国で革新的なフランスのグリーン技術を実証するパイロットプロジェクトの建設と運営を実施する。</p> <p>FASEP ‘Green Innovation’は一般的に資金が必要な全ての研究に資金調達を行う。また、デモンストレーションプロジェクトがローカルパラメータにマッチしているか確認し、資金援助終了後も、デモンストレーション装置を操作・維持できるようにトレーニングにも資金調達をする。技術・ファイナンスフィージビリティスタディにも資金を提供し、同様のプロジェクトへ適応できるよう目指す。(ただし FASEP ‘Green Innovation’は R&amp;D ファンディングツールではない)</p> <p>資金提供するプロジェクトのローカル受益者はフランス企業やコンサルタントから無償で援助を受けるため公共団体（中央政府、地方政府、自治体、専門機関など）である。ファンドから資金は指定された企業へ渡る。援助は無料のサービスを取得するので、二国間援助の恩恵を受けるためにフランスの会社のサービスを使用する必要がある。ファンドからの資金は委託された企業に行き、6年間の期間内実施される対象国でのフィージビリティスタディが契約を保証するのであれば、返済しなければならない。</p>
助成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>FASEP Green Innovation はフランスの政府開発援助手段(French Official Development Assistance)の一つであり、政府開発援助の優先順位の高い国における公的機関を支援することで被援助国の持続可能な経済発展を促進する事業の推進を目指す。</li> <li>FASEP Green Innovation はこれらの企業は支援対象となる分野で専門知識を有するフランス企業の国際的發展に寄与することを目指す。また開発や特定地域のニーズに答えるためにフランス企業が開発した革新的グリーンテクノロジーの効率性と適合性を勉強して実証を支援することを目指す。</li> </ul>
助成規模 (金額)	FASEP Green Innovation は1プロジェクトあたり 平均して€100,000 ～ €600,000。
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	<p>プロジェクトは、革新的な中小企業によって実施されなければならない。アプリケーションは FASEP studies の場合と同じ手順に従って評価される。</p> <p>ADEME(French Agency for Environment and Energy Management)、FFEM(French Global Environment Facility)等の特殊な環境機関からの協調融資が求められている。</p> <p>応募条件情報参照先： <a href="http://www.advancity.eu/actualite/Guide%20Eco-entreprises.pdf">http://www.advancity.eu/actualite/Guide%20Eco-entreprises.pdf</a></p>
応募資格	<対象となるプロジェクト>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方政府の開発戦略の一環とフランスの企業（機器メーカー、エンジニアリング等）の専門知識を必要とする可能性があるインフラプロジェクト。</li> <li>• 以下の分野におけるグリーンイノベーション技術に重点を置いているプロジェクト：       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飲料水と衛生</li> <li>2. 廃棄物処理</li> <li>3. エネルギーの節約と効率</li> <li>4. 公的機関（中央政府、地方政府、専門機関など）を含むプロジェクト。</li> <li>5. すでに資金調達のできている（パブリック、プライベート、二国間、多国間等）プロジェクト</li> </ol> </li> </ul> <p>&lt;対象支出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• サービスの提供。</li> <li>• 実証プロジェクトのための設備・提供（設計、フランス製）。</li> </ul> <p>&lt;対象国&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先順位が最も有望な市場でOECD（60カ国）の開発援助（DAC）委員会下にあるODA対象の途上国。</li> <li>• FASEPグリーンイノベーションツールは具体的かつ革新的な技術へのアクセスへの必要性を求める開発途上国等に適応可能。</li> </ul> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334121">http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334121</a>  <a href="http://www.solutionsforwater.org/solutions/pilot-projects-for-water-purification-in-rural-areas-implemented-through-the-french-government-fasep-green-innovation-tool">http://www.solutionsforwater.org/solutions/pilot-projects-for-water-purification-in-rural-areas-implemented-through-the-french-government-fasep-green-innovation-tool</a></p>
応募期間	資金調達のための要求は、約 6 週間ごとに省庁間委員会によって検討される。
採択件数	フランス財務省（French Treasury）は毎年 40 のプロジェクトに資金を出す。
採択実績 （どの企業が採択されたか）	2011 年に€19 million が全ての異なる FASEP プログラム(FASEP Green Innovation, FASEP Studies, FASEP Auditing and RSE, FASEP Vocational Training and not only FASEP Green Innovation)に割り当てられた。
その他 （申請書フォームがあれば添付する。その他参考資料、情報など）	FASEP グリーンイノベーションを受けるためにフランス政府に要求を提出したのち、対象国でプロジェクトが開始される。 資金調達のための要求は6週間ごとに省庁間委員会によって検討される。国際ビジネス・ファイナンス部門の副長官が議長を務める委員会は、要求がすべての適格要件に準拠しているそうだとすれば、金額や援助の条件を指定するかどうかを決定する。 資金調達事業の実施は、国家に代わって、Natixis のインスティテューショナルサービス部門に割り当てられる。

出所：経済・財政・産業省財務総局 他  
<http://www.tresor.economie.gouv.fr/fasep>, [http://www.faro-um.org/en/FARO\\_aides.php](http://www.faro-um.org/en/FARO_aides.php),  
<http://www.solutionsforwater.org/solutions/pilot-projects-for-water-purification-in-rural-areas-implemented-through-the-french-government-fasep-green-innovation-tool>

### ③ FASEP 職業訓練

国	フランス
助成団体	FASEP 職業訓練は経済・財政・産業省の財務総局 により管理されている。また政府開発援助に属している。
助成制度名	FASEP 職業訓練 (FASEP formation professionnelle)
助成制度概要	FASEP職業訓練は2011年に経済・財政・産業省により創設された。FASEP職業訓練は、持続可能な方法で、開発途上国等における職業訓練の長期的なニーズを支援する。また公共、民間部門からフランスのパートナーを巻き込んで専門家のノウハウとスキルの伝達を奨励する。資金提供するプロジェクトのローカル受益者はフランス企業やコンサルタントから無償で援助を受けるため公共団体（中央政府、地方政府、自治体、専門機関など）である。ファンドから資金は指定された企業へ渡る。援助は無料のサービスを取得するので、二国間援助の恩恵を受けるためにフランスの会社のサービスを使用する必要がある。
助成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>FASEP 職業訓練はフランスの政府開発援助手段の一つであり、被援助国の地方自治体がインフラプロジェクトを管理支援することを目指す。</li> <li>FASEP 職業訓練はこれらの企業は支援対象となる訓練で専門知識を有するフランス企業の国際的發展とノウハウの伝播に寄与することを目指す。</li> </ul>
助成規模 (金額)	FASEP 職業訓練は 1 プロジェクトあたり平均して€100,000 ～ €300,000 。 2011 年に€19 million が全ての異なる FASEP プログラム(FASEP Green Innovation, FASEP Studies, FASEP Auditing and RSE, FASEP Vocational Training and not only FASEP Green Innovation)に割り当てられた。
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	FASEP 職業訓練ツールは職業訓練に強く明確な必要性を示す全ての開発途上国において実施可能。三者協調融資（プロジェクトに興味を持つフランス企業、フランス政府、支援対象国の地方政府からの資金調達）が必要とされている。 プロジェクトは FASEP 職業訓練ツールから恩恵を受けるためにフランス政府に要求だした支援対象国によって開始される。 応募条件情報参照先： <a href="http://www.solutionsforwater.org/solutions/french-government-fasep-financing-tool-for-vocational-training">http://www.solutionsforwater.org/solutions/french-government-fasep-financing-tool-for-vocational-training</a> <a href="http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334122">http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334122</a>
応募資格	<p>&lt;対象プロジェクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融サービス（地元の受益者の依頼により、フランス企業が専門知識を駆使可能な開発プロジェクト）。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの一部として使用される技術に地元従業員が馴染むことを促進する案件</li> <li>トレーニング・センターの建設に係る実現可能性調査</li> <li>意思決定者のトレーニング</li> </ol> <p>対象支出： 研究を行うために必要な知的サービス、フランスとその他の国での担当者へのトレーニング教材の支出（トレーナーや専門家）。</p>

	対象国: 優先順位が最も有望な市場で OECD (60 カ国) の開発援助 (DAC) 委員会下にある ODA 対象の途上国。 応募資格情報参照先 : <a href="http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334122">http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334122</a>
応募期間	資金調達のための要求は、約 6 週間ごとに省庁間委員会によって検討される。
採択件数	フランス財務省 (French Treasury) は毎年 40 のプロジェクトに資金を出す。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	2011 年に€19 million が全ての異なる FASEP プログラム(FASEP Green Innovation, FASEP Studies, FASEP Auditing and RSE, FASEP Vocational Training and not only FASEP Green Innovation)に割り当てられた。
その他	支援を受けるためにフランス政府に要求を提出したのち、対象国でプロジェクトが開始される。国際ビジネス・ファイナンス部門の副長官が議長を務める委員会は、要求がすべての適格要件に準拠しているそうだとすれば、金額や援助の条件を指定するかどうかを決定する。資金調達事業の実施は、国家に代わって、Natixis のインスティテューショナルサービス部門に割り当てられる。

出所：経済・財政・産業省財務総局 他

<http://www.tresor.economie.gouv.fr/fasep>,

<http://www.solutionsforwater.org/solutions/french-government-fasep-financing-tool-for-vocational-training>

[http://www.bertin-environnement.com/fr/notre\\_offre/energie\\_environnement\\_risques/biblio/brochure\\_aide\\_projetfasep\\_mars2011.pdf](http://www.bertin-environnement.com/fr/notre_offre/energie_environnement_risques/biblio/brochure_aide_projetfasep_mars2011.pdf)

<http://www.eraï.org/extern/00002/front/index.php?finid=MjU%3D>,

④ FASEP 企業の監査、社会、環境責任 (FASEP Auditing and RSE)

国	フランス
助成団体	FASEP 企業の監査、社会、環境責任は経済・財政・産業省の財務総局により管理されている。また政府開発援助に属している。
助成制度名	FASEP Auditing and Social and Environmental Responsibility of companies (フランス語制度名: FASEP Audit RSE)
助成制度概要	FASEP 企業の監査、社会、環境責任は 2011 年に経済・財政・産業省により創設された。 発展途上国のプロジェクトマネージャーが様々なオファーを評価し、社会・環境要求事項を含んでいる仕様書を書くことを可能にするために、プロジェクトの持続可能性と社会的な要素を評価することを目的とするコンサルティングサービスを融資。援助は(無料のサービスを取得) フランスからの二国間援助の恩恵を受けるためにフランスの会社のサービスを使用する必要がある。
助成目的	1. FASEP 企業の監査、社会、環境責任はフランスの政府開発援助手段の一つであり、被援助国の地方自治体がインフラプロジェクトを管理支援することを目指す。発展途上国におけるプロジェクトマネージャーは、企業と社会的責任に習熟、社会と環境ダンプ回避を目指す。 2. FASEP 企業の監査、社会、環境責任は発展途上国でプロジェクトマネージャーにコンサルティングサービスを提供することにより、フランス企業の国際的發展に寄与することを目指す。
助成規模 (金額)	FASEP 企業の監査、社会、環境責任は1プロジェクトあたり平均して€100,000 ~ €300,000。 2011 年に€19 million が全ての異なる FASEP プログラム(FASEP Green Innovation, FASEP Studies, FASEP Auditing and RSE, FASEP Vocational Training and not only FASEP Green Innovation)に割り当てられた。
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	ホスト国の開発努力、健全な財務基盤の創設に貢献すること。 応募上条件情報参照先： <a href="http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334123">http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334123</a>
応募資格	対象プロジェクト： <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトマネージャーが地元受益者の CSR 要求(持続可能性と社会的要素への評価)を理解することを支援する分野への資金調達。</li> <li>フランス企業(機器メーカー、エンジニアリング会社等)の専門知識を必要とする可能性が高いインフラストラクチャプロジェクト。</li> </ul> 対象国： 優先順位が最も有望な市場で OECD (60 カ国) の開発援助 (DAC) 委員会下にある ODA 対象の途上国。 応募資格情報参照先： <a href="http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334123">http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/334123</a>
応募期間	資金調達のための要求は、約 6 週間ごとに省庁間委員会によって検討される。
採択件数	フランス財務省 (French Treasury) は毎年 40 のプロジェクトに資金

	を出す。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	2011年に€19 millionが全ての異なる FASEP プログラム(FASEP Green Innovation, FASEP Studies, FASEP Auditing and RSE, FASEP Vocational Training and not only FASEP Green Innovation)に割り当てられた。
その他	資金調達のための要求は6週間ごとに省庁間委員会によって検討される。国際ビジネス・ファイナンス部門の副長官が議長を務める委員会は、要求がすべての適格要件に準拠しているそうだとすれば、金額や援助の条件を指定するかどうかを決定する。 資金調達事業の実施は、国家に代わって、Natixis のインスティテューショナルサービス部門に割り当てられる。

出所：経済・財政・産業省財務総局 他

<http://www.tresor.economie.gouv.fr/fasep>,

[http://www.crpm.org/pub/agenda/371\\_en\\_volume\\_1\\_international\\_guide\\_to\\_funding.pdf](http://www.crpm.org/pub/agenda/371_en_volume_1_international_guide_to_funding.pdf)

⑤ SIDEX 個別化輸出プロセス支援スキーム (individualized export process support scheme)

国	フランス
助成団体	UBIFRANCE (French Agency for International Business Development) : 経済・財政・産業省の後援で運営、フランスの公共セクターにおける輸出フレームワークの中核を担う。
助成制度名	SIDEX (individualized export process support scheme) In French: Soutien Individualisé à la démarche export des PME
助成制度概要	SIDEX はフランスの中小企業の新規市場に参入、国際展開プロジェクトを支援する。支援方法は市場展開ミッションに融資することである。ただし昨今、スキームは取り替えられていて 2012 年から利用できなくなっている。
助成目的	SIDEX はフランスの中小企業の新規市場に参入、国際展開プロジェクトを支援する。SIDEX は品質の高いサービスと技術のある潜在的な外国パートナーを説得させるような外国ミッションに融資することを目的とする。
助成規模 (金額)	割り当て金額： <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州地中海ゾーン€400 (アルジェリア、クロアチア、エジプト、イスラエル、レバノン、リビア、モロッコ、ノルウェー、スイス、チュニジア、トルコ、EU 加盟国 27 カ国 (フランスを除く))</li> <li>海外ゾーン€800 オーストラリア、中国 (香港を含む)、台湾、韓国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、ブラジル、カナダ、チリ、米国、メキシコ、南アフリカ、アンゴラ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、カザフスタン、ロシアとウクライナ。</li> </ul>
該当する MDGs 対象分野	全般
応募条件	海外訪問前に、同社製品を提示し、その訪問を最適化する方法を調査するために関連するトレードミッションに連絡を取る。 応募条件情報参照先： <a href="http://entreprise.doubs.org/index.php?act=visu&amp;idskin=2&amp;AID_ID=98">http://entreprise.doubs.org/index.php?act=visu&amp;idskin=2&amp;AID_ID=98</a>
応募資格	応募対象企業： <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業 (従業員数 250 名以下、年間ターンオーバーは€50 million を越えない企業)</li> </ul> 応募可能な取り組み： <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな国で会社の潜在的な輸出オプションを評価、模索するために必要な個別市場開発ミッション。</li> <li>海外輸出に関する将来の顧客、代理店、販売社を発掘するためのミッション。</li> </ul> 応募不可能な取り組み： <ul style="list-style-type: none"> <li>ジョイントベンチャーを巻き込むミッション。</li> <li>販売子会社を構築するミッション。</li> <li>申請会社の子会社がすでに確立されている国へのミッション。</li> </ul> 応募資格情報参照先： <a href="http://www.afjv.com/press0406/040620_sidex.htm">http://www.afjv.com/press0406/040620_sidex.htm</a>
応募期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリケーションは訪問前、少なくとも 14 日前にオンライン提</li> </ul>



	<p>出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• UBIFRANCEはアプリケーションを受信後14日以内に返答を実施。</li> <li>• UBIFRANCEが補助金を付与することに合意したならば、採択企業は3ヶ月以内に市場開発ミッションを実施しなければならない。</li> <li>• ミッション終了60日後、企業はUBIFRANCEにその費用の払い戻しを提出します。</li> <li>• 前述したように、SIDEXは2012年からは利用不可能。</li> </ul>
採択件数	SIDEXは各会社、年間二回まで利用することが可能。
採択実績 (どの企業が採択されたか)	入手不可能。
その他	入手不可能。

出所：UBIFRANCE 他

<http://www.ubifrance.com/default.aspx>,

<http://www.entreprise-business.com/fiche-entreprise/dispositif-sidex>,

<http://www.jurilexblog.com/innovex-comment-ca-marche-261863>,

[http://www.afjv.com/press0406/040620\\_sidex.htm](http://www.afjv.com/press0406/040620_sidex.htm)

⑥ イニシアティブ 5% (Initiative 5%)

国	フランス
助成団体	France Expertise Internationale (FEI)は 2011 年 4 月 1 日にフランス外務省の管理の下、公的機関として創設された。当該機関は国際協力と開発エンジニアのための主要な政府機関であり、ドナーとの二国間及び多国間のクライアントに代わってプロジェクトを管理する。
助成制度名	イニシアティブ 5% (Initiative 5%) Channel 2 of this initiative will be covered in this table.
助成制度概要	Initiative 5%は 2010 年 10 月に発表され、エイズ・結核・マラリア対策の世界基金に対するフランスの貢献である。 フランス語圏国での設計、実装、モニタリング、評価等における世界基金の助成金の影響を支援するために必要な高レベル技術的専門知識に対する要求に応答することを目指す。 年間予算€1800 万。融資可能なミッションは以下の通り。 チャンネル 1 : 専門家ミッション：最大 12 ヶ月のこれらのミッションは、受益国からの専門知識の要求に対応できるように設計。そのチャンネル上の専門知識のミッションは、FEI 社とそのパートナーによって実装される。 チャンネル 2 : プロジェクト・ファイナンス：入札の最初の呼び掛けは 2012 年 4 月 FEI ウェブサイト上で公開予定。選択プロジェクトは、受益者の能力強化により、世界基金補助金プログラムの健康への影響強化を目指す。
助成目的	プログラムの目的はフランス語を話す専門家の動員を介して世界エイズ・結核・マラリア対策基金補助金の健康への影響をまとめて整理することである。別の目的は、フランス語圏の国の世界基金へのアクセスを改善することである。
助成規模 (金額)	プロジェクトによる。 ※入札の最初の呼び掛けは 2012 年 4 月 FEI ウェブサイト上で公開。 以下の活動は（チャンネル 2 の一部として）資金が支給される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術的専門知識</li> <li>• トレーニング</li> <li>• ワークショップ</li> </ul> 以下の費用は支給対象： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 給与</li> <li>• 物流コスト</li> <li>• 管理コストの</li> <li>• その他の経費（オフィス賃貸、小型機器など）</li> </ul> 償還の対象外： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 医療用品供給 等</li> </ul>
該当する MDGs 対象分野	保健
応募条件	チャンネル 1 : 全てのアプリケーションが協力要請国のフランス大使館の Department of Cooperation and Cultural に管理される必要がある。 FEI に直接送信されたアプリケーションは考慮されない。

	<p>チャンネル2 資金調達の評価基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•主要基準：オファーの質</li> <li>•二次的基準：提案の付加価値</li> </ul> <p>各入札の呼び掛けは、独自の評価基準があります。</p> <p>応募条件情報参照先：  <a href="http://www.fei.gouv.fr/files/S%C3%A9minaire5PC-Canal2.pdf">http://www.fei.gouv.fr/files/S%C3%A9minaire5PC-Canal2.pdf</a></p>
応募資格	<p>応募資格者：フランスに位置する市民社会、公共団体、研究機関、民間団体、フランス語圏の国やその他 Initiative 5%の対象国（ベナン、ブルキナファソ、コモロ、ガーナ、ギニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、セネガル、ニジェール、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、チャド、トーゴ、アフガニスタン、ハイチ、パレスチナ自治区、カーボベルデ、コートジボワール、ギニアビサウ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、モザンビーク、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、ジブチ、エジプト、レバノン、モロッコ、チュニジア、ドミニク、ドミニカ共和国、セントルシア、カンボジア、ラオス、タイ、バヌアツ、ベトナム、アルバニア、アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、"旧ユーゴスラビア共和国マケドニア、グルジア、モルダビア、モンテネグロ、セルビア、ウクライナ）、国際機関</p> <p>プロジェクト期間：2-3年</p> <p>入札者は応募基準を満たしていること。</p> <p>応募資格情報参照先：  <a href="http://www.fei.gouv.fr/files/S%C3%A9minaire5PC-Canal2.pdf">http://www.fei.gouv.fr/files/S%C3%A9minaire5PC-Canal2.pdf</a></p>
応募期間	<p>入札の最初の呼び掛けは2012年4月、第二回は2012年6月、第三回は2012年末、第四回は2013年初頭（予定）にFEIウェブサイト上で公開。</p> <p>入札への呼びかけが発行されると、助成契約の署名は6ヶ月以内に実施。</p>
採択件数	実績なし
採択実績 (どの企業が採択されたか)	実績なし
その他	詳細情報は不明。

出所：FEI

<http://www.fei.gouv.fr/en/about-us/presentation.html>

### 3. 収集した事例の類型化

今回収集した情報を元に、収集した事例を整理。今回対象国の助成制度プログラムについて、下記助成制度の概要、MDGs 分野への関連性、助成条件について類型化した。

#### (1) 概要（事業主体・事業規模等）

##### ① 日本

MDGs 目的に資する助成は、いわゆる途上国支援事業か、学術研究への助成プログラムが多く見られる。しかしながら、過去の採択実績を見ると、これらの助成はいずれも民間企業を排除していないものの、採択実績はNGO、学術団体や個人にほぼ限定されている。

##### ② アメリカ

MDGs に関連する事業の援助機関は米国国際開発庁 (USAID) であり、国内・海外からの応募を受け付けている。特徴は、申請事業者が自ら助成対象となる国・分野を選定し、その選定に基づく申請を行う点にある。また、対象分野を選定する際は、以下の分野に関連することが要求される。

- ・ グローバル・デベロップメント・アライアンス
- ・ コラボレーション・アグリーメント
- ・ グローバル・フレームワーク
- ・ デベロップメント・イノベーション・ベンチャー

一方、新規プロジェクト以外にも、予め指定された特定の国・分野のプロジェクトに直接応募する方法もある。

##### ③ カナダ

カナダは、政府系機関が支援を実施している。海外の営利組織を対象とした資金援助プログラムを提供していないが、カナダに拠点を置く営利組織に対しては、いくつかのプログラムを提供している。プログラムの申請条件については、申請者がカナダに拠点を置いていること、グッド・ガバナンスを実施していることの証明、およびカナダ経済へ貢献していることの証明の 3 つが必須である。

##### ④ 英国

英国で民間企業が行うプロジェクトについての資金調達や融資面を主に担っているのは UK Department for International Development (DFID) である。2011年1月に民間セクター部門が新設され、DFIDの民間セクターとの関わりの程度、

範囲、効率の向上を目指している。その他、欧州復興開発銀行（EBRD）、Waterloo財団が MDGs プログラム支援を実施している。

### ⑤ オーストラリア

民間企業にも適用可能な MDG 分野に特化した助成プログラムの事例を見受けられなかった。

### ⑥ フランス

フランスは営利目的の国外機関を対象とした MDGs プログラムは存在しない。援助機関のひとつとして French Development Agency (AFD)がある。ファンドは発展途上国の公共団体（例えば中央政府、地方政府、市役所等）への資金供与を実施し、援助受益者はフランス企業のサービスを利用しなくてはならないという制約がある。その他の援助機関として Reserve Pays Emergents、UBIFRANCEがある。またフランスにおける民間財団法人に関しては、一般的に営利目的とした機関にファンドを提供する機会を与えていないのが現状である。

（2）MDGs に資する分野（保健・教育・食料・環境（水を含む）・開発に資するサービス（マイクロファイナンス等）のいずれに関連が深いか。

明確な言及はないものの、多くのプロジェクトが何らかの意味で MDGs に貢献する内容となっている。特に公衆衛生、教育分野に関する国毎の件数は以下の表のとおり。なお、一つのプロジェクトについて保険、教育双方に関係するプロジェクトはそれぞれ個別にカウントした。

対象国	保健	教育
日本	4	4
アメリカ	9	5
カナダ	8	3
英国	6	4
オーストラリア	2	2
フランス	6	3

### （3）助成規模（金額）

国別の特徴について分析結果は以下の通り。日本の助成プログラムは全体的に助成規模額が小さい傾向があり、最高額は 2,500 万円である。アメリカ、英国、カナダ、フランスにおいては、ばらつきはあるものの全体としては助成金額は大きい傾向がある。

その他の特徴としては、インフラ分野への助成金額が高額となっている。英

国では 3,650 万米ドル規模、フランスでは 170 万ユーロ規模のインフラ分野への助成実績があった。また、フランスにおいては、援助対象国向けの小額ローンがある、主に中小企業への 400 ユーロ、800 ユーロ規模の融資プログラムが存在する。

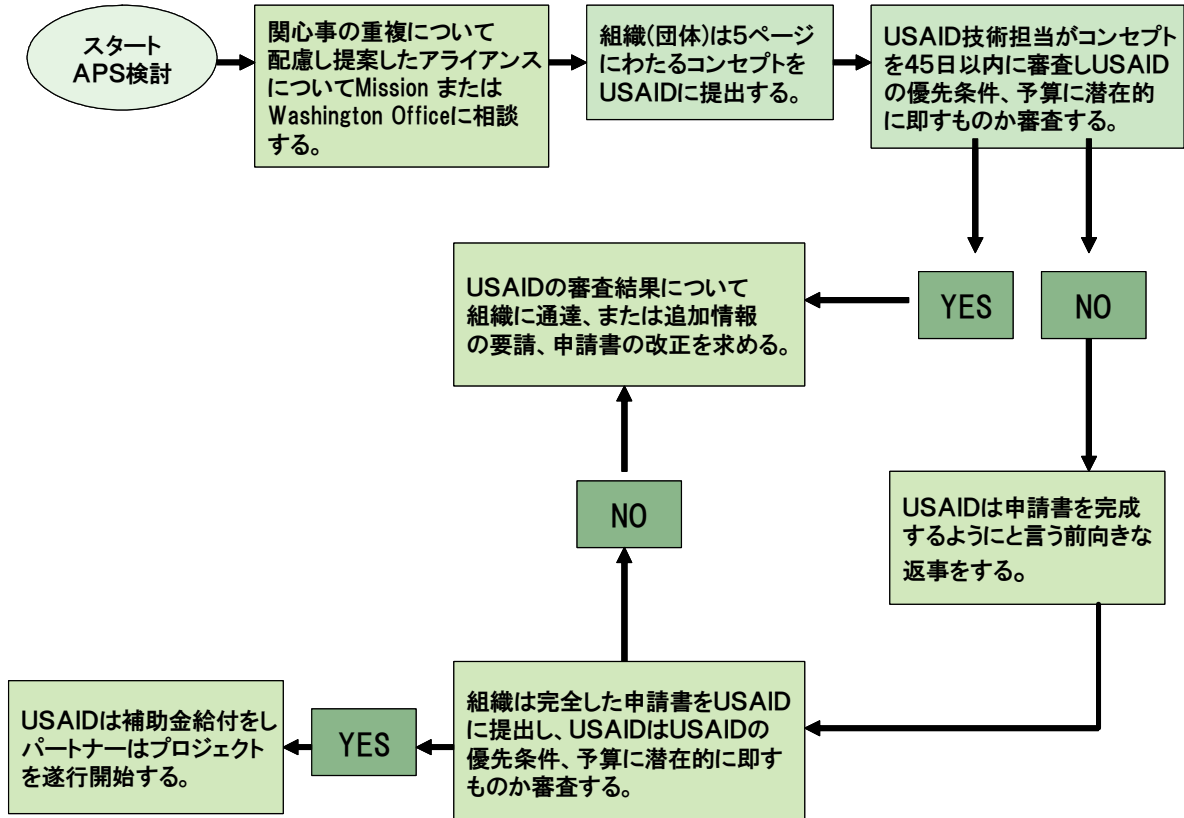
#### **（４）助成の条件（報告の有無等）**

助成条件は今回の対象国、および助成プログラム毎に異なるため、類型化の抽出は困難。各助成条件の詳細については各国個票を参照。

#### 4. 申請フロー

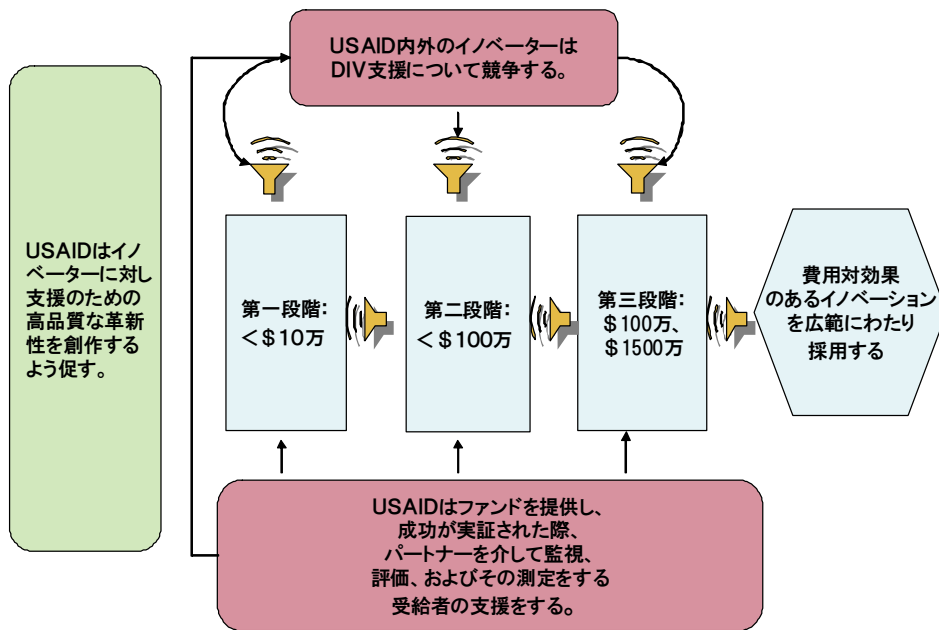
日本、カナダ、オーストラリア、フランスについては、アプリケーションを申請後、委員会等の選定者による審査により申請採否を決定というような一般的な手続フローに従う。一方、アメリカ、英国については、フローの詳細内容について公開している事例があるため、下記に整理。

図 1 アメリカ：グローバル・ディベロップメント・アライアンス



出所：U.S. AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT, FY2012 GLOBAL DEVELOPMENT ALLIANCE (GDA) ANNUAL PROGRAM STATEMENT (APS)よりMR I 作成

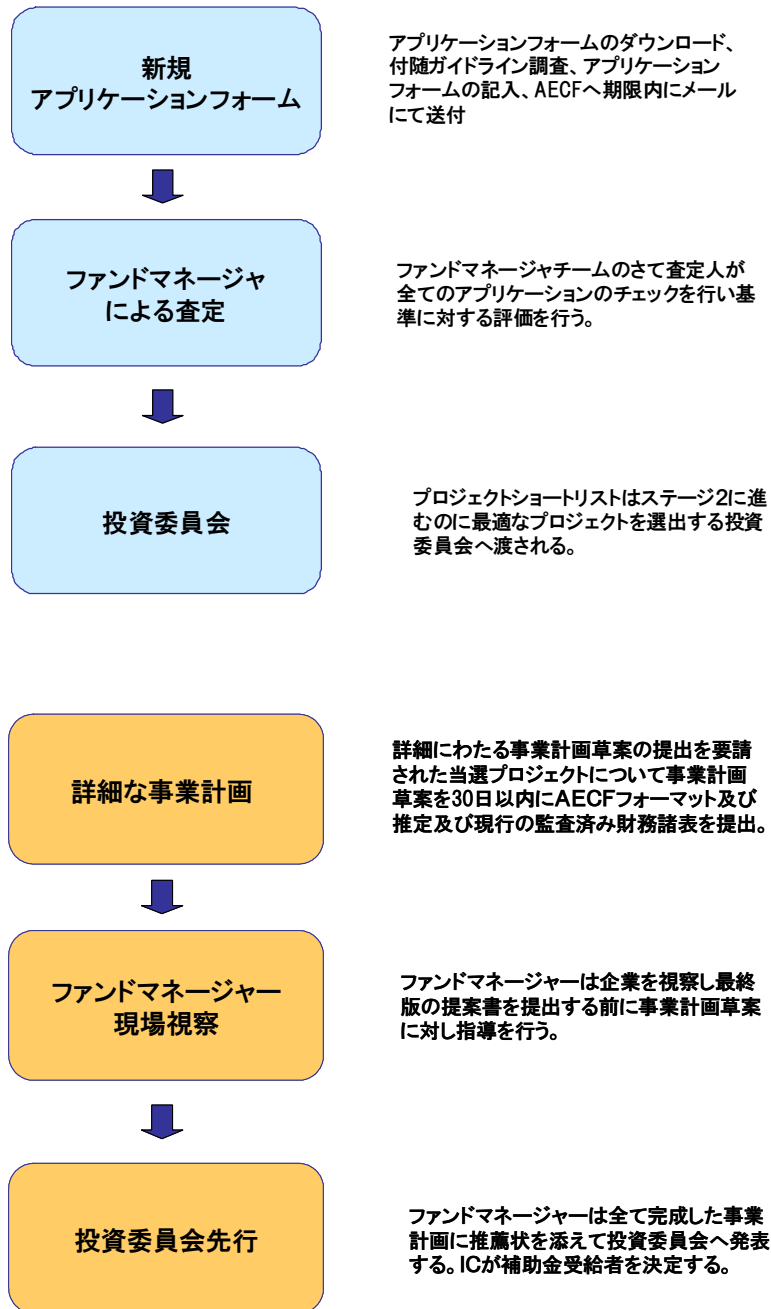
図 2 アメリカ:ディベロップメント・イノベーション・ヴェンチャー  
DIV モデル



出所 : U.S. AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT, The DIV Model in Detail より MRI 作成



図 3 英国 : AECF ジンバブエプログラム



出所 : The Africa Enterprise Challenge Fund (AECF), The Process より MR I 作成

## 5. 過去の採択案件の事例化

各国の助成プログラムについて、過去採択された案件の詳細は不明なケースが大半。

具体的な内容については記載されているのは、国別に下記の通り。

- ・ 日本：環境・エネルギー、衛生、社会福祉
- ・ アメリカ：採択案件が対象とする分野は不明。一方、シスコ、コカ・コーラ、スターバックスインテル、シーボード等のグローバル企業の採択事例についての記載あり
- ・ カナダ：不明
- ・ 英国：食品小売、教育、インフラ整備（電力、水供給関連）、起業支援
- ・ オーストラリア：不明
- ・ フランス：不明

以上